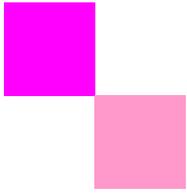


愛知県 人にやさしい街づくり 望ましい整備指針

平成26年





目次

I. 役割と特徴	
1. 役割	2
2. 特徴	3
II. 2つの基本事項、5つの視点、2つの配慮	7
III. 建築物の項目別整備の考え方	19
1. 敷地内通路	21
2. 廊下等	23
3. 出入口	25
4. 階段	27
5. エレベーター	29
6. エスカレーター	31
7. 便所	33
8. 客席	35
9. 駐車場	36
10. 案内表示	37
11. 浴室等	39
12. 客室	40
13. カウンター等	41
14. 授乳室等	42
15. 手すり	43

IV. 建築物の整備にあたっての措置

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
1. 敷地内通路	47
2. 廊下等	50
3. 出入口	54
4. 階段	59
5. エレベーター	62
6. エスカレーター	67
7. 便所	69
8. 客席	79
9. 駐車場	82
10. 案内表示	85
11. 浴室等	92
12. 客室	95
13. カウンター等	98
14. 授乳室等	99
15. 手すり	100

V. 参考資料

・・・・・・・・・・・・・・・・	103
・情報提供、人による対応、施設管理	104
・参考図集	107
・参考事例	117
・用語集	124
・経緯等	128
・参考・引用文献	131
・関係法令	
人にやさしい街づくりの推進に関する条例	133
人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則	141
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	165
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	191
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令	205
ユニバーサルデザイン政策大綱	213



I. 役割と特徴

1. 役割

一人ひとりがその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会づくりに向け、国土交通省において、平成17年7月、「ユニバーサルデザイン政策大綱」が取りまとめられた。

さらに、平成18年6月には、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、人にやさしい街づくりの整備の促進が一層期待される時代となった。

こうした社会状況の中、本県においても、より一層人にやさしい街づくりを進めるため、平成16年12月に人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「人にやさしい街づくり条例」という）を改正し、特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準（以下「整備基準」という）に加え、より円滑に利用できるようにするための望ましい基準を定めることとした。

本書は、建築物に関する望ましい基準について、「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」（以下、「望ましい整備指針」）として示したものである。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

（整備基準の遵守義務等）

第11条 特定施設（注）の新築若しくは新設、増築又は改築（中略）をしようとする者は、当該特定施設（中略）について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。（以下略）

2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。

注）特定施設：多数の者が利用する一定範囲の施設

2. 特徴

整備基準は、最小限の措置を施設の用途・規模別に定め、遵守を求めている。一方、望ましい整備指針は、次のような3つの特徴を持っている。

- ① 高齢者や障害者を始めとするすべての人があらゆる施設を、より一層円滑に利用できることを目指したものであり、施設整備に求められる多様な意見を反映し、身体的状況等に対応した措置を示したものである。
- ② 事業者や設計者等が、当該施設を整備する際に必要な措置を選択することができるようにしたものである。またこれ以外にも、考え方に基づいた工夫等、柔軟な対応を期待するものである。
- ③ 施設整備にあたっての意見の聴取の機会に活用されるとともに、その事例蓄積によって内容が見直され、充実していくことが期待されるものである。また、技術開発の進展、整備の考え方の変化に対応して、その内容を発展させていくものである。

これまでの「人にやさしい
街づくり条例」による
措置（基準）の適用の考え方

整備基準

条例によって遵守すべき基準

『高齢者、障害者等が円滑に利用できる
ようにするために必要な特定施設の構造
及び設備に関する措置の基準』

様々な人や状況への対応が求
められる時代となり、県では平
成 16 年に条例を改正

◆策定にあたっての観点

- ①限定的 ⇒ 多様性
- ②画一的 ⇒ 柔軟性
- ③固定的 ⇒ 発展性

整備基準
(義務)

遵守

遵守・選択

これからの「人にやさしい街づくり条例」による 措置（基準）の適用の考え方

望ましい整備指針

【整備の考え方】（指針P7～）

◆整備にあたっての2つの基本事項

- ・高齢による機能低下、障害等への十分な理解
- ・配慮内容についての適切な段階での検討

◆整備にあたっての5つの視点

- ・共用できる空間づくり
- ・複数の手段が用意された空間づくり
- ・分かりやすい空間づくり
- ・使いやすい空間づくり
- ・安全な空間づくり

◆施設運営に向けての2つの配慮

- ・ソフト対応についての運営者との調整
- ・運営者への配慮事項の伝達

◆項目別

敷地内通路／廊下等／出入口／階段
エレベーター／エスカレーター／便所／客席
駐車場／案内表示／浴室／客室
カウンター等／授乳室等／手すり

事業者（**付外含む**）、
設計者、施工者、
メーカー、インテ
リアデザイナー等

- ・「考え方」を理解
- ・「措置」を選択・採用

高仕様化

【措置】（指針P45～）

◆項目別／共通事項と障害別事項

多様な意見が反映された措置

整備基準
（義務）

整備事項の追加

措置の選択
にあたって
意見を聞く

スパイラル
アップ

意見を反映させる仕組み

- 高齢者・障害者等からの意見の聴取会での活用
- 適宜改訂
 - ・意見を反映させる仕組みでの事例の蓄積
 - ・技術開発の進展
 - ・整備の考え方の変化



Ⅱ. 2つの基本事項、5つの視点、2つの配慮

望ましい整備指針は、具体的な措置の画一的な適用を意図したものではなく、事業者や設計者等が「考え方」を理解し、その考え方を具体化した「措置」を選択し、採用することを想定したものである。

Ⅱ章では、「考え方」のうち、整備にあたっての総括的なポイントを提示している。

すべての人が建築物等をより円滑に利用できるようにするために、特に下記のような考え方を理解して整備を進めることが望まれる。

■ 整備にあたっての2つの基本事項

○高齢による機能低下、障害等への十分な理解

すべての人が建築物等を円滑に利用できるようにするためには、心身の機能が低い状態に対応することが必要となるため、高齢による機能低下、障害等の特性を理解する。なお、施設利用者の身体機能は多様であることを前提として施設整備を考える。

- ・たとえば、視覚障害といっても視力がない場合（全盲）ばかりではなく、多くは視力が低い場合や視野が狭い場合である。このため、空間の構成要素を視覚的にはっきりと認識できるようにすることが有効である。視覚障害者誘導用ブロックの色が重要であるのもこのような理由によるものである。
- ・内部障害は外見からは分かりにくい障害である。しかし、便所の利用など、施設利用にあたっての困難はいくつか見られる。このため、内部障害の人が利用できる便所施設を設けるなど、施設整備において配慮すべき点は多い。
- ・高齢になると少しずつ身体機能が低下し、階段や長い廊下の利用など移動することが困難となる。乳幼児を連れてきている人、大きな荷物を持っている人も同様である。このように、加齢やその時々状況によって移動が困難となるため、エレベーターなどにより上下移動を解消することが有効となる。

（P12（参考）心身機能の低下・障害等の特性と配慮する内容、P14（参考）基本動作寸法を参照）

○配慮内容についての適切な段階での検討

措置を後から考えていては、障害の種類によっては利用が困難となる場合もある。各々の配慮内容については、検討すべき整備の段階（設計・施工時から、運用後の改修も含めて）があるため、これに留意し整備を進める。

- ・たとえば、歩道と宅地のレベルをあわせるなど、宅盤を計画する段階から検討しなければ、敷地の入口から建物の入口まで、高低差の少ない施設とすることができない場合がある。
- ・親子連れの利用が多く見込まれる施設では、施設の基本的な設計段階から検討しなければ、親子連れが利用しやすい便所の数やそのためのスペースを十分確保できない場合がある。

■ 整備にあたっての5つの視点

- ・施設整備にあたって、できるだけ多くの人と一緒に利用できる空間づくりをめざすことが大切である。しかし、その空間だけでは、身体状況によっては施設利用できないことがあるため、すべての人が利用可能となるよう、複数の手段を用意することも大切である。
- ・施設を整備する際のその他の重要な視点として、分かりやすい、使いやすい、安全な空間づくりをめざすことが大切である。

○共用できる空間づくり

できるだけ多くの人がいっしょに使えるものづくりをめざす。

- ・たとえば、一般の便房の扉の幅を広げ、形状を一回り大きくすることにより、一般の便房を手動車いすを使用する人が利用できたり、ベビーカーといっしょに入ることができるようになる。
- ・扉を開閉する際、握力の弱い人や細かな手の動きが苦手な人は、握り玉タイプの把手を回すことができない場合もある。把手をレバーハンドル式とすることにより、このような人も使え、より多くの人が扉を開閉できるようになる。

○複数の手段が用意された空間づくり

対応できない人が出ないように、別の手段を用意することも必要となる。

- ・たとえば、高低差がある場合、共用できる空間づくりとして傾斜路を設置するが、傾斜路に併設して階段を設けることにより、傾斜路を苦手とする人も利用できるようになる。
- ・情報提供については、一つの手段で視覚障害、聴覚障害に対応することは困難である。このため、視覚、聴覚、触覚などの多様な手段による情報提供を行うことにより、視覚障害や聴覚障害があっても情報を受け取ることができるようになる。

○分かりやすい空間づくり

複雑なプランニングを避け、迷わずたどり着けるようにする。また、操作方法がすぐに分かるよう工夫する。

- ・たとえば、大規模な建物になると、どこに何があるか分かりにくいことがある。主要な動線に沿って各室や階段、エレベーター、便所を設けるなど、空間構成を分かりやすくすることにより、案内表示に過度に頼らなくとも、迷わず目的の場所にたどり着ける。
- ・扉とその周囲の壁がガラスで作られていたりすると、視覚に障害がある場合、どこが出入口なのか分かりにくいことがある。素材や色彩、照明など多様な要素を組み合わせてデザインすることにより、扉の部分がくっきりと分かりやすくなる。

○使いやすい空間づくり

使用するのに十分なスペースがあり、少ない力でも楽に使用できるよう工夫する。

- ・たとえば、戸は上吊り引き戸など少ない力で開閉できる形式とするとともに、戸の前後に十分なスペースを確保することにより、車いす使用者による戸の開閉がスムーズに行えるようになる。
- ・車いす使用者に対応した便房では、便座の周囲に十分なスペースを設けるとともに、洗浄装置などのボタン類を便座に腰掛けたまま手の届く範囲に設置することにより、個々の身体状態に合わせた方法で便座に移乗でき、また、便座に腰掛けたまま洗浄装置などのボタン操作ができるようになる。

○安全な空間づくり

ついうっかりしたり、意図しない行動が危険につながらないように工夫する。

- ・たとえば、部屋の出入口やエレベーターホールの近くに下り方向の段差を設けないことにより、車いす使用時に段差から転落するような危険を防止する。
- ・階段の裏側に空間があると、視覚障害者が間違っ進入し、頭を打つ可能性もある。階段の裏側に頭を打つような空間を設けない、または柵などを設け、視覚障害者が間違っ進入しないようにすることにより、このような危険を未然に防止する。

■ 施設運営に向けての2つの配慮

○ソフト対応についての運営者との調整

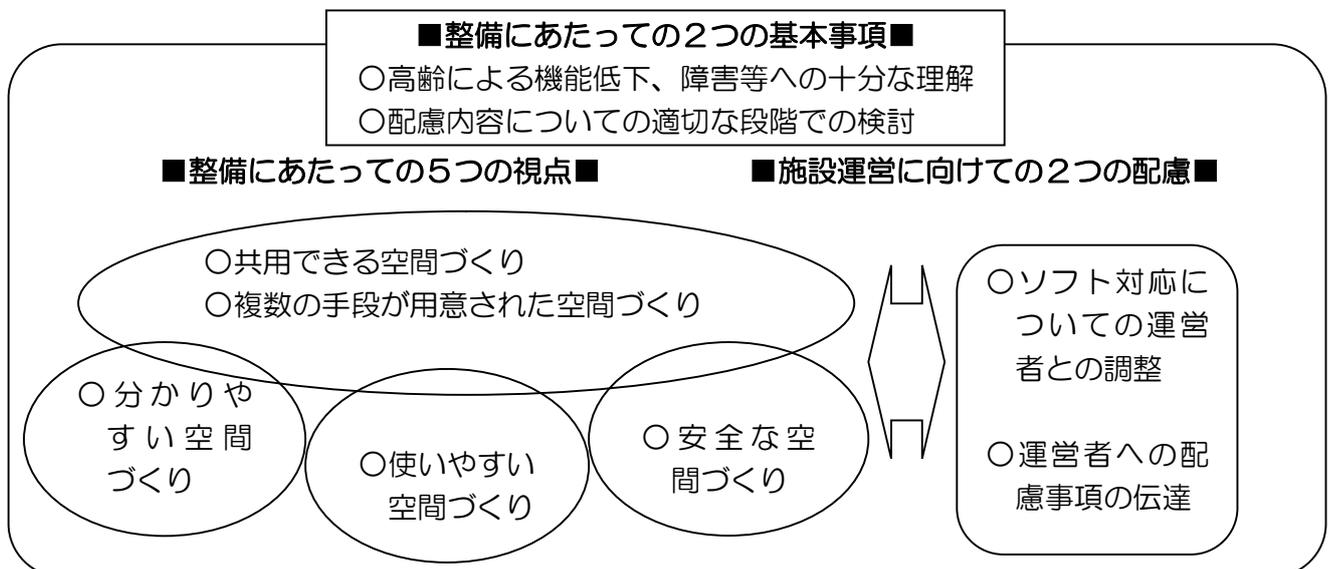
整備した措置とともに、管理運営方法などの人的対応や制度的対応（ソフト対応）が重要なため、運営者とは十分調整する。

- ・たとえば、設備による工夫を行っても、係の人など人の力が必要な場合もある。また、サポートによって、より使いやすくなる場合もある。設計にあたっては、どのような場合に人的対応や制度的対応が必要となるか運営者と十分調整しておく必要がある。

○運営者への配慮事項の伝達

施設運用後、運営者によって十分な対応がなされるよう、設計者や施工者等は配慮した内容について運営者に伝達する。

- ・たとえば、設計者や施工者等が配慮した内容を運営者に十分引き継ぐことにより、運営者が配慮した内容を利用者に紹介し、高齢者、障害者等が安心して施設を訪れることができるようになる。

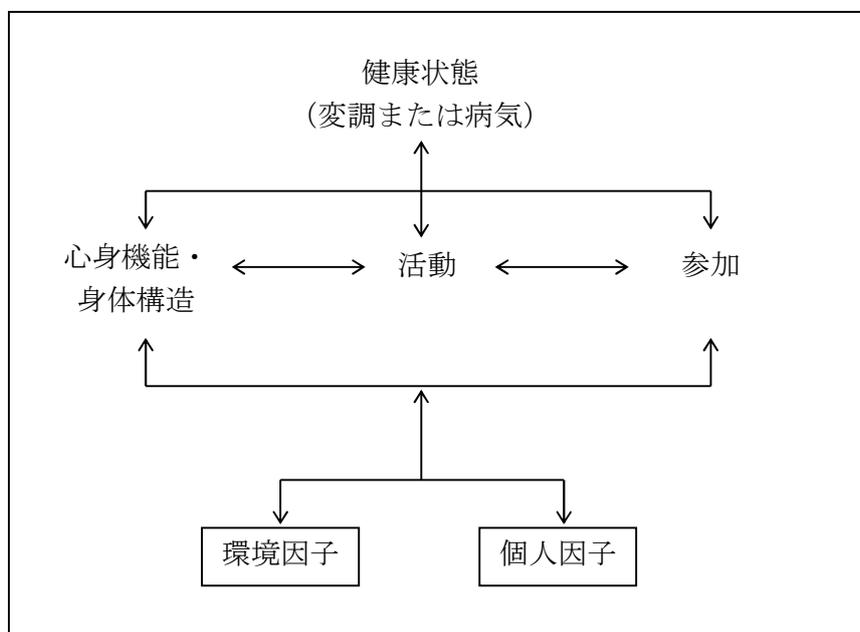


■障害の規定「国際生活機能分類－国際障害分類（ICF）」：世界保健機構（WHO）

障害は個人の問題に帰結するものではなく、その多くが社会的環境によって創り出されるものであり、それ故、誰もが環境によって機能障害や活動制限が生じてくること、また、その対処も施策としての社会環境への介入がより重要になってきていることを示すものです。

例えば、同じレベルの歩行困難さ（移動制約）があったとしても、施設や道路などがバリアフリーになっていれば、そうした整備の遅れた環境で生活することに比べ、社会活動や社会参加がしやすくなるというものです。

障害分類による構造



(参考) 高齢による機能の低下、障害等の特性と建築物の計画上配慮する内容

対 象		特 性	建築物の計画上配慮する内容
肢体不自由	つえ使用	・段を越えたり、上下移動が困難である。	・段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。
		・狭い空間での移動が困難である。(松葉杖使用時)	・移動がスムーズに行える空間を確保する。
		・疲れやすく長い距離の歩行が困難である。	・移動距離を短く休憩スペースを設ける。
	電動車いす使用 手動車いす使用	・段を越えたり、上下移動が困難である。	・段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。
		・狭い空間での移動及び移乗が困難である。	・その際に遠回りにならないよう配慮する。
		・視点が低く、手の届く範囲が限られる。	・表示やボタン、棚などは、低い視点や手の届く範囲を考慮する。
	・手動車いすに比べ、回転等にスペースが必要となる場合もある。	・手動車いすに比べ、広いスペースを確保する。	
上肢障害	・細かな手先の動作や強い力を出すことが難しい。	・操作のしやすさを確保する。	
片まひ	・左右どちらかからのアプローチ、操作が制限される。 ・身体のバランスがとりにくい。	・左右両側からのアプローチ、操作を確保する。 ・バランスを保てるよう手すりなど設置する。	
視覚障害	全盲	・位置関係や距離、建築物や設置物の状況等、移動や機器操作のために必要な視覚情報を把握できない。 ・案内表示等、視覚的情報を認知できない。 ・点字を読める方、読めない方がいる。	・頭に入れやすいよう、分かりやすい空間構成とする。スイッチ等の位置も同様に分かりやすい配置とする。 ・音、触覚による情報入手に対して配慮する。 ・情報の連続性に配慮する。 ・情報提供がなされていることが分かるよう工夫する。 ・音、触覚(点字も含めそれ以外の方法も)による情報提供を行う。
	弱視等※	・位置関係や距離、建築物や設置物の状況等、移動や機器操作のために必要な視覚情報を把握しにくい。 ・案内表示等、視覚的情報を認知しにくい。 ・点字を読める方、読めない方がいる。	・頭に入れやすいよう、分かりやすい空間構成とする。スイッチ等の位置も同様に分かりやすい配置とする。 ・音、触覚による情報入手に対して配慮する。 ・部位などの色使いにより空間を把握しやすくする。 ・情報の連続性に配慮する。 ・情報提供がなされていることが分かるよう工夫する。 ・音、触覚(点字も含めそれ以外の方法も)による情報提供を行う。 ・表示の大きさ、色使い、目線近くへの表示の設置、適度な照度など見やすさに配慮する。
聴覚障害	聾者	・音や声による情報伝達が不可能である。 ・発話できる方も多い。	・文字や手話による情報提供、光、振動などの触覚による情報提供を行う。 ・視覚情報が十分得られるよう明るさなどに配慮する。
	難聴者	・音や声による情報伝達が困難である。 ・発話できる方も多い。	・拡声器などにより明瞭な音声提供を行う。 ・文字や手話による情報提供、光、振動などの触覚による情報提供を行う。 ・視覚情報が十分得られるよう明るさなどに配慮する。

※視力が低い、視野が狭い、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、特定の色が分かりにくい。

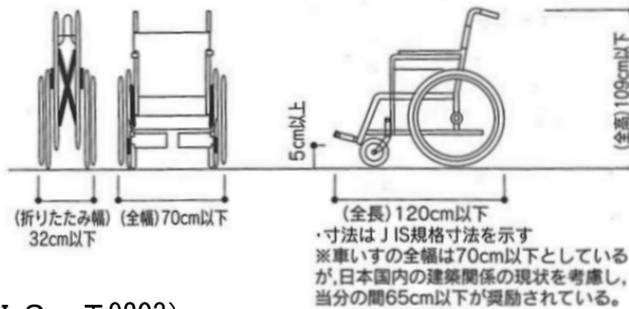
対 象	特 性	建築物の計画上配慮する内容
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> 言葉による意思表示が相手にうまく伝わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 相手が当事者を視覚的に確認できるよう配慮する。
内部障害	<ul style="list-style-type: none"> 上下移動が困難である。 疲れやすく、長い距離の歩行が困難である。 人工心臓などの装着がある。 電波などによる誤作動の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターなどで上下移動を解消する。 移動距離を短くする。 休憩スペースを設ける。 電波利用機器などを設置する場合、位置を配慮する。 案内により注意を喚起する。
	オストメイト	<ul style="list-style-type: none"> パウチを装着している。
知的障害等	<ul style="list-style-type: none"> 抽象的な判断、臨機応変な対応、建物全体の空間把握が苦手である。 意思表示が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には分かりやすい空間構成や絵文字などによる情報提供により、空間認識や理解を助けるようにする。 落ち着ける環境を提供する。
重複障害	<ul style="list-style-type: none"> 下肢障害と上肢障害、聴覚障害と言語障害など障害が複合する場合があります、特性も多様。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの障害への対応を基本に、複合の種類により、多様な対応が必要となる。
高齢による機能全般の低下	<ul style="list-style-type: none"> 筋力や関節可動域の低下、平衡感覚の低下から、長い移動や上下移動が困難であるとともに転倒の危険が増す。 立ったりしゃがんだり困難である。 視覚及び聴覚等の感覚機能が低下する。(白内障による黄変化視界など) 細かい動作や新しい操作方法になじみにくい。 疲れやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。 歩きやすさを確保する。 手すりなどで身体を支持する。 操作や情報提供は、見やすさ、聞きやすさ、分かりやすさを確保する。
妊娠時、乳幼児連れ	<ul style="list-style-type: none"> 段を越えたり、上下移動が困難である。 足元が見づらい。 長時間の立位が困難である。 前かがみの姿勢やしゃがむ等の動作が困難である。 親などの大人と乳幼児が同行するので、一緒に入ることができるスペースが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。 歩きやすさを確保する。 休憩スペースを設ける。 手すりなどで身体を支持する。 乳幼児同伴の大人が安心して利用できるスペースを設ける。 授乳、おむつ交換ができるスペースを設ける。
児童	<ul style="list-style-type: none"> 児童の場合、体が小さいとともに緊急時の判断が遅れやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 低い位置からの操作性、視認性に配慮する。 子どもの視線、行動を考慮して、衝突回避等安全策を確保する。 案内表示やアナウンスを分かりやすくする。
言語の違いによる障害	<ul style="list-style-type: none"> 情報獲得、意思表示が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉によらない案内表示をしたり、複数の言語で案内したりする等、情報伝達上の配慮を行う。
介助者のある場合	<ul style="list-style-type: none"> 介助にあたってのスペースが必要となる。 介助者と介助される者の性別が違う場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 介助スペースや介助者のためのスペースを考慮する。 性別によらず利用できるよう配慮する。

(参考) 基本動作寸法

整備基準及び本基準で示している出入口、廊下等の有効幅や広さは、車いす使用時などの基本動作寸法に基づいています。

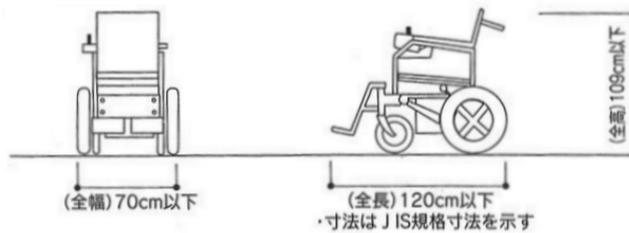
①手動車いす及び電動車いす

●手動車いすの寸法 (J I S T 9201)

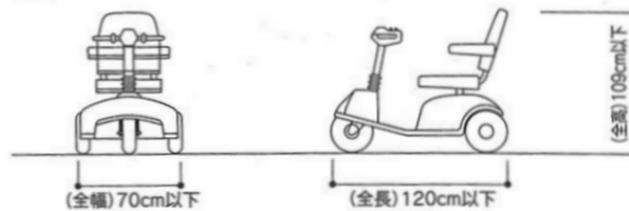


●電動車いすの寸法 (J I S T 9203)

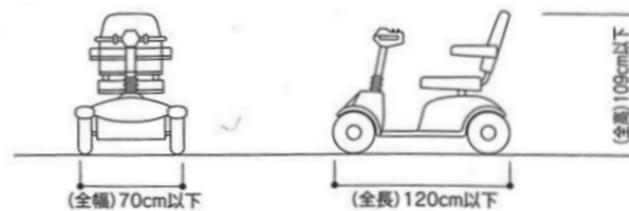
自操用標準型



自操用ハンドル型 (三輪)



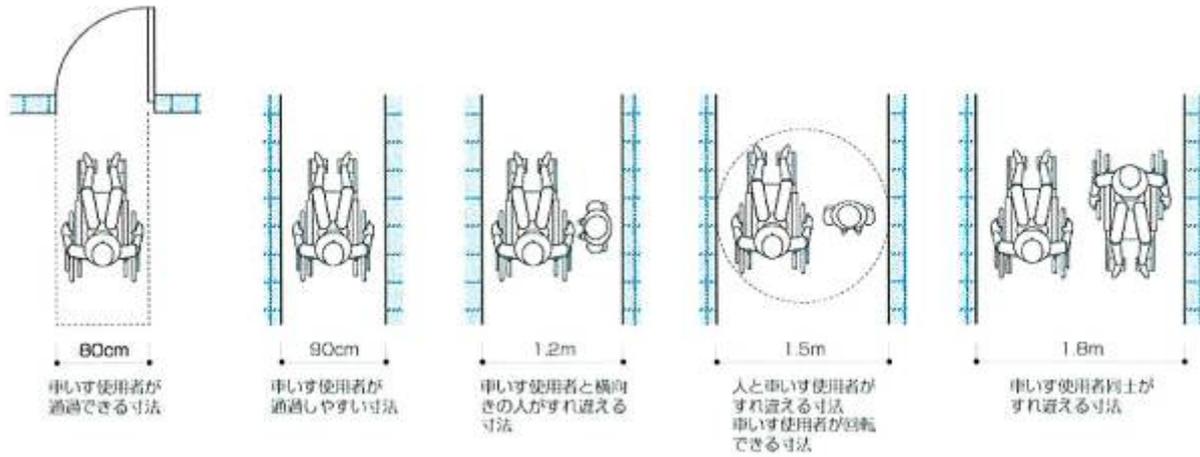
自操用ハンドル型 (四輪)



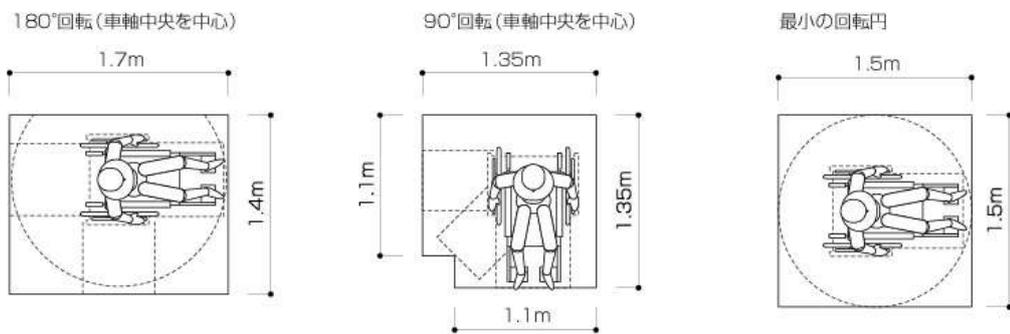
※電動車いすでは、かごやバッグなどを装備することも多いため、実際には上記寸法より大きなスペースが必要な場合が多い。

②車いす使用

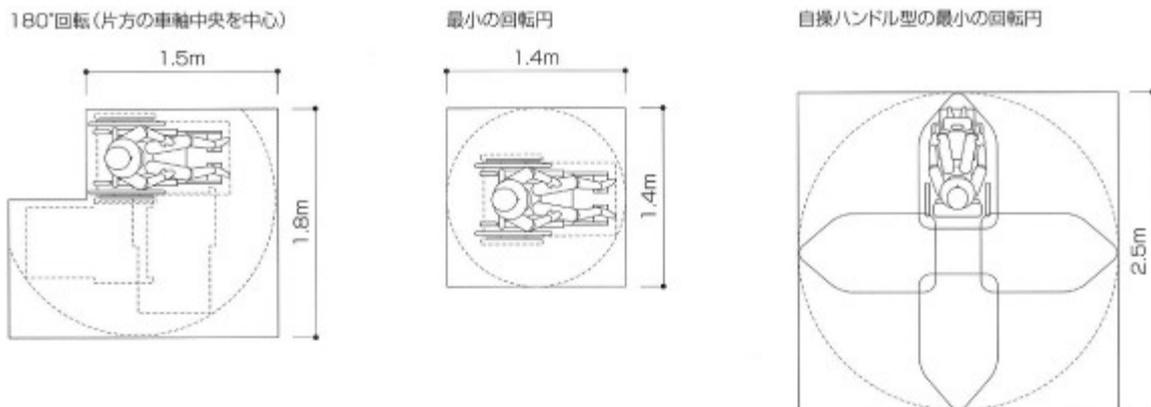
●通行寸法



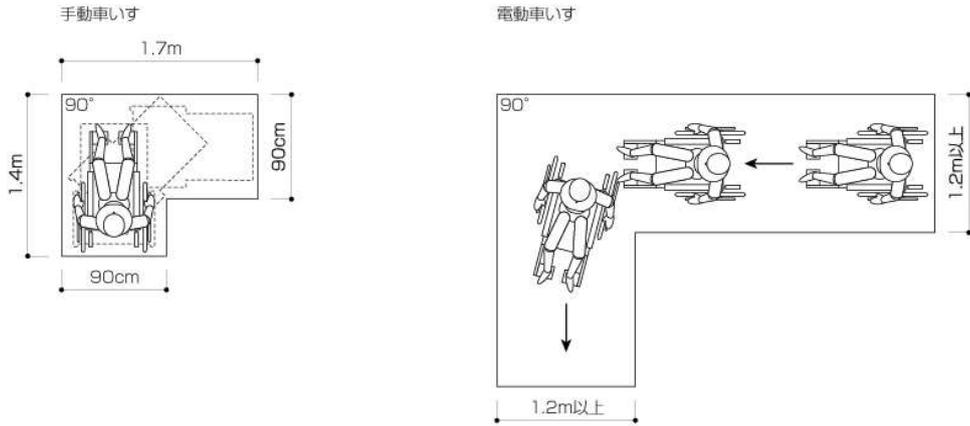
●回転寸法 手動車いす



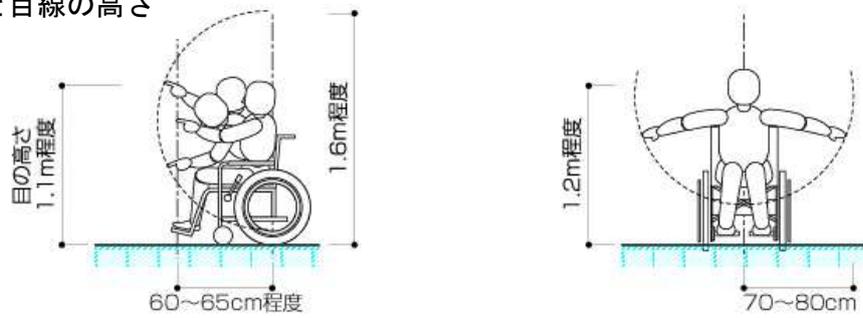
電動車いす



●直角路の通過



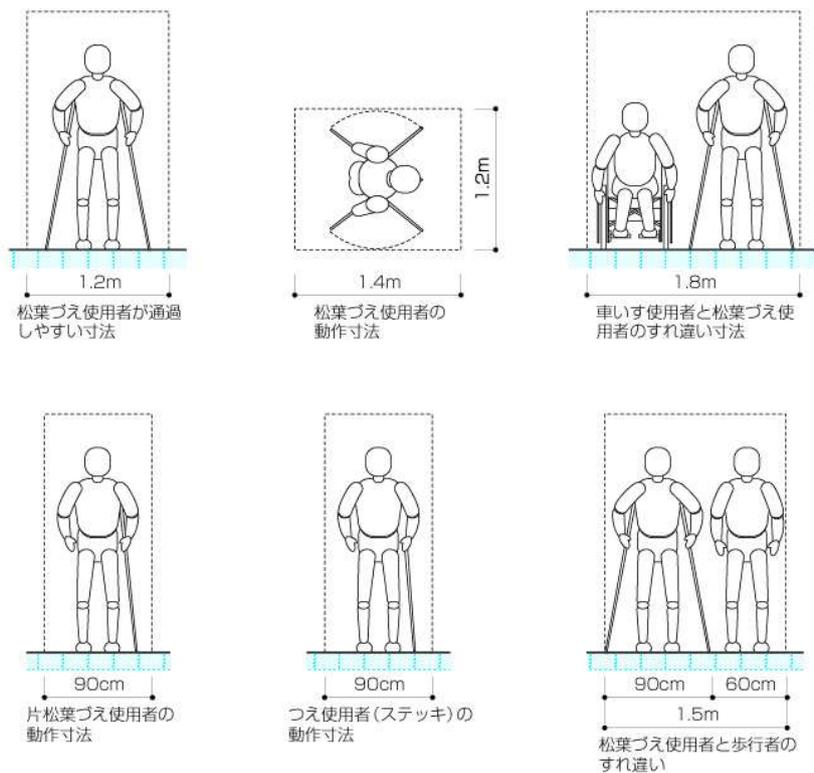
●手の届く範囲と視線の高さ



(注) 物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

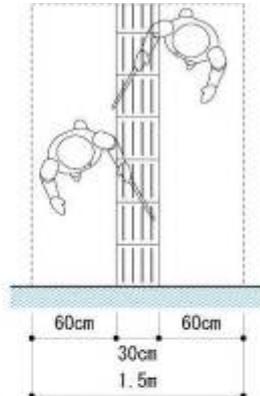
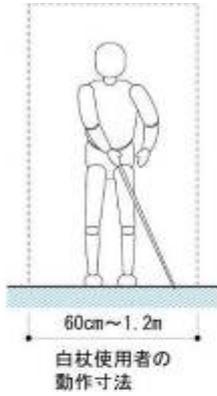
③つえ使用

●通過寸法



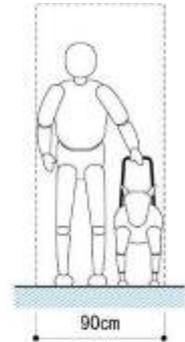
④視覚障害

●白杖使用

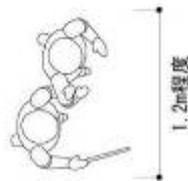


視覚障害者誘導用ブロック等を使用する白杖使用者が通過できる寸法

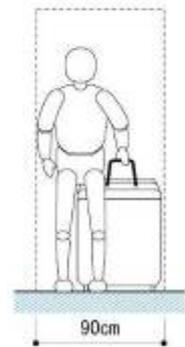
●盲導犬同伴



●介助者同伴

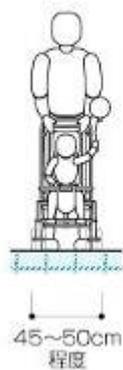


●旅行者

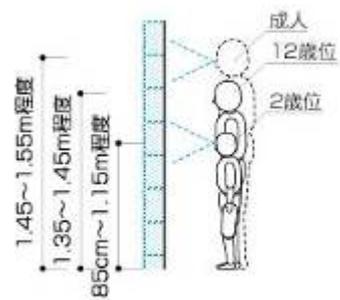


⑤ベビーカー連れ親子

●通過寸法



●目線の高さ・範囲





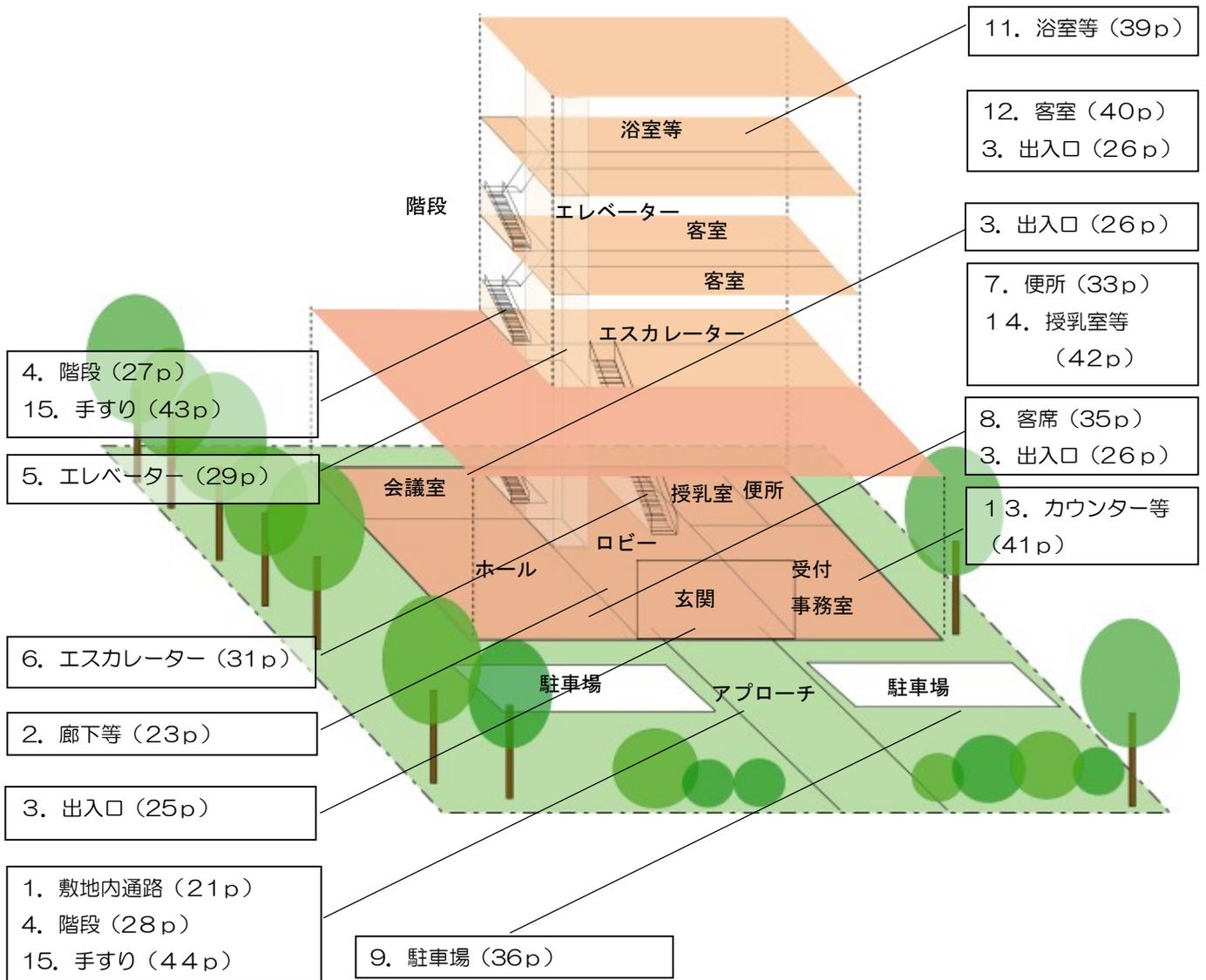
Ⅲ. 建築物の項目別整備の考え方

望ましい整備指針は、具体的な措置の画一的な適用を意図したものではなく、事業者や設計者等が「考え方」を理解し、その考え方を具体化した「措置」を選択し、採用することを想定したものである。

Ⅲ章では、建築物についての項目別整備の考え方を、Ⅱ章で示した整備等にあたっての5つの視点より整理している。なお、一つの考え方が複数の視点より整理できる場合、便宜上より強い視点に分類して記述している。

◆建築物の諸室等と整備項目の関連イメージ図

(例) ホテル



施設全体
 10. 案内表示 (37p)
 (参考) 情報提供、人による対応、施設管理 (104p)

敷地内通路は、敷地に接する歩道や駐車場から建築物の出入口に至る経路等である。敷地出入口から、建築物の出入口までの経路が容易に把握でき、段や高低差が生じないように計画する。やむを得ず高低差ができる場合には、使えない人がないように配慮する。また、車いす等を考慮して十分な幅を確保する。

●共用できる空間づくり

- ・ 敷地に接する歩道から建築物の出入口まで、高低差や段ができないようにする。
- ・ 表面は濡れても滑りにくく、車いすの走行性や視覚障害者の白杖の使用なども考慮したとする。
- ・ 通路幅は、車いす同士のすれ違いを考慮する。（他の様々な利用やすれ違いにも対応が可能となるため。）
- ・ 傾斜路を設ける場合は、車いすやベビーカーなどでの利用がしやすい勾配や仕上げとし、安全性を十分確保する。
- ・ 色彩や照明などを工夫し、通路や段差、傾斜路等の部分がはっきりと認識できるようにする。
- ・ 安全確保や移動補助等のために、傾斜路や段があるところでは手すりを設置する。
- ・ 案内板やモニュメント等の設置にあたっては、有効幅員を狭くしたり、連続誘導を妨げないように配慮する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 高低差がある場合、傾斜路を苦手とする人たちもいることを考え、階段などを併設し、経路を選択できるようにする。
- ・ 長い傾斜路は設置しない。やむを得ず設置する場合は、手動車いすをこぎ続ける負担が大きいため、昇降機による移動と選択ができるようにする。
- ・ 接続する歩道から出入口までの間に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすい舗装材の色や模様とする。

●使いやすい空間づくり

- ・ 長い移動が負担となる人のために休憩スペースを設置する。
- ・ 屋根を設けるなど、雨天時などにも使いやすい通路とする。

●安全な空間づくり

- ・ 安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。
- ・ 交差したり、屈曲するところは見通しをよくする。
- ・ 植え込みや塀を設ける場合は、幼児、車いす使用者の存在が認識できるものとする。
- ・ 視覚障害者にとって、目に止まりにくいものや白杖で認識しにくいもの（腰から上にあるものなど）は、避けきれない障害物となることもあるので設けない。
- ・ 車路と歩道が接する場所、段に接する部分、駐車場に接する部分などの危険な個所では、視覚障害者への注意喚起や間違っ進入してしまわないよう措置をする。

敷地内通路の整備例



廊下、ロビー、ホールは、建築物の出入口や利用居室、便所等を相互に結ぶ経路である。廊下等は段や高低差が生じないようにし、建築物の出入口では、目的とする場所までの経路が把握できるよう計画する。やむを得ず高低差ができる場合には、使えない人がないように配慮する。また、車いすなどを考慮して十分な幅を確保する。

●共用できる空間づくり

- ・ 廊下は、高低差や段ができないようにする。
- ・ 表面は濡れても滑りにくく、車いすの走行性や視覚障害者の白杖の使用なども考慮したものとする。
- ・ 廊下幅は、車いす同士のすれ違いを考慮する。（他の様々な利用やすれ違いにも対応が可能となるため。）
- ・ 傾斜路を設ける場合は、車いすやベビーカーなどでの利用がしやすい勾配や仕上げとし、安全性を十分確保する。
- ・ 色彩や照明などを工夫し、廊下や段差、傾斜路等の部分がはっきりと認識できるようにする。
- ・ 安全確保や移動補助等のために、傾斜路や段があるところでは手すりを設置する。
- ・ 案内板やモニュメント等の設置にあたっては、有効幅員を狭くしたり、連続誘導を妨げないように配慮する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 高低差がある場合、傾斜路を苦手とする人たちもいることを考え、階段などを併設し、経路を選択できるようにする。
- ・ 長い傾斜路を設置しない。やむを得ず設置する場合は、手動車いすをこぎ続ける負担が大きいため、昇降機による移動と選択ができるようにする。
- ・ 出入口から案内設備まで、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすい舗装材の色や模様とする。

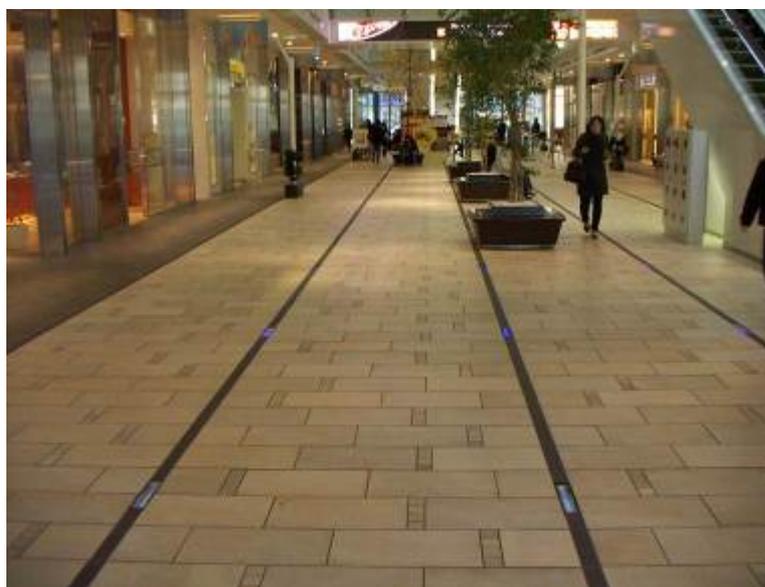
●使いやすい空間づくり

- ・ 聴覚障害者の利用に配慮し、顔の表情や手話、口話が読み取れるだけの明るさを確保する。
- ・ 長い移動が負担となる人のために休憩スペースを設置する。
- ・ 壁と車いすの接触に留意し、車いすフットレストあたりを設置する。

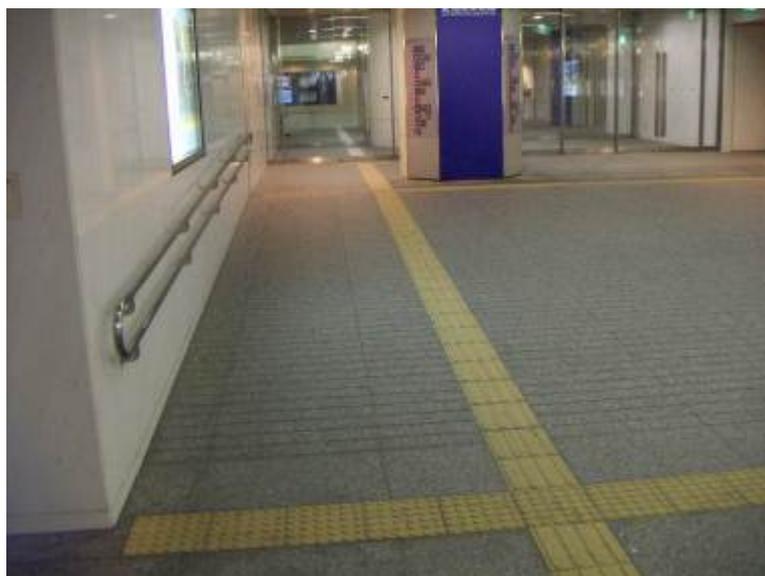
●安全な空間づくり

- ・ 交差したり、屈曲するところは見通しをよくする。
- ・ 床材、壁材を工夫し、転倒、衝突時の危険性を軽減する。
- ・ 窓は転落の危険がないよう留意する。
- ・ 視覚障害者にとって、目に止まりにくいものや白杖で認識しにくいもの（腰から上にあるものなど）は、避けきれない障害物となることもあるので設けない。
- ・ 段に接する部分、階段及び踊場の上端部、傾斜路の上端部などの危険な個所では、視覚障害者への注意喚起や間違って進入してしまわないような措置をする。

廊下の整備例



傾斜路の整備例



出入口は、建築物や居室を利用するにあたって、すべての人が円滑に通過できるようにすることが必要である。

扉を設ける場合には、認識しやすく、容易に通過できる形式とする。また、受付カウンター等は、適切に接遇できるよう、建築物の出入口から見通しの良い位置に設置する。

●共用できる空間づくり

- ・ 出入口には段や高低差を設けず、誰もが通過しやすい寸法、仕上げ、戸の形式とする。
- ・ 主要な出入口は自動扉とし、起動装置や安全センサーなど車いす使用者や視覚障害者等の通過も考慮したものとする。
- ・ 出入りの際などに雨等がかからないよう配慮する。
- ・ 弱視等は扉とその周辺の区別に困難を感じるが多いため、扉部分を認識しやすいデザインとする。
- ・ 建築物の出入口から見通しの良い位置に受付カウンターを設ける。またはインターホンを設ける。
- ・ 施設名称や室名などは立位の、車いす使用者、弱視等に見やすいように設置する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害に配慮し、玄関付近では必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックや音、点字、触知などによる案内を行う。
- ・ 視覚障害に配慮し、点字等により室名を表示する。
- ・ インターホンを設けて対応する場合は、聴覚障害にも配慮し、対応状況が分かるものとする。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 車いす使用者が利用できる出入口を分かりやすく案内する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 履き替えが必要なときは、履き替えがしやすいよう手すりや腰掛などを設ける。壁と車いすの接触に留意し、車いすフットレストあたりを設置する。

●安全な空間づくり

- ・ 戸の周辺では近接する階段によって車いすの転回に支障がないよう、また転落の危険がないよう考慮する。

- 衝突防止のため、扉の向こう側が認識しやすいよう扉に透過部分を設ける。なお、総ガラスとした場合、ガラスと分かるように模様などを入れる。
- 手動外開き戸を併設するなど、玄関の戸は非常時に対応できるようにする。
- 防火戸は下枠の段がない車いす使用者が通過できるものとするなど、避難時に高齢者や障害者等が利用しやすいものとする。
- 夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。

出入口の整備例



受付の整備例



階段は上下移動のための、段々状になった構造物であり、歩行の負担になりやすく、転落、転倒等の事故が起こりやすい場所である。安全面も含めて、上り下りしやすい勾配や仕上げ、段の認識しやすさを確保するとともに、手すりを設置する。

●共用できる空間づくり

- ・ 階段の形状は直階段または折り返し階段とし、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。
- ・ 階段は緩勾配とし、つまずきにくく、滑りにくいものとする。
- ・ 杖使用者などでも上り下りしやすい階段の有効幅員を確保する。
- ・ 歩行困難者、高齢者、視覚障害者、児童等の昇降時利用に配慮し手すりを設ける。
- ・ 色彩や照明などを工夫し、段などの部分がはっきりと認識できるようにする。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 車いす使用者等に対し、傾斜路やエレベーターを併設する。

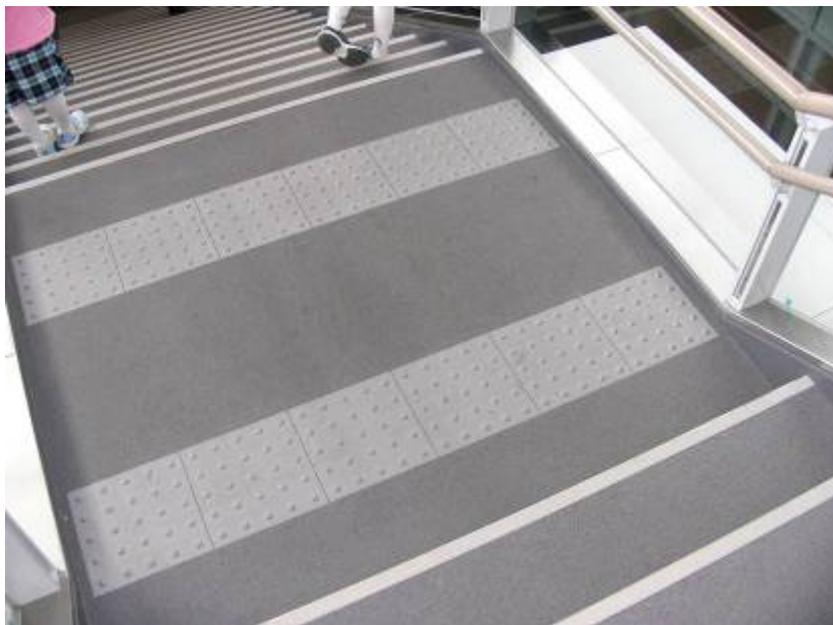
●分かりやすい空間づくり

- ・ 表記を大きくするなど、誰もが見やすい階数表示を行う。
- ・ 視覚障害者への案内として、手すりに点字案内を設ける。

●安全な空間づくり

- ・ 段の上端、下端を知らせ、注意を喚起するために視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。
- ・ 階段の始点、終点は通路から後退させるなど衝突や転落などがおきないようにする。
- ・ 避難階段の出入口は、高齢者や障害者が開閉・通過しやすいものとする。

階段の整備例



エレベーターはかごが上下することにより、安全かつ円滑に上下移動できる設備であり、下肢に障害のある人、体力が低下している人、ベビーカーの子ども連れ等にとって有効なものである。

このため、分かりやすい位置に設けるとともに、利用形態に合わせ、ホールやかごの大きさを確保する。また、視覚・聴覚障害等に配慮した表示や操作とする。

●共用できる空間づくり

- ・ エレベーターの所在が分かりやすいように設置する。
- ・ 弱視等に配慮し、扉、壁、床などの空間を認識しやすいものとする。
- ・ 乗降ロビーに高低差を設けない、かごとロビーの隙間を小さくするなど、乗り降りしやすいものとする。
- ・ 昇降方向、停止予定階、現在位置を示す表示や手すりなどを設置する。
- ・ かごの到着、ボタン位置や操作、表示内容等を分かりやすくするため、音声や視認性の向上、光などによる情報を提供する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 階段等の他の移動手段と選択しやすいよう配置する。
- ・ 車いす使用での乗降のしやすさ、安全性を考慮したエレベーターを設置する。かごの大きさについては、施設の目的や規模、利用状況を考慮して大きくする。
- ・ 乗場ボタンやかご内のボタン、インターホンは、上肢障害や手指の巧緻性によらず操作しやすいものを、車いす使用者に配慮した高さに設ける。
- ・ 視覚障害に配慮し、少し離れた所からでもエレベーターの位置が分かるように音声などで誘導する。また、音や触覚、光などにより、乗り降りや操作に必要な情報提供を行う。
- ・ 聴覚障害に配慮し、音や声で案内する内容は、電光文字や光など、視覚的にも確認できるようにする。

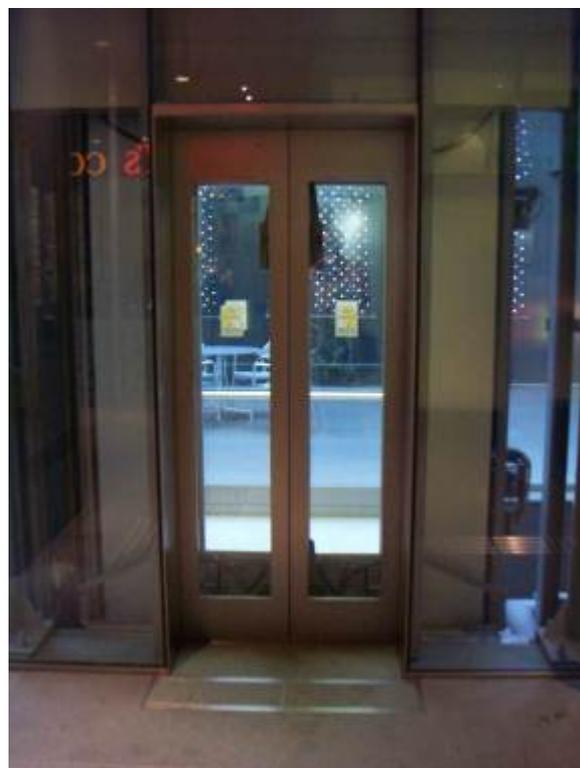
●安全な空間づくり

- ・ 乗降時の衝突防止などのために、扉に透過部分を設ける。
- ・ 乗降ロビーでは車いす使用者が階段から転落する危険性がないようにするなど安全に利用できる空間や安全装置を確保する。
- ・ 非常時に聴覚障害者が、音声によらず外部と連絡がとれるようにする。

エレベーターを階段、エスカレーターと併設



エレベーター整備例



エスカレーターは運送力が大きい上下移動のための設備であるが、利用者が転倒しやすい危険な箇所である。

原則、エスカレーターのみへの対応は避け、エレベーターで対応する。エスカレーターを設置する場合は、安全性に十分配慮する。

●共用できる空間づくり

- ・ 高齢者や下肢障害者が乗降しやすいよう、足元の明るさの確保や段鼻の色を変えるなどエスカレーターの動きを視覚的に示す。
- ・ 危険防止のため、進入の可否の表示や音声による案内を行う。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 移動手段を選択できるように、エスカレーターは、エレベーターや階段と見通しよく設置する。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 所在などを分かりやすくするため、施設内でエスカレーターの仕様や各階での配置を統一する。

●安全な空間づくり

- ・ エスカレーターの速度を遅くする（20m/分）ことや、乗降口に手すりを設置することなどにより安全性を高める。
- ・ 注意喚起のため、エスカレーターの上端、下端に視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。

階段、エレベーターと見通しよく設置されたエスカレーター整備例



エスカレーターの整備例



便所は、生活する上で必要不可欠な設備であり、高齢者や障害者等が積極的に街に出て行くためには、すべての人が利用できる便所の整備が必要である。

便所の所在や内部レイアウトを分かりやすくし、様々な障害に配慮した設備や空間スペースの確保が必要である。その一つに、様々な障害に配慮し、多様な機能を特定の便房に集約する多機能便房を整備する手段もあるが、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向を踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮する必要がある。

●共用できる空間づくり

- ・ 便所は分かりやすく、利用しやすい位置に設置し、男女の別などを絵やマーク、色、大活字などにより分かりやすく案内する。
- ・ 出入口や便房の戸をまわりの壁と明確に色分けするなど、空間や配置が分かりやすい照明や色使いを行う。
- ・ 便房の使用状況を分かりやすくする。
- ・ 便所は、高齢者等の利用に配慮し、段を設けず、滑りにくい床仕上げとする。
- ・ ボタンや手すりの設置位置、便器の様式など高齢者等の利用に配慮したものとする。
- ・ 便房のドアやかぎは、上肢が不自由な人などが開閉しやすく、施錠しやすいものとする。
- ・ 一般の便所においても、空間にゆとりを持たせるなど、車いす使用者や乳幼児連れが使用できるように整備する。
- ・ 洗面台においては、台の高さ、水栓器具の方式、手すりの設置などについて配慮する。
- ・ 照明、洗浄などの自動化にあたっては、障害者の利用形態を考慮し、かえって不便にならないよう留意する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 建築物の用途によっては、様々な利用者を想定した多機能便所を、用途・規模によって適切に配置（個数、位置）する。特定の障害を持つ利用者が多く見込まれる場合は、その機能に対応した便所の設置に配慮する。
- ・ 車いす使用時の便座に対してのアプローチ、あるいは介助者による場合などを考慮し、便座の周囲に十分な広さを確保する。
- ・ 利用に必要な設備・備品を適切に配置する。
- ・ 扉は車いす使用者が容易に開閉でき、通過できるものとする。
- ・ オストメイトが利用できる設備を設置する。
- ・ 視覚障害者が器具の配置を探り当てやすいよう、予想しにくい位置への配置、多くのボタン類の配置等を避ける。また、点字や触知図、音声などによる案内を行う。

- ・ 車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほかに、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。
- ・ 多機能便房を設置する場合は、利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置すること。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 施設内の便所について男女の別、内部レイアウトや器具配置、鍵の形式、ボタン類など、基本的な設計を統一し便所を計画する。
- ・ 配慮した内容が分かるように、便所の入口や案内図にマークなどにより表示する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 介助者の性別によらず、介助、おむつ交換、幼児の利用などができるように考慮する。
- ・ 手荷物棚や洋服掛けなど、利用するにあたって便利な設備等を、基本的な使用を妨げない位置に、安全なものを設置する。

●安全な空間づくり

- ・ 転倒や体調の変化に対応するため緊急通報ボタンを設置する、救出しやすくするなど考慮する。

車いす使用者も利用可能な一般便房の整備例



多機能な便房の整備例



客席は観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦等ができるよう劇場やホール、体育館などに設けた観覧等のためのスペースである。

このため、多様な障害に対応した客席を設けることが必要である。

●共用できる空間づくり

- ・ 座席は通路側の肘掛を跳ね上げ式とし、通路壁面に手すりを設けたり、上演時間以外は照度を確保するなど、高齢者、障害者等の利用に配慮する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 車いす使用者が見やすく、避難しやすい位置に、十分な広さと安全性に配慮した観覧スペースを設置する。また、介助者が同行する場合があることも考慮する。
- ・ 出入口から車いす使用者が利用できる客席まで、通行しやすく安全な経路を確保する。
- ・ 視覚障害への配慮として、視覚情報を補う音声情報を提供する。
- ・ 座席番号を点字表示するなど、座席位置を確認しやすくする。
- ・ 聴覚障害の聴力や情報受信の方法は、人によって様々である。利用者に応じて集団補聴設備、手話通訳、要約筆記が選択できるよう整備する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 乳幼児同伴の観覧者に配慮して、周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室などを設ける。乳幼児同伴の利用者以外にも必要とする人が利用できるよう配慮する。

車いす使用者の利用できる観覧スペース



駐車場は自動車を運転して目的地を訪れ、施設を利用する際に、自動車の駐車、乗降のために必要となるスペースである。

高齢者や障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段の一つである。このため、駐車場を設置する際には、すべての人が円滑に、安全に利用できる駐車施設を確保する。

●共用できる空間づくり

- ・ すべての駐車施設を車いす使用者の利用やベビーカーを使用する場合の利用に配慮した駐車施設とすることをめざす。
- ・ 発券機や精算機等を設ける場合は、利用しやすい位置や操作のしやすさに配慮する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ すべての駐車施設を車いす使用者等の利用に配慮した駐車施設としない場合は、車いす使用者用駐車施設を別途設置する。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は車いすが乗降するのに十分な空間等を確保し、建築物の出入口まで安全に短い距離で移動できるよう整備する。
- ・ 視覚障害者の利用を考慮し、乗降車場から建築物の出入口まで、視覚障害者誘導用ブロックを敷設した安全に歩ける経路を設ける。発券機や精算機等を設ける場合は、聴覚障害などにも配慮したものとする。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 誘導、空き情報や利用可能な対象者などの情報を分かりやすく表示する。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は、その旨を分かりやすく表示し案内・誘導する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 多くの車いす使用者は、自ら傘をさして車いすを操作できず、自動車の乗降に時間がかかるので、雨に濡れないよう配慮する。
- ・ 車いす使用者用駐車場の適正利用について考慮する。

●安全な空間づくり

- ・ 車いす使用者が安全に乗降できる車寄せを設ける。
- ・ カーブミラーを設置するなど安全性に配慮する。

駐車施設の整備例



案内表示は、位置や誘導・規制等の情報を正確に伝えるための提供手段であり、非常に重要な役割を担っている。

見やすさや設置位置などを工夫するとともに、障害により情報の受発信には様々な制限があるため、多様な方法で情報を提供する。

●共用できる空間づくり

- ・ 空間の中で案内表示の位置を認識しやすくするようデザインする。
- ・ 目線から表示が見える位置に案内表示を大きく表示するなど、身長や視力（弱視等）によらず分かりやすいものとする。
- ・ 掲載情報の精査をするとともに、認識しやすいシンプルなデザイン、図と地の大きなコントラスト、色覚障害にも見やすい色使いなどとし、できるだけ標準化されたものを使用する。
- ・ 案内表示は光の反射等により見にくくならないよう仕上げや照明などに配慮する。
- ・ 出入口や受付、エレベーターホールなどでは、分かりやすい案内表示を設ける。また、誘導案内は連続的に設置する。
- ・ 視覚障害者誘導ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置には十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害への情報提供は、視覚的な情報のかわりに音声や点字、触知案内により行う。
- ・ 歩道等から案内設備までの経路を、視覚障害者誘導用ブロック（線上ブロック）で誘導する。また、注意喚起や設備等の位置を案内するために視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。他に手すり、音を活用することも有効である。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは誘導、注意喚起のために設置するものである。JISにより定められたものを用い、周囲の床とのコントラストを大きくとるなど使いやすいものとする。
- ・ 弱視者や色弱者は、色と色の違いを見分けにくい特性を持っているため、見分けにくい色の組み合わせを避ける。
- ・ 聴覚障害への情報提供は、聴覚を通しての音声情報のかわりに文字や光、振動などで提供することが原則である。
- ・ 聴覚障害者に対して人による対応が準備されている場合は、耳のシンボルマークを表示する。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 知的障害者、児童等が分かりやすい文字、大きさ、言葉の統一を行う。施設によってはルビ

を打つなどの対応も行う。

- ・ 外国語を併記するなど、国際化に対応する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 建築物の主要な出入口や困ったときにどこに行くとよいか表示する。
- ・ 車いす使用者に配慮した設備・スペース、オストメイト対応・乳幼児用ベッドの設置された便所など、配慮した内容について案内表示する。

●安全な空間づくり

- ・ 電波利用（発生）機器の設置にあたっては、人工心臓など植え込み型医療機器の利用者への注意を促す表示をする。

案内表示整備例



浴室等は脱衣室、洗い場、浴槽からなり、脱衣から着衣に至る一連の入浴動作を想定し、整備することが必要である。

十分な空間を確保し、手すりなどを設けて一連の動作に対応する。また、高齢者や障害者等にとって転倒等の発生しやすい危険な場所であるため、安全性に配慮する。

●共用できる空間づくり

- ・ 容易に安全に利用できるよう、浴室等には段を設けないようにするとともに、床仕上げや出入口の構造に留意し、手すりを設置する。
- ・ 設備・備品類は高齢者や障害者等が安全に利用でき、使いやすいものとする。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、介助がある場合も含め十分な空間を確保した浴室を整備する。
- ・ 車いす使用者が利用しやすいよう、浴槽は車いすで寄りつきやすい高さとし、手すりの設置によって浴槽とシャワー用いすへの水平垂直の移動をやすくする。
- ・ 視覚障害者が利用できるよう、色、照明、形状や触覚等により空間や設備を識別しやすくする。

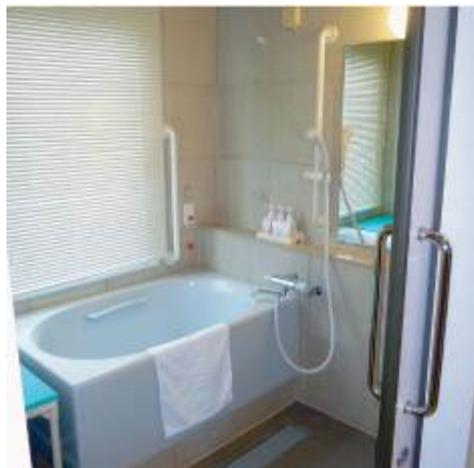
●使いやすい空間づくり

- ・ 介助者が異性の場合でも利用できるよう、別途更衣室を用意するなど配慮する。

●安全な空間づくり

- ・ 転倒時にもけがをしにくい床材とする。
- ・ 転倒や体調の変化に対応するため緊急通報ボタンを設置する。

車いす対応の浴室例



客室はベッド等を備えた宿泊・休憩のための施設である。
街のバリアフリー化が進み、高齢者や障害者等が、積極的に観光等の目的で外出できるようになってきているため、客室においても、すべての人が安心して利用できるよう配慮した整備が必要である。

●共用できる空間づくり

- ・ 客室は段差をなくし、空間にゆとりをもたせるなど、車いす使用者が利用できる客室とする。
- ・ 表示や設備・備品等について、高齢者や障害者等に分かりやすく、利用しやすいものとする。

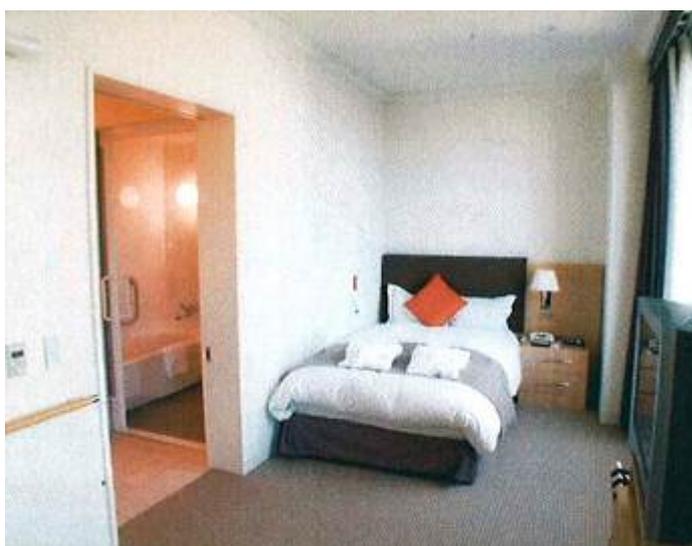
●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 出入口、通路、便所、浴室等、車いす使用者が利用しやすい客室を一般用客室とは別に設置する。
- ・ 部屋番号を浮き彫り文字で表示するなど、視覚障害者に部屋の位置が分かりやすくする。
- ・ 聴覚障害に配慮し、客室内にいても外部との音声によらないコミュニケーションを可能にする。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 視覚障害に配慮し、鍵の操作やスイッチ類の位置、家具の配置など分かりやすいものとする。

車いす対応の客室例



カウンター、記載台、公衆電話台は台上で手続き等を行う場所であり、すべての人が利用できるよう、カウンター等の高さや照度に留意する。また、視覚・聴覚障害等に配慮したものとする。

●共用できる空間づくり

- ・ 車いすでの利用や子どもの利用に配慮し、高さを低くしたカウンター等を設置する。また、車いすが寄り付けるような空間を周囲に確保する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 呼び出しは、音声と視覚により行う。特に、聴覚障害者は音声を聞くことはできないので、聴覚以外の方法で呼び出しを行う。

●使いやすい空間づくり

- ・ 手すり等の設置、白杖や杖を立てかける場所、荷物置き場の確保など、来客の使いやすさを第一に考える。
- ・ 高齢者や弱視者が書類記入などの受付作業を円滑に行えるよう、カウンター上の照度を確保する。

カウンターの整備例



授乳室やおむつ替えの場所は、乳幼児連れにとって、外出先で非常に重要となる。乳幼児連れが利用する施設では、授乳室やおむつ替えの場所を設置し、他者を気にせずゆったりと子どもの世話ができるように配慮する。また、おむつ替えは性別によらず利用されることも考慮する。

●共用できる空間づくり

- ・ 乳幼児連れの利用が想定される施設では、授乳室を設置する。
- ・ 仕切りなどを設け、プライバシーの確保に配慮し、世話をする人の性別によらず授乳やおむつ交換ができるようにする。
- ・ 出入口付近や施設の全体案内板で、授乳室やおむつ替えのできる場所を案内する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害者が授乳室等を利用できるよう、必要な案内を点字等により行う。

●使いやすい空間づくり

- ・ 授乳室を整備する場合、授乳とおむつ替えの両方ができる部屋とし、あわせて荷物置き場を設置するなど使いやすさに配慮する。

授乳やおむつ替えの場所の整備例



手すりは、高齢者や障害者等にとって、安全確保（転倒防止）、立上がり補助（身体支持）、移動補助、また視覚障害の誘導のために必要な設備である。そのため、目的にあわせて適切な場所に使いやすい手すりを設置する。

●共用できる空間づくり

- ・ 傾斜路や段のあるところでは連続して手すりを設置する。
- ・ 高齢者・障害者等が主に利用する施設においては、致命的な転倒を防止する観点から、階段や傾斜路に加え、玄関ポーチ、玄関・廊下、エスカレーター等にも連続して手すりを設置する。
- ・ 身長によらず利用しやすいよう、2段手すりを設置する。
- ・ 便所や浴室には移乗等動作補助用の手すりを設置する。
- ・ 握りやすい形状、快適に使用できる素材など使いやすいものとする。
- ・ 片まひの場合でも使用できるよう、左右両側に手すりを設置する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 施設の用途により、誘導用手すりを設ける必要があるが、設置できない場合にあっては、手すりに代わる案内を設ける。
- ・ 手すりの端部等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 便所に手すりを設ける際には、洗浄ボタン等との位置関係に気を付ける。
- ・ 将来新たな手すりをつけることが可能なよう下地を設けるなどする。

●安全な空間づくり

- ・ 袖の引掛りを避けるために、端部を処理するなどを行い、危険性のないものとする。
- ・ 手すりを設置する場合、衝突しないよう、他の設備の配置に注意する。

階段の2段手すり





IV. 建築物の整備にあたっての措置

望ましい整備指針は、具体的な措置の画一的な適用を意図したものではなく、事業者や設計者等が「考え方」を理解し、その考え方を具体化した「措置」を選択し、採用することを想定したものである。

IV章では、利用者を想定し、「考え方」を踏まえて選択する「措置」について、整備項目別、対象別（共通事項、障害別）に提示している。

凡 例（図は除く）

（適用対象）

- 「■」 整備基準と同じ適用対象。
- 「□」 整備基準の適用対象よりも対象を広げた適用対象。

（措 置）

- 「●」 整備基準と同じ内容の措置。
- 「◇」 整備基準の内容よりも一層円滑に、快適に利用できるよう寸法や規格を高めた措置。
- 「○」 整備基準にはない追加整備を内容とする措置。

※⇒■、⇒● 基になった適用対象や整備基準。

※▼ 項目

		措置
共通	▼配置	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道と車路を分離する。 ○やむを得ず車路と交差する場合は横断部分を歩道面と同じ高さとする。
	▼仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ◇表面は濡れても滑りにくく、平たんにする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●表面は滑りにくく、平たんにする。 ●排水溝のふたは、杖及び車いすのキャスター等が落ち込まないようにする。 (スリットは1cm程度以下) ○水勾配が必要な場合でも、最小限の水勾配を心がけ、できる限り水平とする。 ○仕上げの材料の目地幅は、できる限り小さくし、車いす使用者や視覚障害者の通行しやすさに配慮する。 ○床の表面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いる。
	▼段	<ul style="list-style-type: none"> ●段がある部分は、階段に準じた構造とする。
	▼傾斜路を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ●色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。 ●傾斜路の左右に転落防止措置をとる。 ◇両側に踊り場も含めて連続的に2段の手すりを設ける。(図1) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●手すりを設ける。(勾配 1/12 超、又は高さ 16 cm 超かつ勾配 1/20 超の傾斜路がある場合) ○傾斜路の手すりの上端及び下端には歩きはじめの安定確保や視覚障害者の利用に配慮し、45 cm 以上の水平部分を設ける。 ○傾斜路の折り返し部分は見通しを確保する。 ○傾斜路のみの整備とせず、手すり付き階段を併設する。(図1)
	▼設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ①照明 <ul style="list-style-type: none"> ○誰にでも認知できる明るさを確保する。ただし、強い光が目には直接当たるようなことがないように考慮する。 ②休憩用施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ベンチ等の休憩用施設を設置する。 ③その他 <ul style="list-style-type: none"> ○敷地出入口と建築物の出入口までの間を雨にぬれない構造とする。 ○通路の見通しが悪く、衝突の可能性があるところでは、鏡等を設ける。 ○鏡を設ける場合は、間違っして鏡に衝突しないよう鏡であることが分かるように設置する。 ○設置物は、有効幅員を狭くしたり、手すりなどによる連続誘導が妨げられないよう配慮する。 ○植え込みや塀を設ける場合は、その高さを低くするなど、幼児、児童、車いす使用者の存在が認識できるものとする。
	▼表示	<ul style="list-style-type: none"> ○施設名称表示等は、夜間でも分かりやすいよう照明等に配慮する。位置は、目線の高さに大きく表示する。

	<p>□不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの ⇒■利用円滑化経路を構成するもの等</p> <p>▼寸法 ◇有効幅員は 1.8m以上とする。 ⇒●有効幅員は 1.4m以上とする。</p> <p>▼仕上 ●段は設けない（傾斜路又は昇降機併設の場合可）。</p> <p>▼戸 ●戸の構造は、自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ●戸の前後には高低差を設けない。</p> <p>▼傾斜路を設ける場合 ●高低差 75 cm以内ごとに踏幅 1.5m以上の踊場を設置する。 ●始点及び終点には 1.5m以上の水平部分を設置する。 ●側壁がない側には、杖等による危険の認知、車いすのキャスター等の脱輪防止等のため、傾斜路側端に 5 cm以上の立ち上がりを設ける。 ◇有効幅員は 1.8m以上（段に併設の場合 1.2m以上）とする。（図 1、2） ⇒●有効幅員は 1.4m以上（段に併設の場合 90 cm以上）とする。 ◇勾配は 1 / 20 以下とする。 ⇒●勾配は 1 / 15 以下（高低差 16 cm 以下の場合 1 / 8 以下）とする。 ○傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも 1.5m 以上の水平な踊り場を設ける。特に下端部分では、下ってきた車いすに配慮し、水平部分を長く設ける。</p>
車いす使用	<p>▼傾斜路を設ける場合 ○傾斜路が長い場合、エレベーターによる移動と選択できるようにする。</p> <p>▼設備・備品等 ○休憩用施設には、車いす使用者が並べるスペースを設ける。</p>
視覚障害	<p>□すべての施設 ⇒■床面積 1000 m²超の施設</p> <p>▼誘導 ◇主な動線が複数ある場合はいずれの通路も視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。（図 1） ⇒●道等から出入口までの通路 1 以上を視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。 ○視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とする。ただし、通路の色と紛らわしい時に限り、床材とのコントラストの大きい他の色を用いる。 ◇視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、段又は傾斜のある部分の上端及び下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設する。（図 1） ⇒●視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に接する部分、段又は傾斜のある部分の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設する。 ○誘導する経路上の傾斜路は線状ブロックを敷設して連続的に誘導する。（階段が併設されている場合は階段へ誘導する。） ○上屋のある通路を設けた場合、視覚障害者誘導用ブロックをその部分に敷設する。</p> <p>▼認識しやすさ ○移動方向を示すデザインとする。また、錯視等を生じさせない通路舗装とする。（床のパターンによっては、間違っ誘導されたり、凹凸があるように見えることもある。） ○視覚障害者が敷地内の車路に進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。</p>

○手すりを付けられない場所は、点状ブロック等を設置する。

○通路上に設置するものは、視認性をよくする。

○やむを得ず車止めを設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、弱視が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。

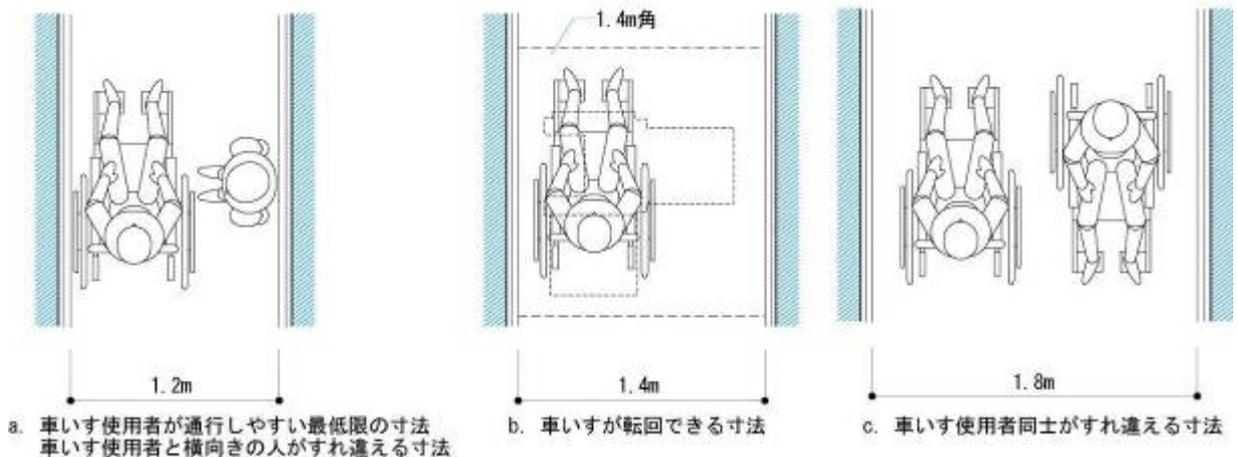
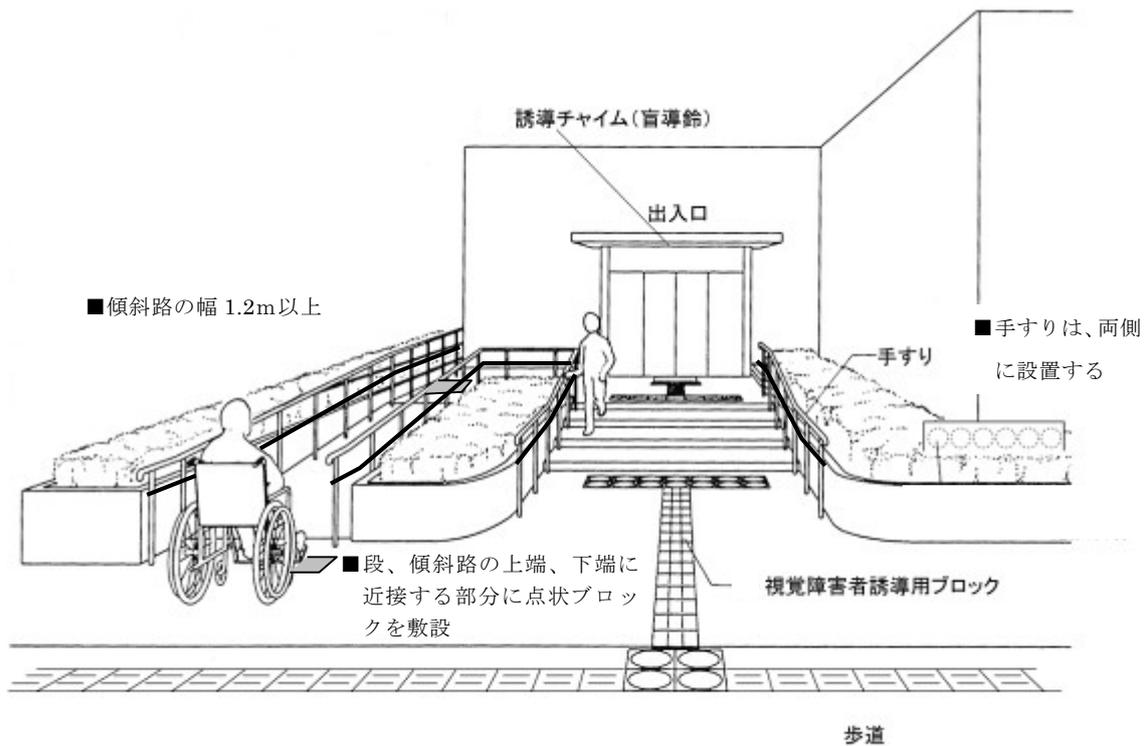
▼設備・備品等

○支柱が飛び出しているものや、白杖で認知できない形状は用いない。

○支柱はぶつかっても怪我をしないように、防護用カバーを付ける。

○ベンチ等を設置する場合、音による誘導などで、視覚障害者とその施設が察知できるようにする。

図1 敷地内通路の整備例

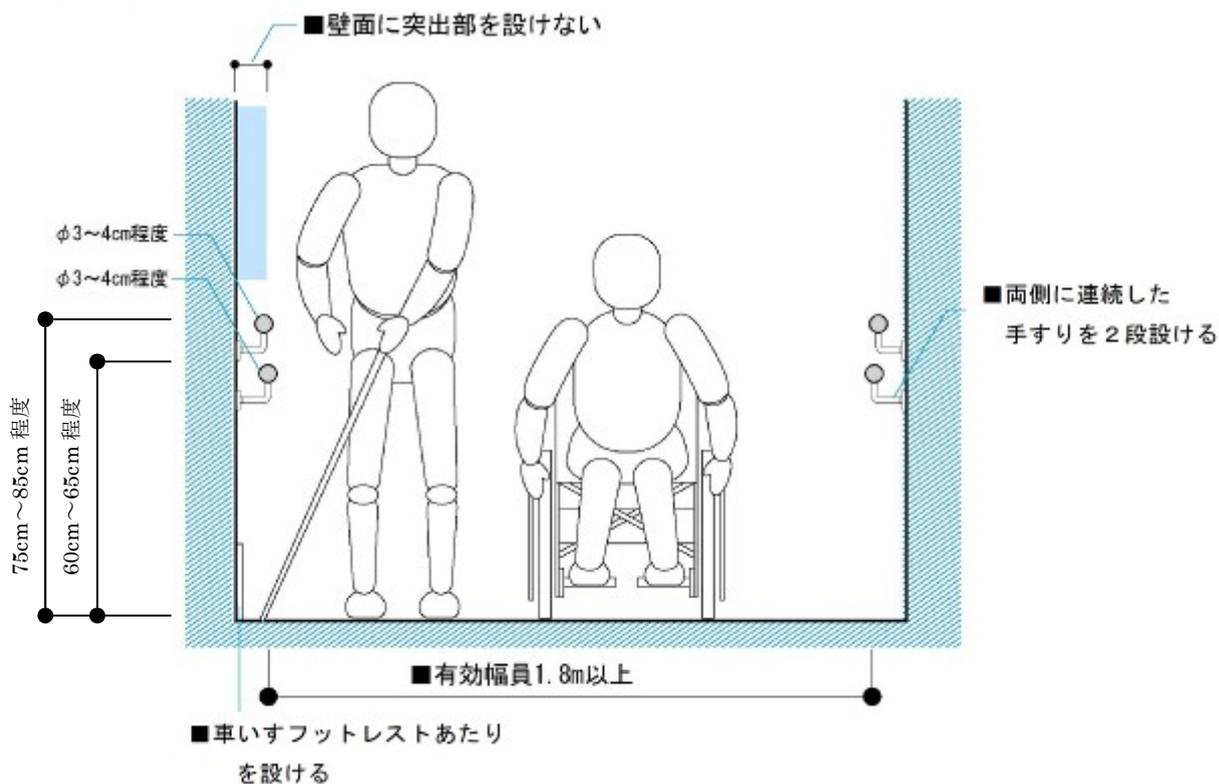


	措置
共通	<p>▼仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇表面は濡れても滑りにくく、平たんにする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●表面は滑りにくく、平たんにする。 ●排水溝のふたは、杖及び車いすのキャスター等が落ち込まないようにする。 (スリットは1cm程度以下) ○転倒した時の衝撃が少ない素材とする。 ○床の表面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いる。 ○床と壁の色のコントラストを付ける。 <p>▼段</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段がある部分は、階段に準じた構造とする。 ○避難経路には段を設けない <p>▼傾斜路を設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ●色等で、前後の通路と傾斜路を識別できるようにする。 ●傾斜路の左右に転落防止措置をとる。 ◇両側に踊り場も含めて連続的に手すりを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●手すりを設ける（勾配1/12超、又は高さ16cm超の傾斜路がある場合）。 ○傾斜路の手すりの上端及び下端には歩きはじめの安定確保や視覚障害者の利用に配慮し、45cm以上の水平部分を設ける。 ○傾斜路の折り返し部分は見通しを確保する。 ○避難路の確保と移動手段の選択肢を増やすため、大規模な施設の場合は、階段、エレベーターとともに傾斜路も併設する。 <p>▼設備・備品等</p> <p>①手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専ら高齢者・乳幼児等が利用する施設においては、利用状況を勘案して廊下等の水平部分にも両側に連続して手すりを設置する。（図1） ○手すりの色は壁など周りの色とのコントラストを大きくする。 <p>②側壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ○曲がり角は、隅切り、曲面切り又はコーナー保護材など危険防止する。（図2） ○壁面に消火栓ボックスなど突出部を設けない。（図3） ○やむを得ず壁面に突出部を設けるときは必要な措置をする（床から65cm以上のときは突き出し部分は10cm以下）。（図1） <p>③照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○足元灯、非常用照明装置を設置する。突き出しのないものとする。 <p>④ガラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガラス壁は模様をつけて分かりやすくするなど、衝突防止策を講じる。 ○ガラスを用いた開口部や奥行を広く見せるための鏡などは間違えてぶつかってしまう可能性があるためははっきりと認識できるように工夫する。 <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ベンチ等の休憩用施設を設置する。 ○空港など、移動距離が長い場合は動く歩道等により移動の負担を軽減する。 ○通路の見通しが悪く、衝突の可能性があるところでは、鏡等を設ける。

	<p>○鏡を設ける場合は、鏡であることが分かるように設置する。</p> <p>○設置物は、有効幅員を狭くしたり、手すりなどによる連続誘導が妨げられないよう配慮する。</p> <p>□不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの ⇒■利用円滑化経路を構成するもの等</p> <p>▼寸法</p> <p>◇有効幅員は 1.8m以上とする（車いす使用者同士がすれ違える、視覚障害者誘導用ブロック以外のところで車いすが通れるなど様々な通行に対応できる。）（図 1）</p> <p>⇒●有効幅員は 1.4m以上とする（ただし、端から 10m以内及び区間 50m以内ごとに幅及び奥行きがそれぞれ 1.4m以上の部分その他の車いすの転回に支障がない部分を設けた場合可）</p> <p>▼仕上げ</p> <p>●段は設けない（傾斜路又は昇降機併設の場合可）。</p> <p>○カーペットの場合は、毛足の長いものは車いす等の操作が極端に重くなるために避ける。</p> <p>▼戸</p> <p>●戸の構造は、自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>●戸の前後には高低差を設けない。</p> <p>▼傾斜路を設ける場合</p> <p>●高低差 75 cm以内ごとに踏幅 1.5m以上の踊場を設置する。</p> <p>●始点及び終点には 1.5m以上の水平部分を設置する。</p> <p>●側壁がない側には、杖等による危険の認知、車いすのキャスター等の脱輪防止等のため、傾斜路側端に 5 cm以上の立ち上がりを設ける。</p> <p>◇有効幅員は 1.8m以上（段に併設の場合 1.2m以上）とする。</p> <p>⇒●有効幅員は 1.4m以上（段に併設の場合 90 cm以上）とする。</p> <p>◇勾配は 1/15 以下とする。</p> <p>⇒●勾配は 1/12 以下（高低差 16 cm以下の場合 1/8 以下）とする。</p> <p>○傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも 1.5m以上の水平な踊り場を設ける。</p>
車いす使用	<p>▼傾斜路を設ける場合</p> <p>○傾斜路が長い場合、エレベーターによる移動と選択ができるようにする。</p> <p>▼設備・備品等</p> <p>○壁面に床上 10 cm～35 cm程度の車いすフットレストあたりを連続して取り付け。（図 2）</p>
視覚障害	<p>□すべての施設 ⇒■床面積 1000 m²超の施設</p> <p>▼誘導</p> <p>◇主な動線が複数ある場合はいずれの通路も出入口から案内設備（受付、インターホン、触知案内板等）までを視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。</p> <p>⇒●出入口から案内設備までの 1 以上を視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とする。ただし、通路の色と紛らわしい時に限り、床材とのコントラストの大きい他の色を用いる。</p> <p>◇段又は階段、傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等に点状ブロック等の敷設を行う。</p> <p>⇒●段又は階段、傾斜路の上端に近接する廊下等に点状ブロック等の敷設を行う。</p> <p>○階段が併設されていない傾斜路のみの廊下では線状ブロックで誘導する。</p>

	<p>▼仕上げ</p> <p>○介助犬の通行が予想されるときは、滑りやすい床材や硬すぎる床材は犬の歩行に支障となるので使用を避ける。また、カーペットには毛が付きやすいことを気にする介助犬使用者に配慮する。</p> <p>▼認識しやすさ</p> <p>○移動方向を示すデザインとする。また、錯視等を生じさせない床パターンとする（床のパターンによっては、間違って誘導されたり、凹凸があるように見えることもある。）</p> <p>○床に設置するものは視認性をよくする。</p>
聴覚障害	<p>▼設備・備品等</p> <p>○照明の明るさは、顔の表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保する。</p>
その他	<p>▼設備・備品等</p> <p>○施設を利用する子どもの年齢層に応じて、転落等の危険がない窓とする。</p>

1 壁面の配置例



有効幅員の取り方

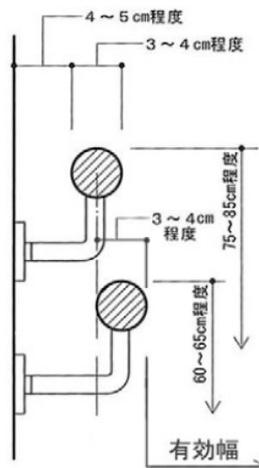


図2 車いすフットレストあたり（キックプレート）の例

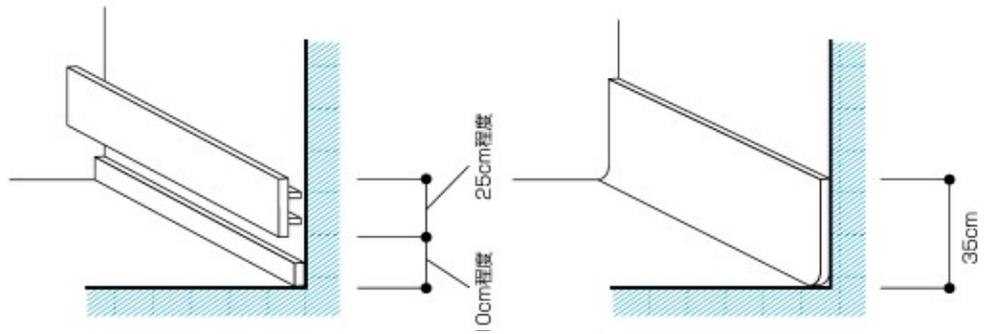


図3 曲がり角の整備例

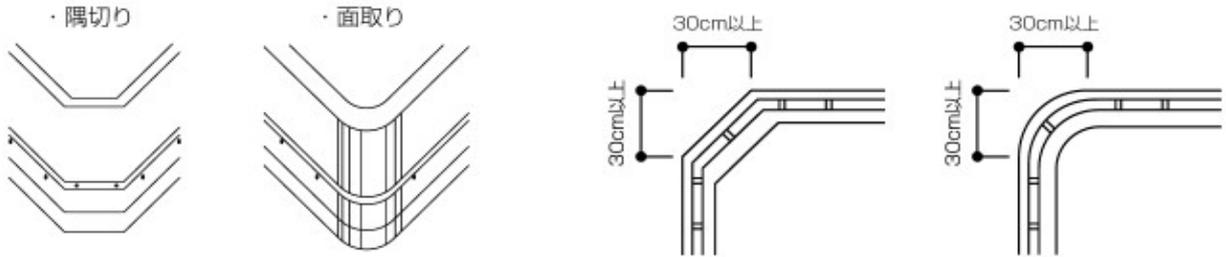


図4 障害物を突出させない工夫例



	措 置
共 通	<p>■利用円滑化経路を構成するもの</p> <p>▼寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇直接地上に通ずる、又は主要な出入口の1以上を1.2m以上とする(図1、2) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●直接地上に通ずる出入口は90cm以上とする。 ◇その他の利用居室や駐車場の出入口は90cm以上とする。(図2) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●その他の利用居室や駐車場の出入口は80cm以上とする。 <p>▼仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段は設けない。 ●戸の前後には高低差を設けない。 ○戸の前後に水平部分を1.5m以上確保する。(図1、6) <p>▼戸</p> <p>①形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇主要な出入口は自動扉とする。その他の戸は自動扉など容易に通過できる構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●戸は自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ○回転戸は設けない。回転戸が設けられている場合は、高齢者、障害者等が利用できる引き戸、開き戸を併設する。 ○廊下に面する戸は、原則引き戸又は内開き戸とし、外開き戸の場合は廊下の通行を妨げないようにアルコープ付きなどとする。(図4) ○手動引き戸は上吊り式の軽いものとし、段や溝を設けない。 <p>②把手</p> <ul style="list-style-type: none"> ○把手は、手動引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。なお、プッシュプルハンドルを選択する場合は、軽いものとする。(図3) ○把手を握りやすいよう、扉との間には5cm以上の空間を設ける。(図3) ○手動引き戸の把手と戸わくの間隔は最低5cm程度とする。(図6) ○引き戸には、補助把手を付ける。 ○把手は床から90cm程度の位置に付ける。 <p>③自動扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動扉の起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行の際、支障なく作動するよう、できる限り広い感知域とする。 ○自動扉の開閉速度は、開きは迅速に、閉じは遅くすることとし、ドア枠の左右に安全センサーを設置する。 ○車いすだと自動ドアのセンサーが反応せずに開かない場合があるので、センサーの飛ぶ位置に配慮する。 ○戸開ボタンを設けるときは床からの高さ80cm程度とする。 ○タッチセンサー式の自動扉は、視覚障害者にはタッチ部分の位置が分からないうえに、タッチセンサー式であることを認識できないためなるべく設けない。設置する場合は、音声等でタッチセンサー式であることを案内する。 <p>▼認識しやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横棧をいれるか、色(高齢者の黄変化した視界では見えにくいいため青色は避ける。)や模様等で十分識別できるようにする。

	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出入りの際、及び自動車の乗降時に雨等がかからないようにするため、屋根又は庇を設置する。(図1) ○建築物の出入口から見通しのよい位置に受付カウンターやインターホン等を設け、人的に対応できるようにする。 ○インターホンは立位の他に車いす使用者が利用できる高さとする。 ○履き替えが必要なときは履き替え場所に腰掛とL字型手すり又は縦手すりを設ける。 ○玄関マットは埋め込み式で手動車いすでの通過に支障のない製品とする。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の出入口に、高齢者や弱視に配慮し、地と文字の色対比に留意し、太線の大きな文字を用いた施設名称サインを掲出する。 ○室名など文字による表示は、地と文字の色のコントラストに留意し、太線の大きな文字を用い、戸の把手側の壁面の目の高さの位置に分かりやすく行う。そのためには、立位の大人から、車いす使用者、子どもまで対応できるように床上110 cmと160 cm程度の2ヶ所に表示する。(図6)(1ヶ所の場合は高さ140 cmとし、読みやすい大きさ、色使いに特に配慮する。) <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戸の開き勝手方向に車いす使用者が開閉操作しやすく、通過しやすいように袖壁と開閉スペースを設ける。 ○ドアを開け切ったときにストッパーが利くようにする。 ○ドアクローザーは閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設ける。 ○玄関は非常時に備え、手動外開き戸を併設する。 ○開き戸は、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子が分かるような窓を設ける。窓は、割れにくいガラス窓を車いす使用者や子ども等が認知できる位置(床から60 cmを下端とする20 cm×90 cm程度)とする。(図6) ○衝突のおそれのある扉ガラスは安全な材料を使用する。 ○防火戸は一目で分かる配置・デザインとする。 ○防火戸の把手は、高齢者・障害者等が容易に操作できる形式のものとする。 ○防火戸は車いす使用者が通り抜けできるように、有効幅員を確保する。 ○下枠が床面より立ち上がっているくぐり戸は、車いす使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。 ○防火戸を押し開けながら直角に曲がらざるを得ないというような設置の仕方は車いす使用者が通行できないので避ける。
車いす使用	<p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○扉に近接する下り階段は、転落しないよう扉と階段の間に十分なスペースを設ける。(図7) ○戸には床上高さ35 cm程度まで、車いすフットレストあたりを取り付ける。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要な出入口に準じて整備することができないその他の屋外出入口には、車いす使用者が利用できる出入口の位置を明示する。
視覚障害	<p>▼誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者利用円滑化経路を構成する出入口に視覚障害者誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置する。 ○視覚障害者誘導用ブロックだけでは出入口が分かりにくい場合は誘導チャイムを設ける。 ○音による案内を設ける場合には、戸の直上に設置する。 ○必要に応じ玄関付近に、点字案内板、触知案内図、インターホンを設置する。案内板は弱視等を考慮し、目の高さに大きい文字で表示する。 ○玄関に受付がないときは、点字案内、触知案内板又はインターホンを設け、点字ブロック又は音声により誘導する。

	<p>○点状ブロックを受付カウンター等の案内設備、戸又はマット直前に3枚程度設置する。 ○玄関マットで途切れないよう設置する。(図5)</p> <p>▼表示</p> <p>○主要な部屋の出入口には、戸の把手側の壁面の高さ1.4m程度の位置あるいは利用居室の出入口に点字と浮き彫り文字による室名表示、出入口付近の廊下手すりに点字表示を行う。</p>
聴覚障害	<p>▼表示</p> <p>○インターホンでは音声の聞き取りが困難なため、双方向性のモニター付きインターホンを設置し、意思伝達ができるようにする。</p> <p>○インターホンを設置する場所では、施設の利用案内など文字表示を併設する。</p> <p>○インターホンの使い方も文字表示する。</p>

図1 建築物出入口の整備例

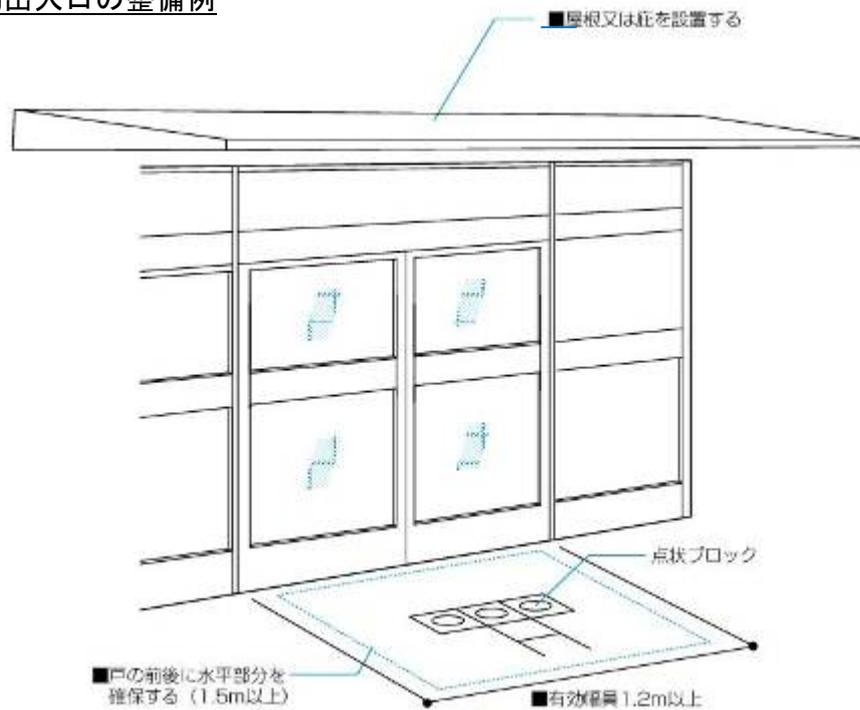


図2 出入口の有効幅員の考え方

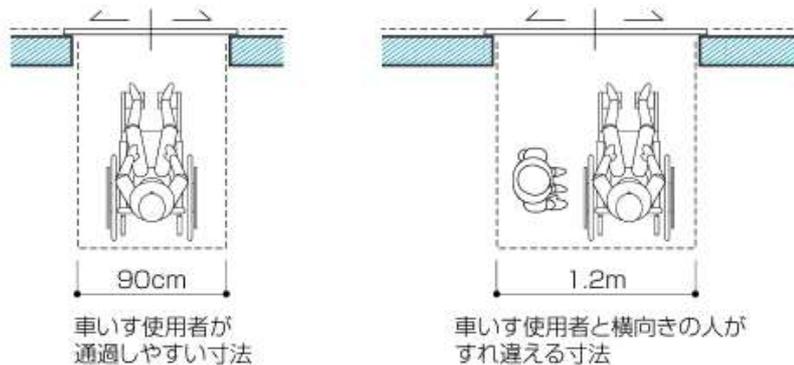


図3 使いやすい把手

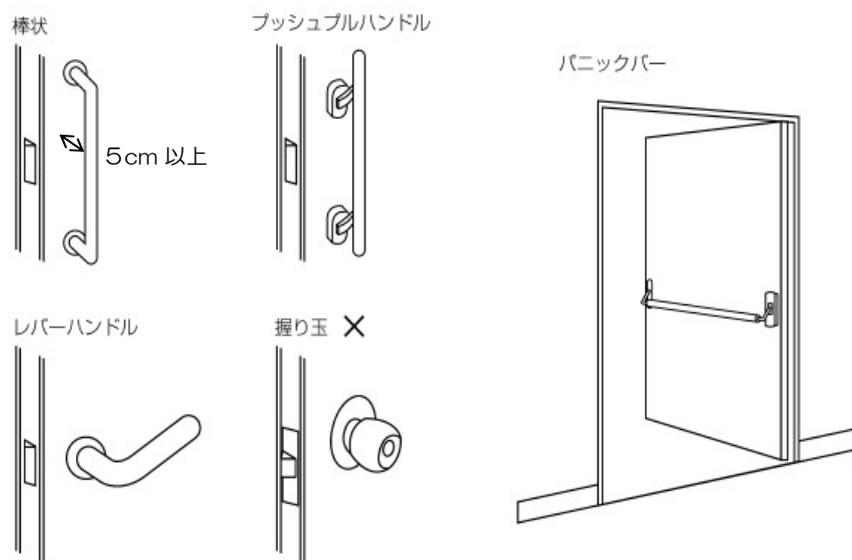


図4 アルコーブ

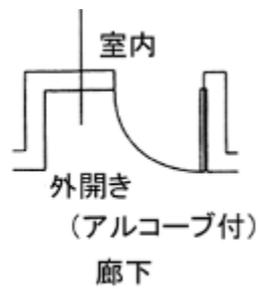


図5 玄関マットの設置例



視覚障害者誘導用ブロックを避けて玄関マットを設置している。

4. 階段

措置

項目別の整備の考え方⇒28p

	措置
共通	<p>▼形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ●回り階段としない。(図1) ○高低差 3m 以内ごとに踊場を設ける。踊場の長さは 1.2m以上 (直階段では 1.5m以上) とする。 <hr/> <p>▼設備</p> <p>①段鼻等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段鼻は滑りにくく、つまずきにくい構造 (段鼻の突き出しがないこと等) とする。 <p>②手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇手すりは両側に踊場も含めて連続して 2 段で設ける。(図2) ⇒●手すりを設ける。 ○階段幅員が 3m 以上の場合、中間にも手すりを設置する。 ○上端及び下端には 45 cm 以上の水平部を設置する。(図2) ○廊下などの手すりとは連続させる。 <p>③立ち上がり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○側面を手すり子形式とする場合、杖がすべらないように、階段の側桁又は地覆を 5 cm 以上立ち上げる。(図2) <p>④照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○足元灯、非常用照明装置を設置する。足元灯は突き出しのないものとする。(図2) <hr/> <p>▼仕上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 ◇段鼻は段の全長にわたり色を変える。特に階段を降りる際に一段一段の段鼻がはっきりと認識できるように色を変える太さに留意する。 ⇒●色等で段を容易に識別できるようにする。 ○床の表面は、グレアを生じない素材を用いるよう配慮する。 ○階段と接する壁面部分との色のコントラストをはっきりとさせ、段を強調すると分かりやすい。 <hr/> <p>▼寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有効幅員 1.4m 以上とする。(図2) ○蹴上げ 15 cm 以下、踏み面 30 cm 以上、蹴込み 2 cm 以下とし、同一階段の場合は同一寸法を原則とする。(図2) ○蹴上げ、踏み面は次の計算式を満たす寸法とする。 $550 \text{ mm} \leq T + 2R \leq 650 \text{ mm} \quad (T: \text{踏み面}, R: \text{蹴上げ})$ ○階段の始点及び終点は通路から 1.2m 後退させる。 <hr/> <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○色のコントラストに留意した大きめの算用数字で階数番号を床面や壁面に表示する。 ○エレベーターやスロープへの案内を表示する。 <hr/> <p>▼配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターやスロープを見通しのよいところに併設する。 <hr/> <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段裏側には頭を打つような十分な高さのない空間は設けない。特に頭上の高さを察知しにくい視覚障害者に必要な配慮である。 ○折り返し階段の屈曲部には、衝突を回避するための鏡を設ける。

	<p>○避難階段の出入口は、高齢者や障害者にも開閉しやすいものとし、下枠に段差は設けない。</p> <p>○階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように配慮する。</p>
視 覚 障 害	<p>□すべての施設</p> <p>⇒■床面積の合計が 1,000 m²を超える施設</p> <p>▼誘導</p> <p>◇階段の上端及び下端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設を行う。(図2)</p> <p>⇒●階段の上端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設を行う。</p> <p>○階段上端の点状ブロックは 60 cm幅で敷設する。(図2)</p> <p>○点状ブロックは階段の始末端から 30 cm離し、点状ブロック間は最低 30 cm確保する。(図2)</p> <p>▼設備</p> <p>○階段の折り返し部分等に鏡を設置する場合は、視覚障害者がそれに衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。</p> <p>▼表示</p> <p>○点字と※墨字による案内表示を手すりに設ける。文字は色のコントラストと文字間隔を考慮した太線の大きな文字とする。</p> <p>○階段の始点及び終点の手すりすべてに、階数等を点字表示する。</p>
そ の 他	<p>▼設備</p> <p>○側面を手すり子形式とする場合は、子どもが頭を入れたりしないよう間隔に配慮する。(手すり子の芯から芯で 10 cm以下)</p>

※墨字（すみじ）：視覚障害者の使用する「点字」に対する「ひらがな」、「カタカナ」、「漢字」などの呼称。

図 1 階段の形状（○：よい例、×：よくない例）

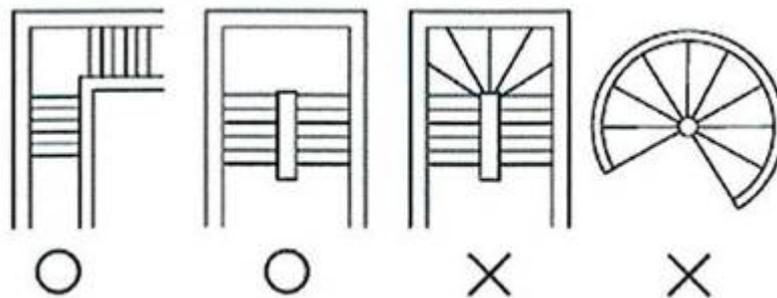
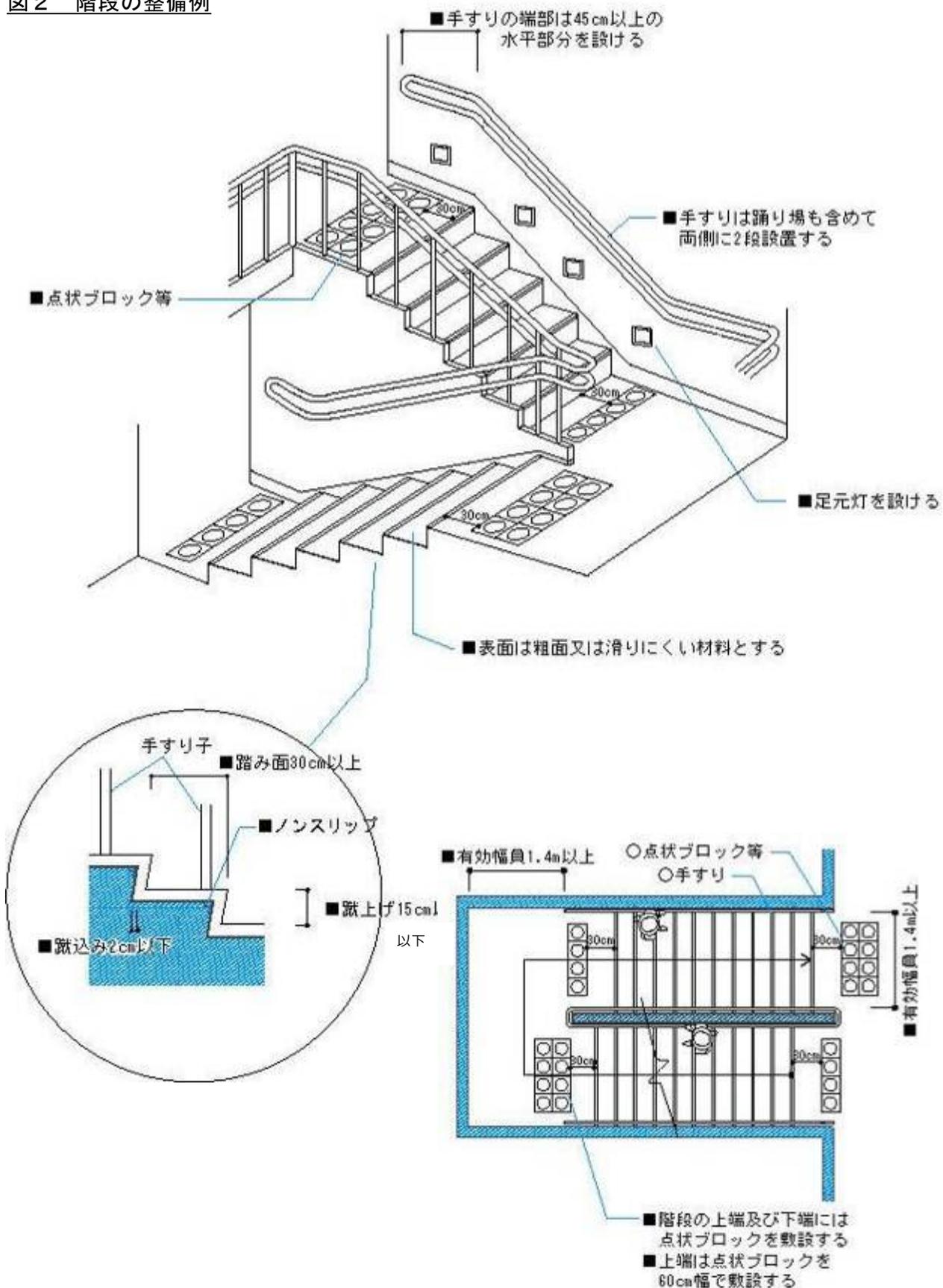


図2 階段の整備例



5. エレベーター

措 置

項目別の整備の考え方⇒30p

措 置	
共 通	<p>▼設置位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターは見通しの良い場所に設置し、色彩や照明により所在を分かりやすくする。 ○階段やエスカレーターと経路選択しやすいよう、見通しよく設置する。 <p>▼仕上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乗降ロビーに高低差は設けない。 <p>▼設備</p> <p>①ボタン・表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乗降ロビーに昇降方向を表示する装置を設ける。(図1、4) ●かご内に停止予定階及び現在位置を表示する。 ○2基以上が並ぶ場合は到着するかごを乗降ロビーで光と音声で案内する。 ○エレベーターが複数ある場合、それに乗るための準備の時間が必要なので、乗降ロビーでそれぞれのエレベーターが現在どの階にあるのか表示するようにする。 <p>②手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すりを両側面及び正面壁に設ける。(図1) <p>③乗降者検知装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かごの出入口には光電式、静電式又は超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さ(車いすのフットレストと身体部)に設ける。 <p>④隙間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗降ロビーとかごの隙間は2cm以内とする。(図1) <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○扉にガラス窓を設けるなど、かご内が乗降ロビーから視認できる構造とする。(図1)
車いす使用	<p>▼寸法</p> <p>■一般規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇出入口の有効幅員は90cm以上とする。(図1、2) ⇒●出入口の有効幅員は80cm以上とする。 ◇かごの奥行き内のり寸法は1.5m以上とする。(図1、2) ⇒●かごの奥行き内のり寸法は1.35m以上とする。 ◇乗降ロビーの幅・奥行きは1.8m以上を確保する。(図1、2) ⇒●乗降ロビーの幅・奥行きは1.5m以上を確保する。 ○戸には袖壁を設けず、扉幅を大きくする。(図1) ○直角スルー型エレベーターではハンドル式電動車いす使用者が利用できるようにするために11人乗り以上の大きさとする。 <p>□不特定多数の者が利用するエレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒■利用円滑化経路を構成するエレベーターで不特定多数の者が利用するもの ●車いすの転回に支障ない構造とする。 ◇かごの幅は1.6m以上とする。(図1、2) ⇒●かごの幅は1.4mとする。

	<p>▼設備</p> <p>①ボタン・操作盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇かご内に車いす使用者の利用に配慮した操作ボタン等を左右壁面中央付近に設置する。(専用主操作盤、専用副操作盤)(図1) ⇒●かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設置する。 ○かご内の専用操作盤のボタンの高さは1 m程度とする。 ○専用主操作盤に現在位置を表示し、インターホンを設ける。 ○車いす用のインターホンボタンは長押しを必要としないものとする。 ○乗降ロビーに床からの高さ1 m程度の位置に大きく、車いす使用者が操作しやすい乗場ボタンを設置する。(図1) ○乗場ボタンは軽く押せる押しボタン式とする。 ○専用乗場ボタン、主・副操作盤の行き先ボタンによる戸の開閉時間は長くする。(10 秒程度) <p>②鏡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者が後退して降りる際に後方を確認できるよう鏡を設置する。スルー型エレベーターでも車いす使用者が後退して降りる階床のある場合には凸面鏡等を設ける。(図1) ○鏡は、割れにくい鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)とし、鏡の下端は車いすフットレストあたりまでとする。 <p>③車いすフットレストあたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かごの床上 35 cm程度まで車いすフットレストあたりを設置する。(図1) <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗降ロビーでは車いす使用者の転落などの危険を防ぐため、ロビー周辺に下り階段を設けない等、安全面で配慮をした計画とする。 ○車いす使用者対応の乗り場ボタンの付近など、車いす使用者の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。
視覚障害	<p>□不特定多数の者が利用するエレベーター又は主として視覚障害者が利用するエレベーター</p> <p>⇒■利用円滑化経路を構成するエレベーターで不特定多数の者が利用するもの又は主として視覚障害者が利用するもの(駐車場を除く。)</p> <p>▼設備</p> <p>①音声案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かご内で到着階、出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置を設置する。 ◇かご内及び乗降ロビーで昇降方向を知らせる音声装置を設置する。 ⇒●かご内又は乗降ロビーで昇降方向を知らせる装置を音声設置する。 ○地震、火災、停電時管制運転のエレベーターでは、音声により管制運転で停止した旨を知らせる装置を設ける。 ○スルー型エレベーターには開閉する扉の方向を知らせる音声案内装置を設ける。 ○音声案内は音量調節が可能なものとする。 ○スルー型エレベーターの音声案内の位置は高過ぎると方向の確認ができないため、あまり高くしない。また、アナウンスの内容は「こちら側」などの指示語がないようにする。 <p>②ボタン・表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かご内及び乗降ロビーに設ける操作ボタン等は、点字により表示するなど視覚障害者が円滑に操作できる構造とする。(図1、3) ○ボタンは立位で操作しやすいボタン配置とし、押したか否かを認知しやすい押しボタン式とする。(タッチセンサー式のボタンを設けない。)(図3) ○ボタン操作したことがわかるよう音と光で示す。 ○ボタンの文字は、周囲とのコントラストを大きくしたり、触知できる浮き彫り式等とする。(図3)

	<p>○障害者シンボルマークを表示する場合は操作ボタンと誤認しないようにする。 ○鏡を設ける場合は上端が空間を誤認させない高さとする。</p> <p>③点字表示 ○点字はボタンの左側に統一して表示する。(図3) ○点字触読を妨げない構造と配置とする。</p> <p>④認識しやすさ ○かご内の照度は適切なものとする。エレベーターホールより明るくして到着を知らせる。 ○同一施設内や関連施設内でのエレベーターのボタンの仕様を統一する。 ○エレベーターシャフトをガラス壁で区画する場合はガラス壁に模様をつけるなど衝突防止策を講じる。 ○乗降口ビーとかご床面に高低差を感じさせない配色とする。</p> <p>▼表示 ○乗場ボタン手前に点状ブロックを敷設し、ボタンの位置を案内する。(図1、2) ○視覚障害者誘導用ブロックで乗場ボタンに誘導する。</p> <p>▼その他 ○エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できる限り設けない区画設計とする。 ○高層ビルなどで、エレベーターによって止まる階が指定されていてすべての階に止まらないものについては、その旨を分かりやすく案内する。</p>
聴覚障害	<p>▼設備</p> <p>①表示 ○過負荷(定員超過)のときに「満員」等と文字表示する。(図1、4) ○表示文字は点滅するなど注意喚起しやすい表現とする。 ○ボタン操作したことが分かるよう光で示す。 ○緊急時の対応を分かりやすく簡潔に表示する。 ○インターホンは機能を文字表示する。</p> <p>▼その他 ○双方向性のモニター付きインターホン等の緊急時に音声によらない外部との交信手段を確保する。</p>

図1 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの整備例

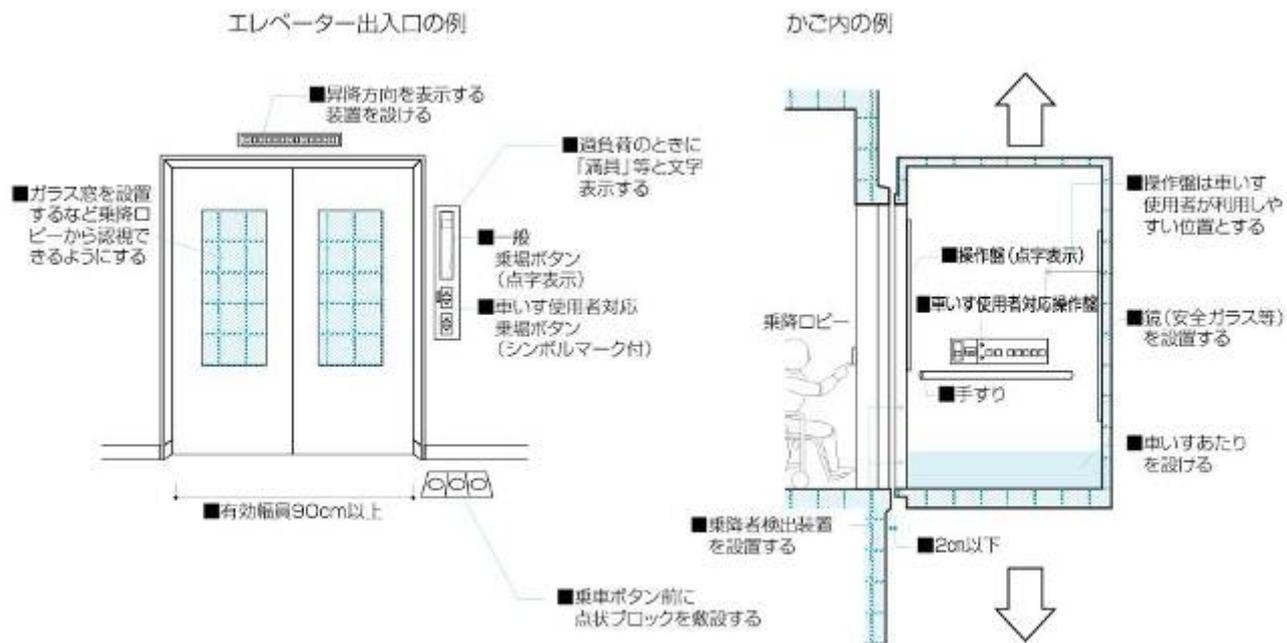
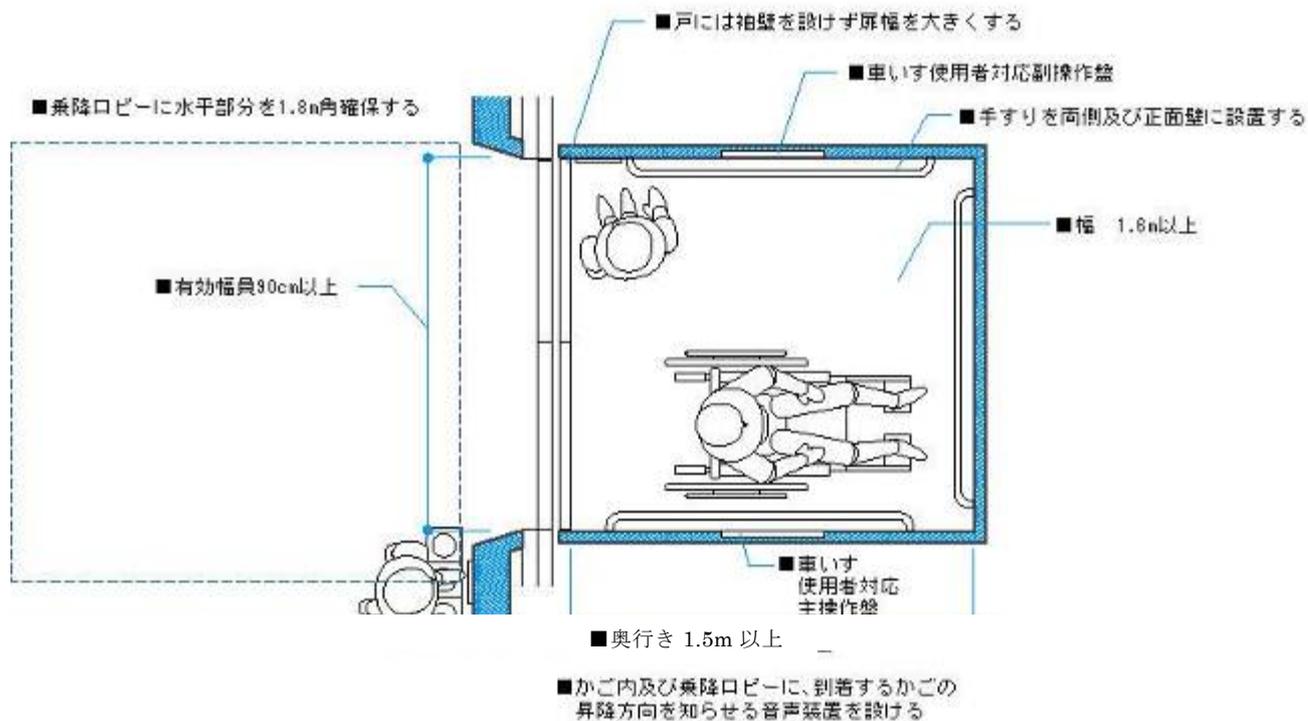


図2 スルー型（貫通型）エレベーターの整備例

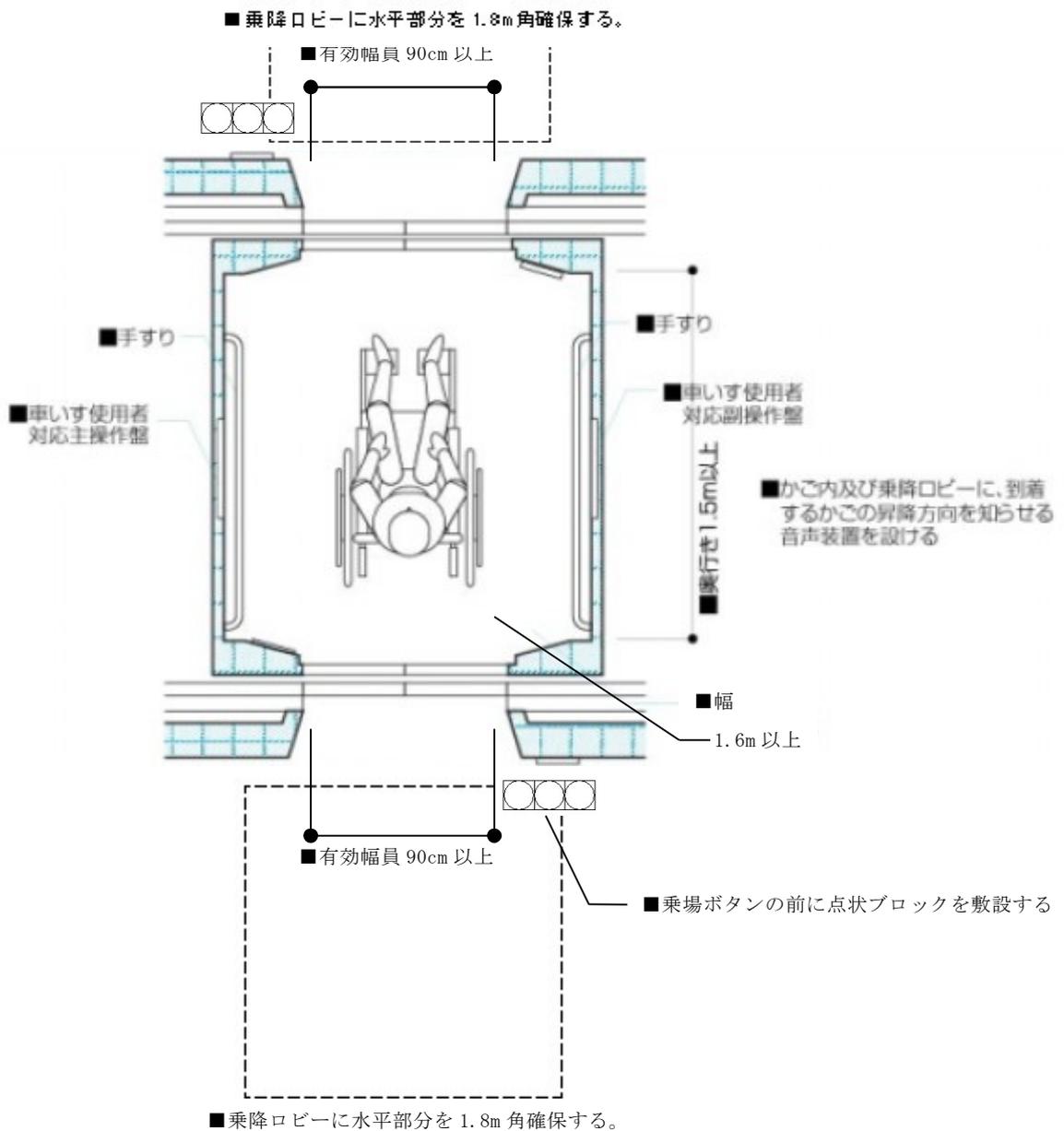


図3 点字、浮き彫り文字表示例



図4 案内文字表示例



6. エスカレーター

措 置

項目別の整備の考え方⇒32p

	措 置
共 通	<p>▼設置位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段やエレベーターと経路選択しやすいよう、見通しよく設置する。 <p>▼寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○踏段の幅は以下のものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ. S600形 踏段幅 60 cm程度 1つの踏段に1人が乗る踏段幅のエスカレーター ロ. S1000形 踏段幅 1m程度 1つの踏段に2人が乗ることのできる踏段幅のエスカレーター <p>▼設備・備品等</p> <p>①移動手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏段手前くし部分から70 cm程度、降り口では踏段後方くし部分から70 cm程度の延長を設ける。(図1) ○ベルトは認識しやすいよう、明るい色とする。 <p>②乗降口誘導固定手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定手すりの幅と高さは移動手すりと同じとし、長さは1m以上とする。(図1) <p>③踏段</p> <ul style="list-style-type: none"> ○踏段の水平部分は3枚程度とする。 ○定常段差に達するまでの踏段は5枚程度とする。 ○踏段の表面は滑りにくい仕上げとする。 ○乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口を分かりやすくする。(図1) ○踏段の端部に縁取りを行う等により、踏段相互の認知をやすくする。 ○乗降のタイミングを取りやすいように色や光によって動きを示す。 <p>④くし板</p> <ul style="list-style-type: none"> ○くし板の表面は滑りにくい仕上げとする。 ○歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いが認知しやすいように色表示を行う。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面等において、進入の可否(矢印や進入禁止を示すマークなど)を示す。(図1、2) ○エスカレーターの移動方向、行き先を乗り口で音声により案内する。 ○音声案内は聞き取りやすく、乗降しやすいように調整する。 <p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等の利用に配慮し、速度を遅くすることもできる調整機能を備えたものとする。 ○エスカレーターに乗っていて途中でパニックになると逃げることができないので、エスカレーターの最長距離に配慮する。 ○高齢者が落ちる場合もあるので、転落安全対策についても配慮する。 ○欄干照明を設ける。
視 覚 障 害	<p>▼認識しやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○照明、色彩、音声、触知等を組み合わせてエスカレーターの所在や乗降口を明確に示す。 ○同一施設内や関連施設内でのエスカレーターの仕様を統一する。 ○上りと下りエスカレーターが並ぶところでは上下方向と設置位置の関係を統一する。

▼表示等

○点状ブロック等を、エスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設する。(図1)

図1 エスカレーターの整備例

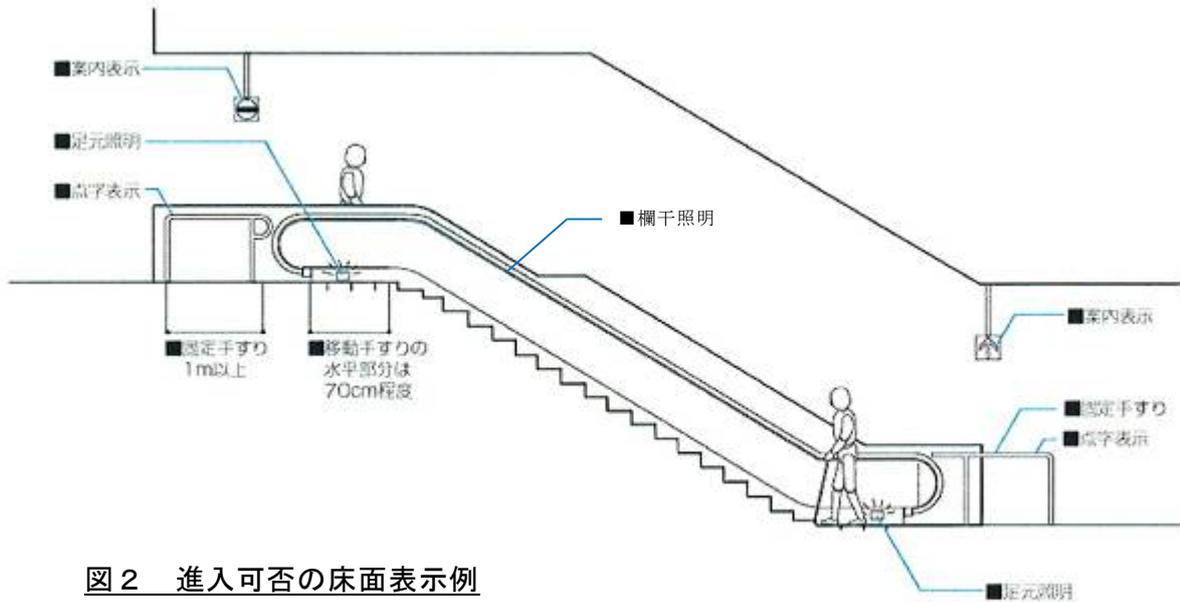
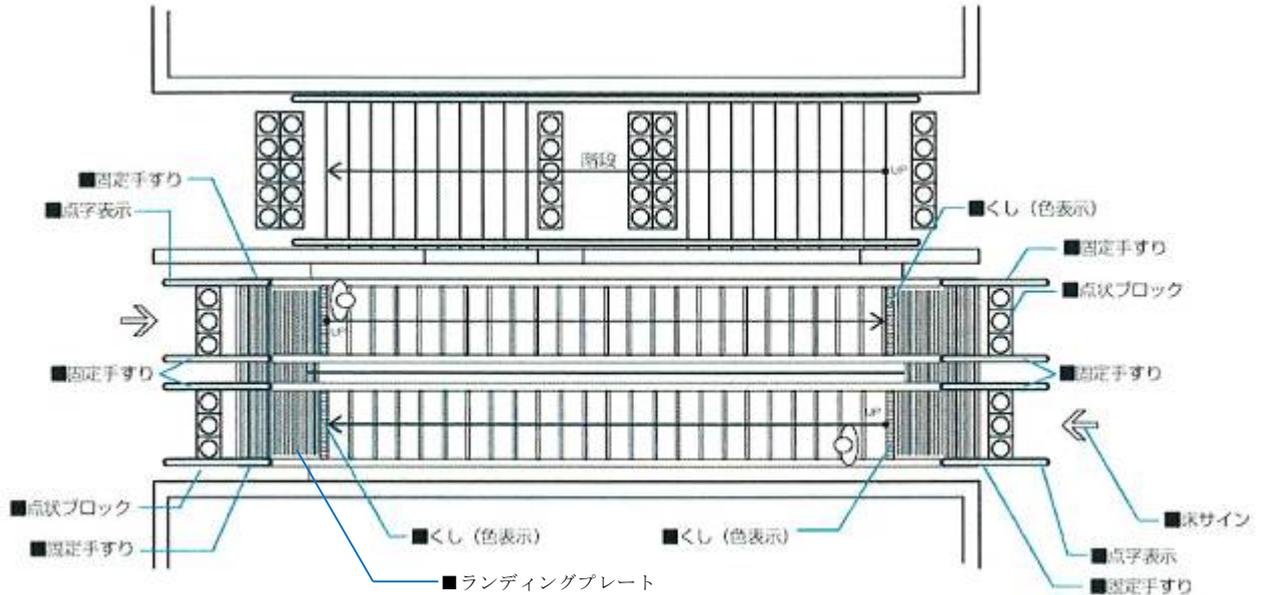


図2 進入可否の床面表示例



	措置
共通	<p>▼仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段を設けない。(傾斜路設置の場合を除く。) ●床は滑りにくい仕上げとする。 <p>▼傾斜路を設ける場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇勾配 1/15 以下とする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●勾配 1/12 以下 (高低差 16 cm 以下の場合 1/8 以下) とする。 ●表面は粗面又は滑りにくい材料とする。 <p>▼設置数</p> <p>①洋式便座</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇各便所のできるだけ多くの便所は便座を洋式とし、手すりを設ける。(図1) ⇒●各便所の1以上の便所は便座を洋式とし、手すりを設ける。 <p>②小便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出入口に近い1以上の小便器を床置き等とし、手すりを設置する。(図3) <p>▼設備・備品等</p> <p>①手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○和便器にも手すりを設置する。(図2) ○手すり付小便器の手すりは両側及び前方に胸の位置で寄りかかることのできるように設ける。(図3) ○便所に設ける手すりは垂直水平に設ける。(図1、2) <p>②洗面台</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗面台は壁に堅固に取り付け、1以上の洗面台には手すり等を設け、寄りかけられる等の配慮を行う。(図6) ○手すりは、車いすでの利用のじゃまにならないよう、洗面台の左右に設ける。(図6) ○洗面台は車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類の洗面台を設けるとより良い。 ○洗面台はレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えたものとする。 <p>③洗浄ボタン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗浄ボタン及びペーパーホルダーは、便座に腰掛けた状態で操作しやすい JIS S 0026 に基づく位置に設置する。(図11) ○ペーパーホルダーは、片手で紙が切れるものとする。 ○洗浄ボタンは、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式(靴べら式等)の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する。 ○洗浄ボタンの形状は○形とする。 <p>④緊急通報ボタン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○音、光等で押した状態を確認できる緊急通報ボタンを設ける。 ○聴覚障害者が便所でも非常通報の情報がわかるようにフラッシュライト等を設置する。 ○確認ランプ付とし、出入口の廊下側には緊急通報表示ランプ、事務所には警報盤を設ける。 ○便座に腰掛けた状態で使用可能な位置と床に転倒したときに操作できる位置に設置する。(図11) ○指の不自由な人が容易に操作できるものとする。 ○緊急通報ボタンは洗浄スイッチ等の装置と区別できる色、形状とする。(図12) ○洗浄スイッチ等に赤い色を使っていると、緊急通報ボタンと勘違いするので注意する。

	<p>○便器の横壁面に緊急通報ボタンを設置する場合は、JIS S 0026 に基づく配置とする。 (図11)</p> <p>⑤その他</p> <p>○便器は温水洗浄機付き暖房便座とする。</p> <p>○手荷物棚を便室内の手の届く範囲に、洋服掛は顔面に危険のない形状、位置に設置する。</p> <p>○内開き戸は、利用者が便室内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。内開き戸とする場合は緊急時に戸を外せたり外開きにできるタイプとする等の配慮が必要である。</p> <p>○便室内に洗浄や温風吹き出し等のリモコン操作ボタンを置くときは同じ機能のボタンを重複設置しない。(ただし、介助者用に設置する場合は除く。)</p> <p>○空間や配置が分かりやすい照明や色づかいを行う。</p> <p>○同一施設内や関連施設内での便所の仕様を統一する。</p> <p>○照明は、十分な照度を確保すること。</p> <p>▼表示</p> <p>○便所内部の配置を、出入口付近の外部に表示する。</p> <p>○階によって便所の位置や便所内のレイアウトを変える場合には、分かりやすく表示する。</p> <p>○ブース使用中の表示は、施錠と連動させ、表示部分が大きく分かりやすいものを目につきやすい位置に設置する。また、施設内では統一化する。</p> <p>○内開き戸の場合、分かりやすい表示を設けるとともに、便所を使用していないときは戸が開いている仕様として使用中か否かの状態を知らせる。</p> <p>□一般便所</p> <p>⇒■特定施設を含む建築物の床面積の合計が 1,000 m²以下の施設(努力義務)</p> <p>●便所の出入口の有効幅員は 80 cm以上とする。(図8)</p> <p>◇便所は幅 1.1m、奥行き 1.8m以上の有効寸法とし便器への接近を考慮する。(図8)</p> <p>◇便所内には車いすの転回スペースを設ける。(図5)</p> <p>⇒●便所の大きさは車いす使用者が利用できる空間を確保する。(努力義務)</p>
<p>車いす使用</p>	<p>■車いす使用者用便所</p> <p>▼設置数</p> <p>□特定施設を含む建築物の床面積の合計が 1,000 m²以下の施設</p> <p>◇少なくとも 1 以上の車いす使用者用便所を設ける。</p> <p>□特定施設を含む建築物の床面積の合計が 1,000 m²を超える施設</p> <p>◇車いす使用者用便所は当該階に設けられる便所の数が 200 以下の場合にあってはその総数の 1/50 以上、200 を超える場合にあってはその総数の 1/100 に 2 を加えた数以上とする。または、すべての便所に車いす使用者用便所を 1 以上併設する。</p> <p>⇒■工場、一般の事務所の場合は特定施設の不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計が 1,000 m²を超える施設、その他の施設の場合は特定施設を含む建築物の床面積の合計が 1,000 m²を超える施設</p> <p>⇒●1 以上の車いす使用者用便所を設ける。</p> <p>○男女別に設ける。</p> <p>▼寸法</p> <p>①便所の広さ</p> <p>◇便所の大きさは電動車いす使用者が円滑に利用できる車いす回転スペースとして直径 1.8mの円が内接できる空間を確保し、間口・奥行きを 2.2m以上とする。(図9)</p> <p>⇒●便所の大きさは車いす使用者等が円滑に利用できる十分な空間を確保する。</p> <p>②出入口の有効幅員</p> <p>◇車いす使用者用便所のある便所の出入口の有効幅員は 90 cm以上とする。(図9)</p> <p>⇒●車いす使用者用便所のある便所の出入口の有効幅員は 80 cm以上とする。</p>

- ◇車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は 90 cm以上とする。
⇒●車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は 80 cm以上とする。

▼設備・備品等

①便器

- 便座は洋式とする。
- 便器は腰掛式の床置き式又は壁掛式を標準とする。(図9)
- 腰掛床置便器の前面は車いすですでできるだけ接近できるように、フットレストのあたりにくい、トラップ突き出しの少ない形式とする。(図9)
- 前向きに座るときに妨げとなる器具がないようにする。
- 便器の正面及び側面に移乗のためのスペース等を設ける。(図9)
- 床から便座までの高さは 40~45 cm程度とする。(図11)

②手すり

- 手すりを設ける。
- 手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が使用しやすい位置に設ける。(図11)
- 手すりは便器両側に水平、垂直に堅固に取り付け、水平手すりは 65~75 cm程度の高さに取り付け、片側ははね上げ式とする。(図9、11)
- 垂直手すり(L型手すり)は壁に固定する。やむを得ず床に固定する場合は、固定下部が車いすの移動の邪魔にならないようにする。
- 片まひの人がもたれかかって脱衣できるようにするなどのため、L型手すりの出を大きく(20cm以上)する。
- 男女共用の車いす使用者用便房を2以上設ける場合は、近接する便房で手すりの利き手勝手やボタン等の位置を変更するなど左右対称とする。

③洗面台

- 便房の中の洗面台はレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えたものとする。
- 洗面台の高さは上端 75 cm程度で、下部はひざが入るように 60 cm以上の空間をもたせ、寄りかかりに対し十分な強度とする。
- 洗面器吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置(手前縁から 30~33 cm程度)に設ける。
- 鏡は洗面台上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 1m以上の高さで設置する。(図9)

④便房の戸

- 引き戸(可能であれば自動式引き戸)、その他これに類するものとする。(図8)
- 手動式引き戸の場合、軽い力で操作のできる吊り戸式引き戸とし、自動的に戻らないものとする。
- 手動式引き戸の場合、把手は握りやすさを考慮し、施錠は操作しやすいものとし、緊急時に外部からも開錠できるものとする。
- 手動式引き戸の場合、戸の握り手はドアの内側の左右両方に設置する。
- 自動式引き戸は、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-0006)による。
- 自動式引き戸の場合、施錠操作のしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。
- 自動式引き戸の操作盤は操作しやすいよう戸から 70 cm以上離す。高さは 80 cm程度とする。
- 自動式引き戸は、内側から閉めると自動的に施錠、外側に使用中の表示がされるものとする。
- 車いす使用者が、錠や把手に接近しやすいよう配慮する。出入口袖壁は 25 cm以上とする。(図9)
- 出入口前には転回スペース(1.4m角)を設ける。

	<p>⑤多目的ベッド</p> <p>▼設置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇建物内に複数の車いす使用者用便房を設置する場合には、そのうち1以上は大型ベッド付便房とする。 ○大人のおむつ交換や衣服の着脱などに利用できる多目的ベッドを設置する。 ○高さは、車いすの座面高さ（40～45 cm）と同程度とする。 ○3方向から介助できるようにする。 ○折り畳み式ベッドを展開したまま放置することにより、車いす使用者が便房を利用する際に支障があるときは、折り畳み式ベッドの設置を避ける。 ○ベッドを利用する人に対して、照明の光が直接目に入らないように器具を配置する。 <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○壁には手荷物を置く棚やフックなどを車いすから手が届き、危険のない位置に設置する。 ○戸と連動した照明スイッチは、障害者の便座への移乗介助が終了し、介助者のみが一度出る場合に照明が消えないようにする。 ○人体センサー連動タイプの照明は、使用中に消えてしまわないよう、センサーの間隔を長く設定する。 ○汚物入れは開口部が大きく、開けやすいものを手の届く範囲に設置する。 ○座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設ける。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出入口又は付近に、車いす使用者用便房の案内を表示する。 ○施設内の案内板や各所で、車いす使用者用便房（多機能便所を含む。）への位置を表示し、誘導する。 ○配慮した仕様をシンボルマークなどにより案内表示する。（P89 図3）
視覚障害	<p>▼誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○便所入口までを視覚障害者誘導用ブロック又は音声等で誘導する。 ○大きな文字を使うなど、一般用誘導を、弱視等にも分かりやすいものとする。 ○入り口付近で男女の別が方向取りしやすいよう案内（音声やサインなど）を行う。 ○触知案内板を設置する場合は、弱視等にも見やすいよう墨字などと併記する。 ○触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等は、JIS T 0922を参照とする。 ○便房内のドアに便器やボタン、荷物置台の位置、使用方法を知らせる点字と墨字、音声案内などを設ける。 ○小便器前の立ち位置を点状ブロック等で案内する。（図4） ○便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する場合は、車いす使用者用便房・多機能便房以外の便所に誘導する。 <p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小便器と洗面器の脇には杖等を立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。入口で点字案内するなどその位置が全盲者にも分かる工夫をする。 ○イメージしやすいよう、すでによく普及しているデザインの製品を選択する。 ○緊急通報ボタンは点字表示するとともに洗浄スイッチ等の装置と区別できる形状とする。
内部障害	<p>□すべての施設</p> <p>⇒■官公庁、物品販売店舗等で床面積の合計が2,000㎡以上の施設</p> <p>▼設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇車いす使用者用便房にはオストメイト対応設備を設置する。（図9、10）

	<p>⇒●1以上の便所の1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）の便房にオストメイト対応の水栓器具、汚物流し、トイレトーパーホルダー、手荷物置き台、鏡を設置する。（車いす使用者用便房に設けてもよい。）</p> <p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗浄のための温水設備を設ける。（図9、10） ○パウチ等の洗浄や交換などに便利のように小物置を設ける。汚物流しに落下しにくいように工夫する。 ○ハンドシャワー型の混合水栓を設置する。（図9、10） ○汚物流し近くに、ペーパーホルダー、汚物入れ、水石けん、パウチ装着時に利用する鏡等を設ける。 ○手を洗うための石けん（石けん入れ）、手を拭くためのペーパータオル（ペーパータオル入れ）又はハンドドライヤーを設置する。 ○利用者の身長に合わせて、汚物流しの高さが調節できる。 ○鏡は全身を映すことができるものとする。 ○ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置する。 ○小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設置する。 ○ストーマ装具の装着のための、衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流し近くに着替え台やフックを複数設置する。 ○着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●便所の出入口又は付近に、その案内を必ず表示する。 ○配慮した対応をシンボルマーク（オストメイトマーク）などにより案内表示する。（P89図3） <p>▼設置上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オストメイト対応の水洗器具を設置する車いす使用者用便房の大きさは、間口・奥行き2.2m以上として、電動車いす使用者が円滑に回転できる直径1.8mの円が内接できる空間を確保する。（図9）
<p>児童、乳幼児連れ</p>	<p>□すべての施設</p> <p>⇒■官公庁、物品販売店舗等で床面積の合計が1,000㎡を超える施設</p> <p>▼設置数・設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児用いす（ベビーチェア）、乳幼児用ベッド（ベビーベッド）を各1つ以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）設置する。 ⇒●1以上の便所の1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）の便房に乳幼児用いすを設ける（車いす使用者用便房に設けてもよい。）。 ○官公庁、物品販売店舗等で床面積の合計が1,000㎡を超える施設には乳幼児用いす、乳幼児用ベッドを複数設置する。 <p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児用ベッドの周辺には、荷物置き場を設ける。 ○幼児用の便座や子ども用の便器、子ども用の洗面台を備える。（図7） ○女子便所に子ども用小便器を設ける。この場合、プライバシーが保てるよう設置位置を考慮する。 ○乳幼児用ベッドを利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないようにする。 ○乳幼児ベッドは、落下防止措置が講じられたものを設置する。 ○乳幼児いすは、乳幼児が落ちたりしないように、ベルトを付けるなど安全対策をする。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●便所の出入口又は付近に、その案内を表示する。 ○配慮した仕様をシンボルマークなどにより案内表示する。（P89図3）

▼設置上の注意

- 乳幼児ベッドを多機能便所内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保する。
- 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所では、ベビーカーと共に入ることの可能なゆとりある広さを確保する。
- 乳幼児ベッドは乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性がある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。

図1 手すりと洋式便器を設置した一般便所の整備例

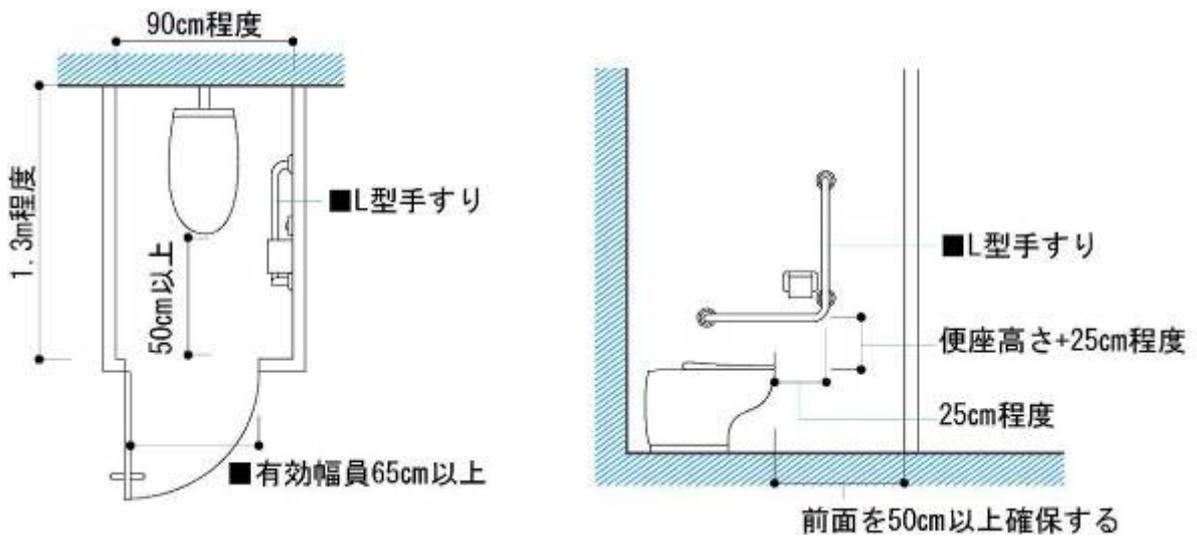


図2 手すりと和式便器を設置した一般便房の整備例

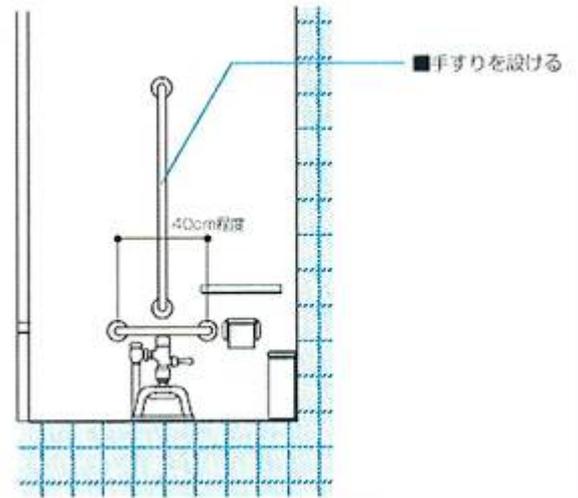
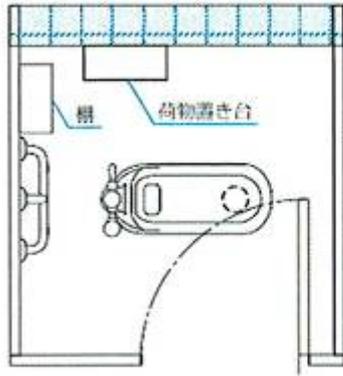


図3 出入口に近い小便器の整備例

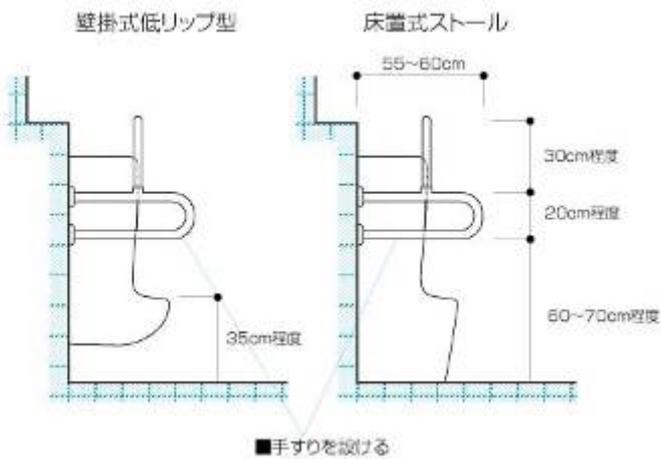


図4 小便器立ち位置の整備例



図5 便所の配置例

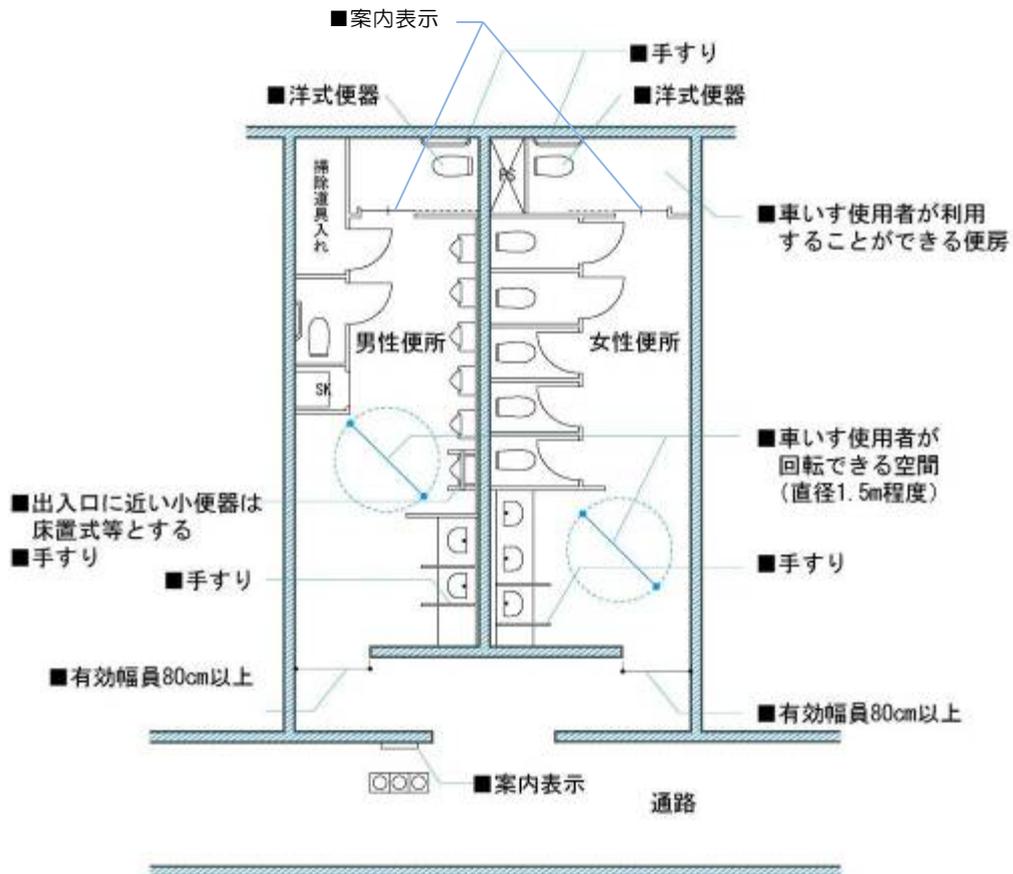


図6 洗面台の整備例



図7 子どもも利用できる高さの異なる2種類の洗面器の整備例

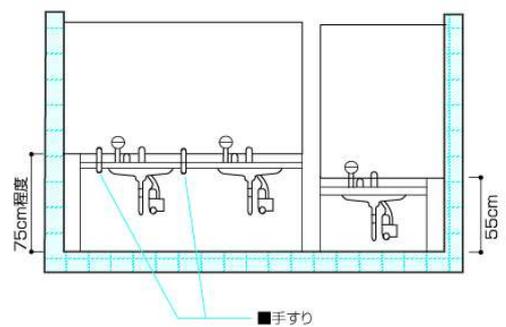
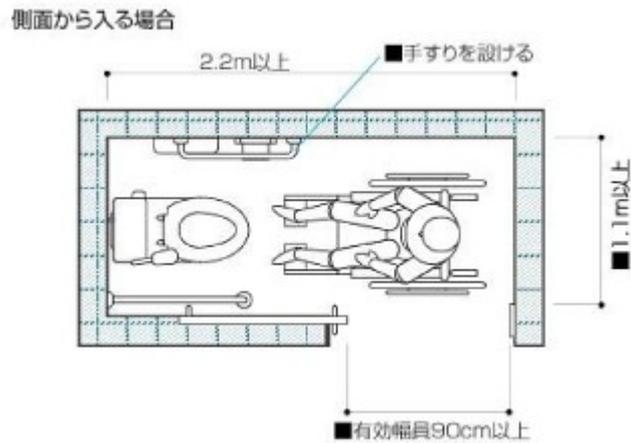


図8 車いす利用のできる一般便所の整備例



便房内での車いすのスペース確保を考慮した戸の形式とする。

図9 多機能便所の整備例

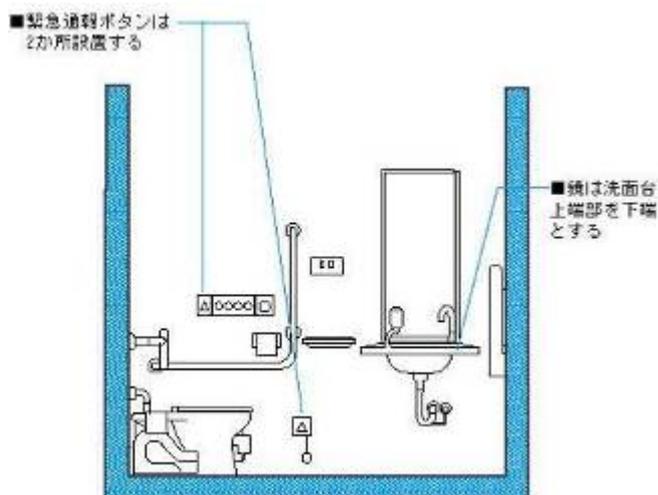
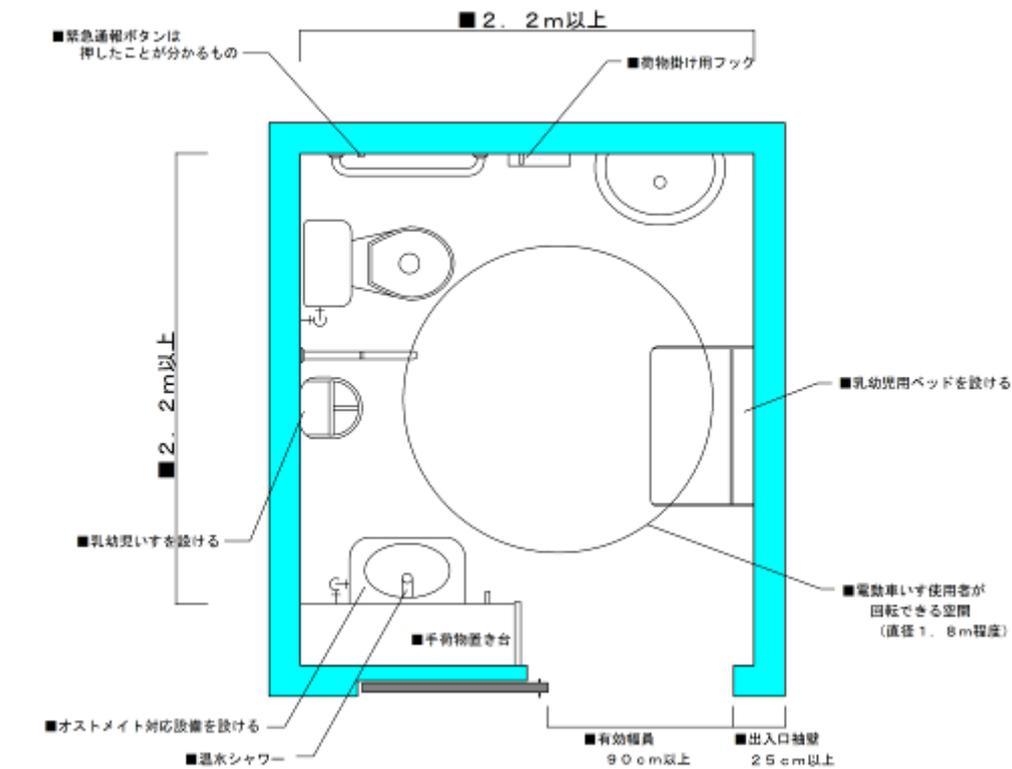


図10 オストメイト対応設備の整備例



図 1 1 多機能便所ボタン等の配置例

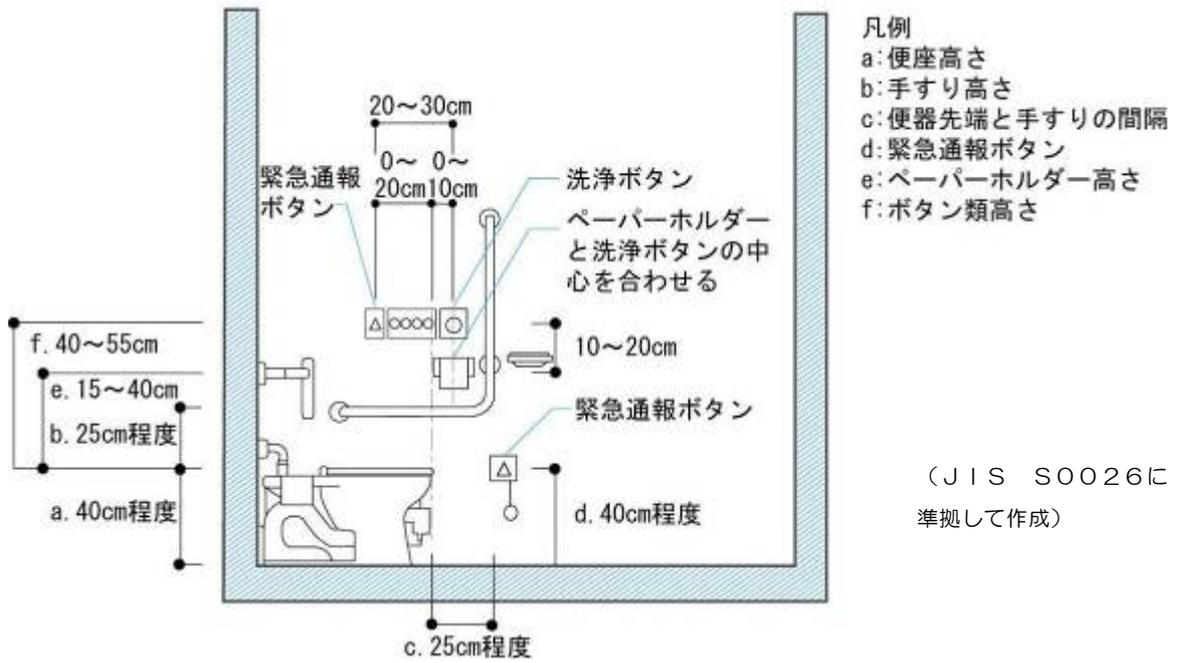


図 1 2 水洗ボタンの例、緊急通報ボタンの整備例



1 3 点字表示の整備例



8. 客席

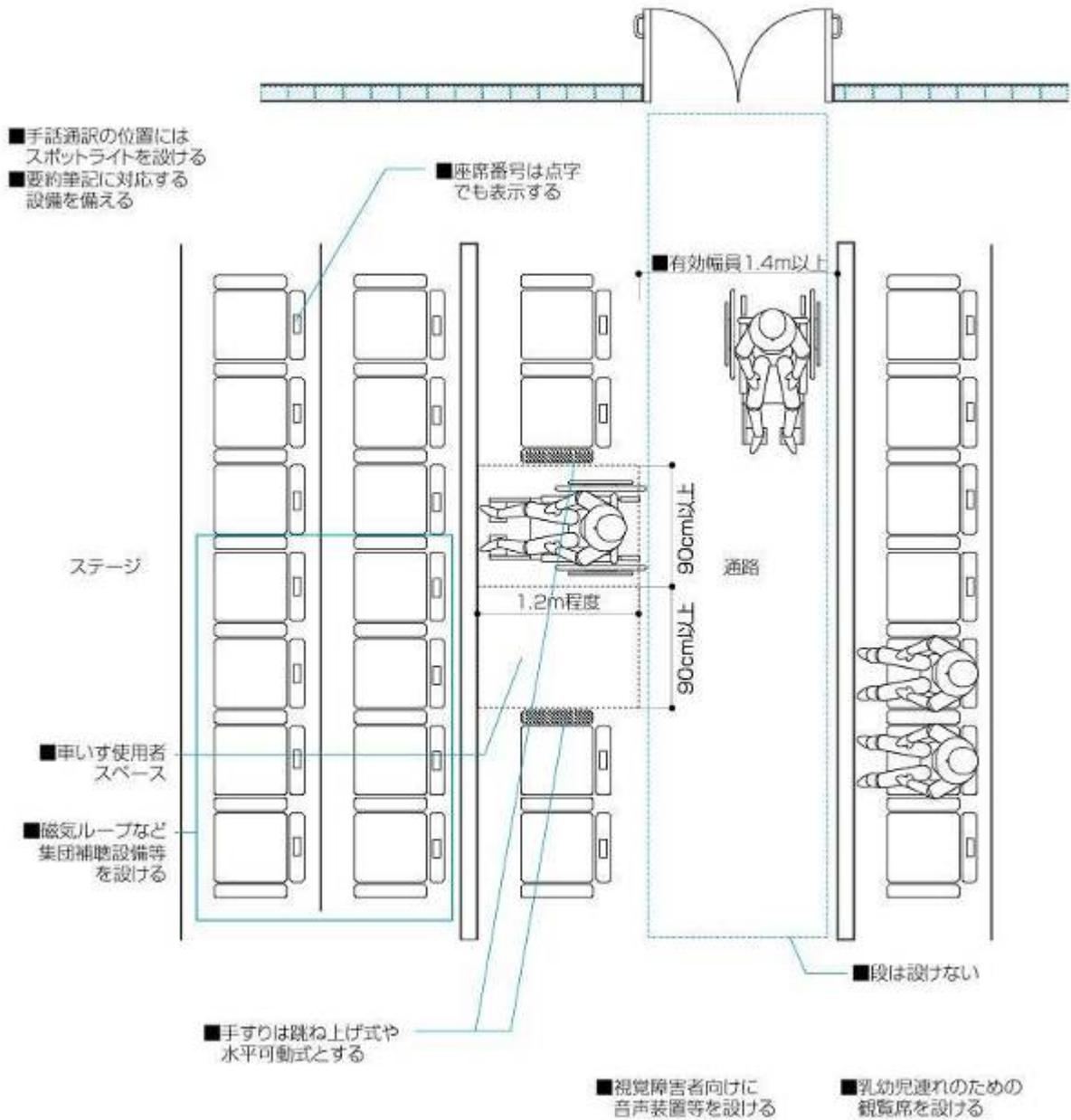
措 置

項目別の整備の考え方⇒36p

	措 置
共 通	<p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場内の両壁面に手すりを設ける。 ○上演時間以外は、客席部分の照度を十分確保する。
	<p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通路側の座席の肘掛は、高齢者・障害者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。
車いす使用	<p>■車いす使用者が利用できる客席</p>
	<p>▼数</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇すべての興行場等に客席数の 1/100（又は 10）以上設置する。 ⇒●客席の床面積の合計が 200 m²以上の興行場等に客席数の 1/200（又は 10）以上設置する。
	<p>▼位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇出入口から容易に到達でき、かつ非常時に避難しやすく、観覧しやすい位置に設ける。 ⇒●出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に設ける。 ○車いす使用者が利用できる客席は、舞台が見やすいよう、通路と接し、かつ舞台側に設置する。（図1） ○車いす使用者が利用できる客席が複数となる場合は、場内で客席位置を選択できるようにする。
	<p>▼寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1席あたり間口 90 cm以上、奥行 1.5m程度とする。
	<p>▼床</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水平で、滑りにくく、平たんとする。
	<p>▼設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○容易に出入り及び転回が可能なスペースを設ける。 ○観覧スペースからの車いすの転落防止を防ぐため、ストッパーなどを設ける。 ○車いす使用者が利用できる客席の直前に席を設けないなどにより、前列までの客が立ち上がったときにも観覧等に支障のない構造とする。 ○車いす使用者が利用できる客席の隣席は同伴者が利用できる客席とする。
	<p>▼通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇幅 1.4m以上とする。（図1） ⇒●幅 90 cm以上とする。 ●表面は滑りにくく、平たんにする。 ●段を設けない（傾斜路設置の場合可）。（図1） ◇傾斜路の勾配は 1/15 以下とする。 ⇒●傾斜路の勾配は 1/12 以下（高低差 16 cm以下の場合 1/8 以下）とする。 ●傾斜路の始点及び終点には 1.5m以上の水平部分を設置する。 ○傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも 1.5m以上の水平な踊り場を設ける。 ○車いす使用者が利用できる客席が複数の場合には車いす同士がすれ違える通路幅とする。
<p>▼仕上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○じゅうたんやカーペットなどは手動車いすでの移動に支障のない毛足のものとする。 	

視覚障害	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いすの背などに点字表示する、入り口付近で点字案内するなど、座席番号が確認できる工夫をする。(図1) <p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者向けに音声で舞台やスクリーンの状況を案内する装置等を設ける。
聴覚障害	<p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場内を暗くするときも手話通訳が読み取れるスポット照明を設ける。 ○要約筆記に対応する設備や機材を備える。 ○音声、字幕等の操作は実際の舞台等の進行具合を見つつ行う必要があるため、客席・観覧席に操作音が漏れず、舞台等の様子が分かるようにするとともに、機器操作のための配線がなされた場所を設ける。他の作業を行う場所と兼用する場合には、作業が交錯しないようにする。 ○広い会場で手話や要約筆記等を行う場合には、画面を拡大する等の配慮をする。 ○客席のどこからでも台詞や説明が字幕で見えるようにすることが理想だが、字幕が見える場所は確保するようにする。 ●磁気誘導ループや赤外線送受信装置など集団補聴設備等を設置する。(努力規定)(図1)
児童、乳幼児連れ	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児同伴の観覧者が周囲に気兼ねなく観覧できるよう区画された観覧室を設ける。その際に、広さの確保と防音対策を考慮する。 ○会議室のある集会施設には、託児スペースを確保する。
知的障害等	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区画された観覧室では、乳幼児同伴の観覧者以外にも必要とする人が利用できるように配慮する。

図1 客席の整備例



9. 駐車場

措 置

項目別の整備の考え方⇒37p

	措 置
共 通	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者以外の移動弱者（高齢者やベビーカーを使う乳幼児連れ等）が利用できる駐車施設を設ける。 ○発券所等は曲がり角や傾斜路上に設けない。 ○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人も使えるように位置等に配慮し、運転手のみでなく助手席からも利用できるようにする。 ○見通しの悪いカーブ等にミラーを設置する。 <p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車区画への誘導や車室の空き情報など案内表示する。 ○駐車施設、又は付近に、利用可能な対象者を案内する表示をする。
車いす使用	<p>■車いす使用者用駐車施設</p> <p>▼設置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇全駐車台数が200台以下の場合にあっては当該台数の1/50以上、200台を超える場合にあっては当該駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設ける。 ⇒●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場の駐車台数が25台を超える場合は、駐車台数の1/50以上（又は3台以上）の車いす使用者用駐車施設を設ける。 <p>▼位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用円滑化経路ができるだけ短くなる位置に設ける。 ●地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設ける。 ○車いす使用者用駐車施設の他に、安全に乗降できるように、車寄せを設ける。 ○屋内駐車場の場合、車いす使用者用駐車施設は、エレベーターホールの入口付近に設ける。 ○複数台設けるときは隣接して設置する。（図1） <p>▼大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有効幅員は3.5m以上とする。（図1） ○1台の場合は、幅員5m以上とし、車体スペースの両側に1.4m以上の乗降用スペースを設置する。（図2） ○リフト付小型車両に対応できる長さ6m以上のスペースを設ける（リフト動作部分は通路を利用してもよい。）。 ○リフト付バス等の、車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。 ○車いすからの乗降を想定しているスペースに屋根または庇を設ける場合には、車いす用リフト付き車両等にも対応した天井高さを確保する。（一般的な車いす用リフト付き車両の高さは、230cm程度） <p>▼地面・床面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水平とし粗面又は滑りにくく平たんとする。 <p>▼通路の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内の通路と同等の構造とする。 ⇒●利用円滑化経路を構成する敷地内の通路と同等の構造とする。 ○車と建物出入口までの間を雨にぬれない構造とする。

	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇車体スペースをカラー舗装する。(図1、2) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●駐車施設、又は付近に、その案内を表示する。 ○標識や表面に国際シンボルマークを塗装するなど車いす使用者用である旨を明示する。(図1、2) ○乗降用スペースは、斜線で表示する。(図1、2) ○進入口に車いす使用者用駐車施設の設置がわかる表示をし、駐車施設まで誘導用の表示をする。 ○車いす使用者用駐車施設である旨を明瞭に表示する。 ○大規模駐車場や地下駐車場に、車いす使用者用駐車施設、便所、EVなどの案内図、避難誘導ルート等の案内図を設置する。
視覚障害	<p>▼誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗降車場から案内所、待ち合わせ場所まで視覚障害者誘導用ブロックを設ける。 <p>▼認識しやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道と車両通行部分を識別しやすくする。 ○視覚障害者が敷地内の車路に進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。
聴覚障害	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場発券機や料金精算機は聴覚障害者が容易に操作ができる操作説明や表示とする。 ○インターホンでは音声の聞き取りが困難なため、双方向性のモニター付きインターホンを設置する。また、聴覚障害者がどのような対応を得られるのか説明を示す。
その他	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場発券機や料金精算機は、携帯電話やETCの活用などにより、上肢障害者が容易に操作できる仕様とする。 <p>▼駐車場適正利用の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不適正利用に対する警告効果も兼ねて、標識は目立つものとする。 ○一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとする。 ○車いす使用者用駐車場の適正利用に向け、「パーキング・パーミット制度」や車いす使用者用駐車場入口に専用ゲートを設け「利用者登録制」を導入するなどの措置を講ずる。 ○パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」(国土交通省総合政策局)を参照。

図1 駐車場の整備例（車いす使用者用駐車スペースが複数台の場合）

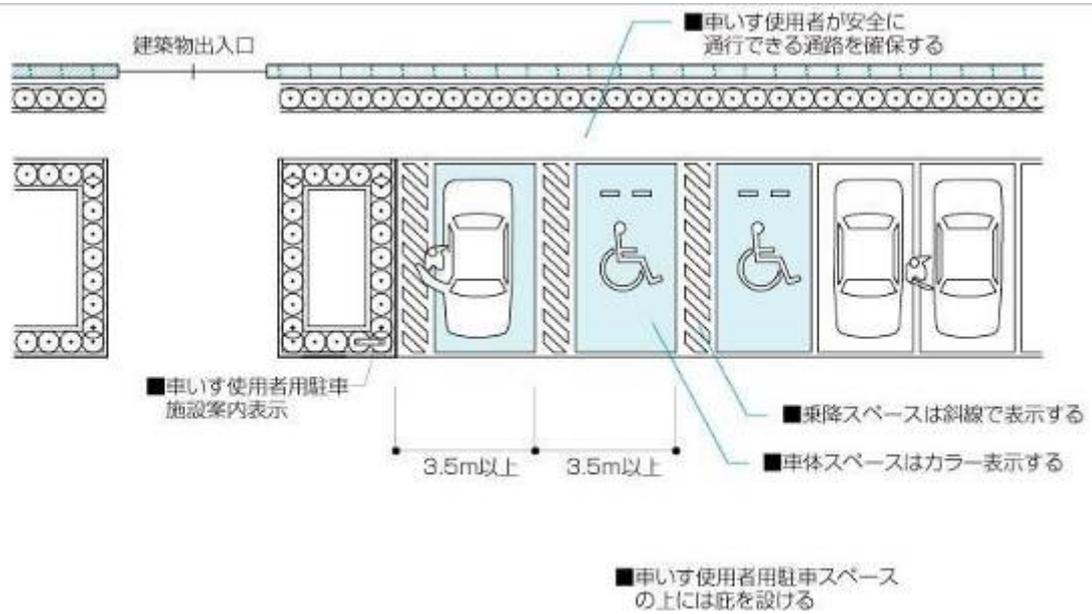
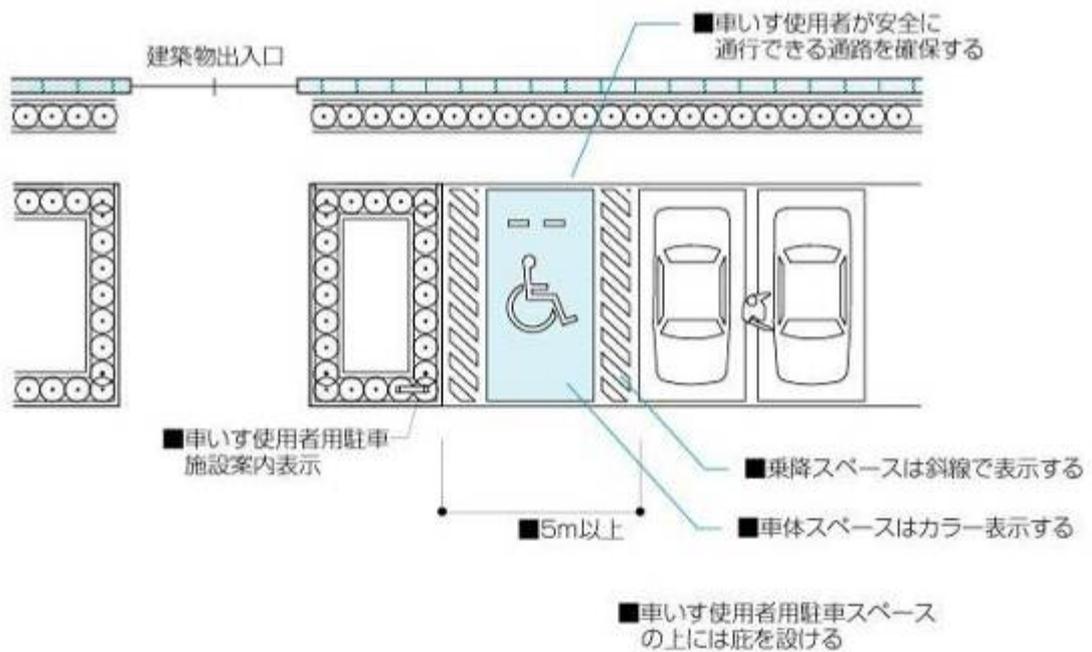


図2 駐車場の整備例（車いす使用者用駐車スペースが1台の場合）



	措置
共通	<p>▼仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の案内表示等は、位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮する。 ○太線の大きめの文字や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、背景色とのコントラストに配慮する。 ○色覚障害にも分かりやすい色使いとする。 ○白内障の黄変化視界が分かりやすいものとする。 ○文字の書体は認知しやすいものとする。(線の太さが一定の書体など) ○黄色は使用しない。文字は変色しない赤、黒等を用い、背景色と対比させると見やすい。 ○案内板等に用いるサイン(図記号)は、JISにより定められた案内用図記号(ピクトグラム)や絵記号(文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人との意思疎通を支援するための記号)を用いる。 ○電光掲示板で文字情報を提供するときは、文字の字体、大きさ、色、スクロールさせる速さなど、見やすいように工夫する。 ○逆光や反射グレア、光の反射等により見にくくならないよう仕上げや設置位置、照明に配慮する。またケースがある場合、光の反射により見にくくならないようにする。 ○館内案内板には便所、エレベーター等障害者に配慮した設備の位置を表示する。 ○色については、JIS Z 8210:2002や「標準案内用図記号ガイドライン」(「(2)サイン」を参照。 <p>▼設置高さ・位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者等が見やすい高さとする。 ○部屋名表示など、様々な利用者に対応するため2段で表示することが望ましい。1ヶ所の場合は140cm程度の高さに設置する。 ○玄関付近や受付カウンター、エレベーターホール等の動線の要所には、分かりやすい案内表示を設ける。 ○案内板は各フロアに設ける。 ○動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置する。床面での案内表示は聴覚障害者から求める声が多く、弱視等に有効な案内方法である。 ○誘導用の案内板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設ける。 ○「公共交通機関の旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(交通100%-・財団)参照。 <p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さに設置する。 <p>▼ディスプレイ画面による案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弱視等が見やすい媒体を選択する。 ○画面に近寄って見ることができるよう取り付ける。 ○画面中央を目の高さとする。 ○読みとりやすい画面デザインとする。 ○案内装置の存在を分かりやすくする。
車いす使用	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇車いす使用者用便房のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、そして館内案内板等にその案内表示をする。(図3) ⇒●車いす使用者用便房のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、その案内表示をする。

	<p>◇車いす使用者用駐車施設のある施設は、当該駐車施設又は付近に、そして導入する車路にその案内表示をする。(図2)</p> <p>⇒●車いす使用者用駐車施設のある施設は、当該駐車施設、又は付近に、その案内表示をする。</p>
視覚障害	<p>▼誘導</p> <p>□すべての施設の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分</p> <p>⇒■床面積 1000 m²超の施設の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分</p> <p>◇段又は傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等に、点状ブロック等の敷設を行う。(除外なし)</p> <p>⇒●段又は傾斜路の上端に近接する廊下等に、点状ブロック等の敷設を行う(傾斜路で勾配 1/20 以下、又は高低差 16 cm以下かつ勾配 1/12 以下の場合、自動車駐車施設の場合を除く。)</p> <p>◇傾斜路の上端に近接する踊場に、点状ブロック等の敷設を行う。(除外なし)</p> <p>⇒●傾斜路の上端に近接する踊場に、点状ブロック等の敷設を行う(自動車駐車施設の場合、踊場に連続して手すりを設ける場合を除く。)</p> <p>○階段の上端及び下端に近接する踊場に、点状ブロック等の敷設を行う。(除外なし)</p> <hr/> <p>■道等から案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)</p> <p>◇主な動線が複数ある場合はいずれの通路も視覚障害者利用円滑化経路とする。</p> <p>⇒●1 以上を視覚障害者利用円滑化経路とする(自動車駐車施設の場合、人が常駐する受付から出入口を視認でき、かつ道等から当該出入口まで線状ブロック等と点状ブロック等を適切に組み合わせたもの、又は音声装置が設置されている場合を除く。)</p> <hr/> <p>■視覚障害者利用円滑化経路</p> <p>●視覚障害者誘導用ブロックまたは音声装置を設置する。</p> <p>◇視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路では、車路に近接する部分、車路を横断する部分、段の上端及び下端又は傾斜のある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設する。(除外なし)</p> <p>⇒●視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路では、車路に近接する部分、段又は傾斜のある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設する(傾斜路で勾配 1/20 以下、又は高低差 16 cm以下かつ勾配 1/12 以下の場合、踊場に連続して手すりを設ける場合を除く。)</p> <hr/> <p>▼視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>①形状・色</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T 9251 による形状のものを使用する。</p> <p>○鋸形式の誘導用ブロックは白杖で縁を伝い歩きしづらいため避ける。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とする。ただし、通路の色と紛らわしい時に限り、通路の色とのコントラストを考慮した色を用いる。○視覚障害者誘導用ブロックと周辺床材・舗装材との輝度比は 2.5 以上を確保する。</p> <p>②敷設方法(図6)</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの屈曲や分岐は 90 度に交わることを原則とする。ただし大きな空間や長い通路を誘導するときは若干斜めに誘導しても問題はない。</p> <p>○線状ブロックと壁面や柱などとの距離は 60 cm以上を確保する。</p> <p>○線状ブロックは 30 cm幅で敷設する。</p> <p>○階段への敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。</p> <p>○点状ブロックは警告や案内対象物の手前 30 cmの位置に敷設する。</p> <p>○位置を案内する点状ブロックは 3 枚敷設を原則とする。</p> <p>○エレベーターへは乗場ボタンに誘導し、乗場ボタンの手前に点状ブロックを敷設する。</p>

- エスカレーターの乗り口、降り口部のランディングプレートから 30 cm程度離し、固定手すりの内側に点状ブロックを敷設する。
- 点状ブロックを受付カウンター等の案内設備、戸又はマット直前に 3枚程度設置する。(図 1、6)
- 誘導する経路上の傾斜路は線状ブロックを敷設して連続的に誘導する。(階段が併設されている場合は階段へ誘導する。)
- 歩道と敷地内の通路などを連続して誘導し、色は歩道部分とできるだけ統一する。
- 敷設位置は壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。
- 屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう、極端に遠回りな歩行ルートにならないようにする。

③その他

- 視覚障害者誘導用ブロック周囲の舗装材や床材及び目地を設ける場合は、白杖がひっかかるような目地の粗いものをさける。
- 市役所等、日常的に多様な人が利用する施設では、入口から案内カウンター等案内設備、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまで連続的に誘導する。(図 1、6)

▼表示

- 視覚障害者誘導用ブロック、案内板、サイン、音・音声や光による誘導を効果的に組み合わせる。
- ディスプレイ画面による案内では、タッチパネル式の案内としない。

▼点字による案内等

- 必要に応じ玄関付近に、点字案内板、触知案内図、インターホンをわかりやすい位置に設置し、視覚障害者誘導用ブロックや音でその所在を案内周知する。
- 点字案内板等は、情報の単純化など視覚障害者が把握しやすいように工夫し、太線の大きな文字(墨字)や音声案内を併せもつものとする。
- 館内の点字等による案内等を備える。
- 点字案内板、触知案内図は手触りのよい素材で仕上げる。
- 点字は左から右に読まれることを配慮する。
- 点字案内表示は操作ボタン類等案内対象物の左側に示すことを原則とする。
- 点字と墨字による案内表示を手すりの端や曲がり角に設ける。文字はコントラストと文字間隔を考慮した太線の大きな文字とする。
- 点字は、はがれにくいものとする。
- 触れる高さにある表示物や表示のついた操作ボタン等には、太線で大きく浮き彫り文字とする。
- 点字触読を妨げる構造や配置としない。(触読中に凸状のものが手に触れない。)
- 点字の表示方法については JIS T 0921、触知案内図の情報内容及び形状、表示方法については、JIS T 0922を参考。

▼音声による案内

- 音による案内で誘導を行う場合、単純な音とし、同一建物内においては統一する。
- 音声案内は聞き取りやすい提示方法とする。
- 非常時、緊急時における視覚障害者の避難、誘導案内などを、施設の実態に応じて、点字案内や声の案内(テープ)などで考慮しておく。
- 磁気センサーを用いた方式、ICタグや携帯電話のGPSを用いたGPS機能を用いて位置情報を得る方式等も有効である。

▼避難誘導

⇒■床面積 1000 m²以下の施設

- 避難用誘導灯を設ける場合には、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障害者に配慮した誘導灯を設ける。(努力規定)

色覚障害	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記する。 ○案内表示のデザインやボタン等の設備の設置の際には、背景色とコントラストに配慮する。 ○形だけで違いが分かるようにする。 ○色と色の境界には白又は黒の細線で縁取りをする。
聴覚障害	<p>▼設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○館内放送やアナウンス、非常ベルやサイレンなどの音声情報を、視覚、光、振動等の情報に転換して伝える。 ○インターホンでは音声の聞き取りが困難なため、双方向性のモニター付きインターホンを設置する。 <p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難用誘導灯を設ける場合には、点滅型誘導音装置付誘導灯その他聴覚障害者に配慮した誘導灯を設ける。(図4) ○便房内や浴室に非常時の情報が分かるように文字案内やフラッシュライト等を設ける。 ○フラッシュライトを設置したときは、その説明文を便所の入口などに掲示する。 ◇呼び出しなど音声による案内を行うところでは、文字情報表示設備を設ける。又は振動等による伝達機器を備える。(図1) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●(努力規定)：官公庁、医療施設、銀行等の案内設備には、文字情報表示設備を設ける。 ○耳マークには、「耳の不自由な方は、お申し出ください」等の文字を入れる。(図5)
内部障害	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇オストメイト対応器具のある便所は、当該便所の出入口又は付近、そして館内案内板等にその案内表示をする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒●オストメイト対応器具のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、その案内表示をする。 ○電子読み取りタグなど電波利用(発生)機器の設置にあたっては、人工心臓など植え込み型医療機器利用者への注意喚起を促すため、ステッカーなどによる表示を行う。 ○知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集(国土交通省)を参考。(http://www.milt.go.jp/common/000045596.pdf)
児童、乳幼児連れ	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児用ベッド(ベビーベッド)、乳幼児用いす(ベビーチェア)のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、そして館内案内板等にその案内表示をする。(図5) <ul style="list-style-type: none"> ⇒●乳幼児用ベッド(ベビーベッド)、乳幼児用いす(ベビーチェア)のある便所は、当該便所の出入口又は付近に、その案内表示をする。
その他	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の用途により主要な案内板・表示板等には外国語を併記する。 ○外国語を併記するときも、日本語表示が小さくならないよう配慮する。 ○ひらがなを併記する。

図1 文字情報表示設備の設置例

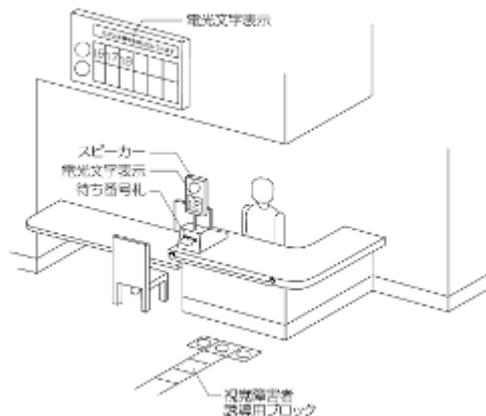


図2 車いす使用者用駐車施設の案内表示

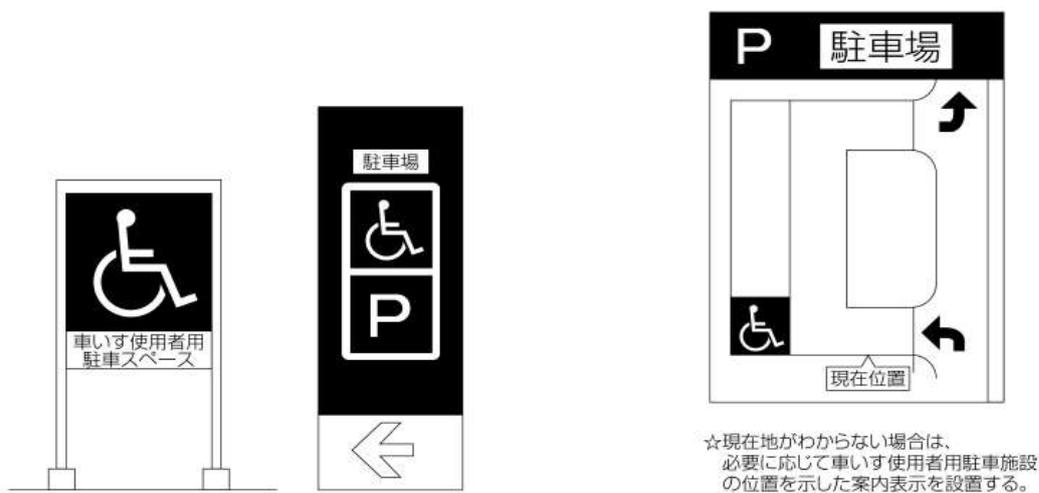


図3 車いす使用者用便房の案内表示



図4 視覚障害者に配慮した誘導音付の誘導灯



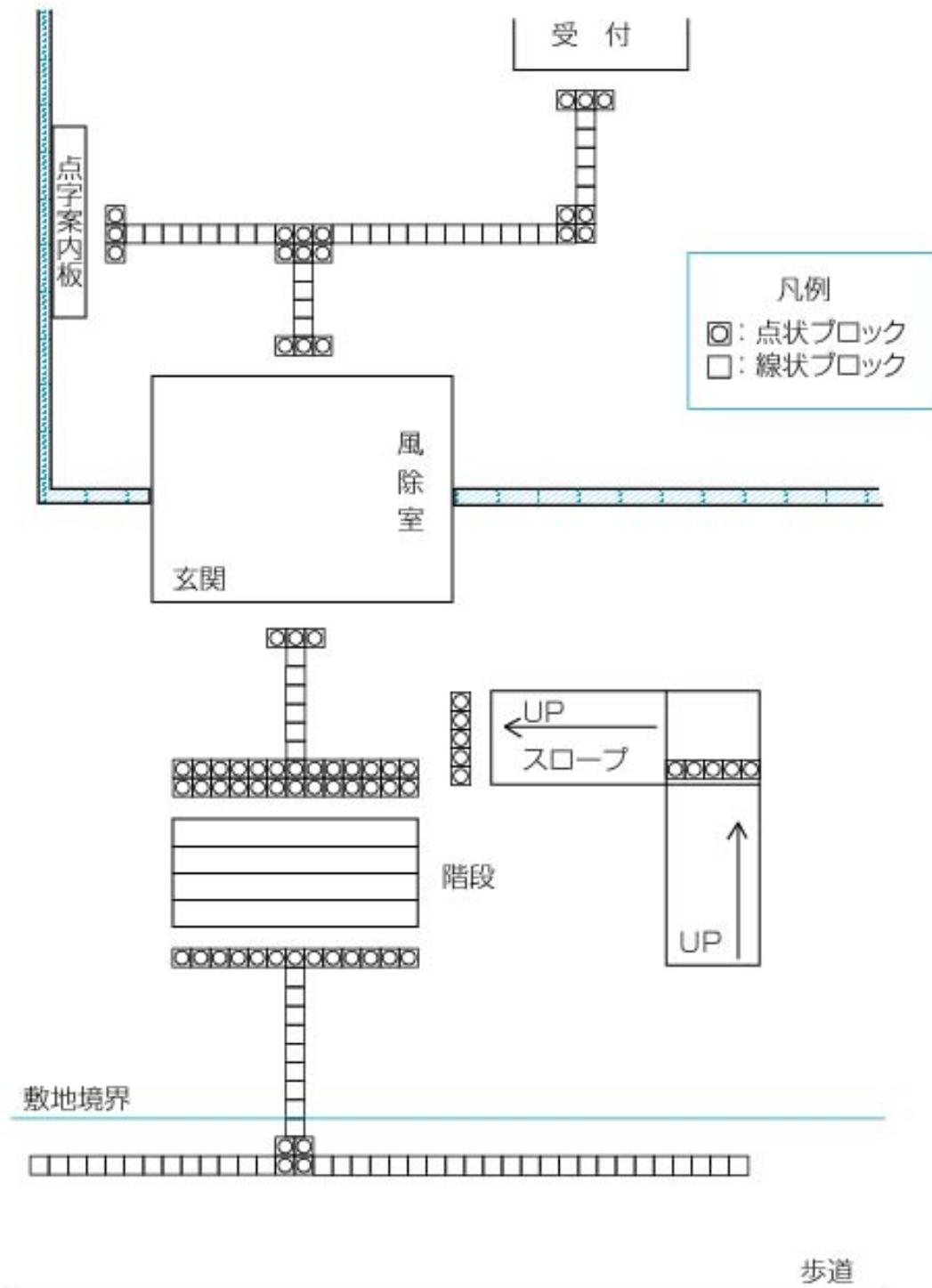
図5 館内案内表示例



案内表示の例

- (左上) A E D
- (右上) 耳マーク
- (左下) 授乳室
- (右下) ハートマーク

図6 誘導用ブロック敷設モデル例



	措置
共通	<p>▼床面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●粗面又は滑りにくい材料とする。 ○濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床をはって移動する場合を考慮し、体を傷つけない仕上げとする。 <hr/> <p>▼段</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出入口から浴槽等まで段を設けない。 <hr/> <p>▼出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇有効幅員 90 cm以上とする。(図1、2) ⇒●有効幅員 80 cm以上とする。 ●自動扉等で高齢者、障害者が容易に開閉して通過できる構造とする。 ●戸の前後に高低差を設けない。 ○シャワー室のブースはカーテン、アコーディオンカーテンでも可とする。 <hr/> <p>▼設備・備品等</p> <p>①水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水栓はレバー式等操作のしやすいものとする。 ○浴室用水栓はサーモスタットの付いたレバー式とする。 ○湯水の別を色分けなどにより明確に区別できるようにする。 ○個室用の浴室の場合、水栓取り付け高さは、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な高さとする。 <p>②シャワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはスライド式とするか、上下2カ所にヘッド掛けを設ける。 <p>③手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗い場及び浴槽の周囲に手すりを取付ける。(図1、2) ○手すりは水平及び垂直に配置する。特に洗い場、浴槽間の移動の動作を考慮して、浴槽近くには垂直タイプの手すりを設置する。(図2) ○脱衣室、洗い場間の移動の動作を考慮して、脱衣室、洗い場のしきり付近に垂直手すりを設置する。(図2) <p>④脱衣ベンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更衣、介助、休憩の際や荷物置き場として利用できる脱衣ベンチを設置する。 ○高さは、車いすの座面高さ(40~45 cm)と同程度とし、幅 1.8m程度以上、奥行き 45 cm程度以上とする。(大人が寝られる大きさ)(図1、2) ○上体の寄りかかるヘッドボードをつけ、表面仕上げはクッション材付きとする。 ○必要に応じ、脱衣ベンチの上部にぶら下がり用つり輪又は壁面に縦手すりを設ける。 <p>⑤ロッカー・収納棚</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱衣ロッカーは、補装具(義手義足など)を入れるため、大きめのものを設ける。 <hr/> <p>▼認識しやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各設備の視認性、識別性をよくする。 ○姿見など大型の鏡は空間の錯覚を起こしにくい工夫や設置場所に配慮する。 ○緊急通報ボタンは他のボタンと区別ができるものとする。 <hr/> <p>▼照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人が錯綜しやすい場所では、十分な照度又は空間が識別しやすい照明とする。

	<p>▼その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急通報ボタンを、転倒したときと浴槽から手の届く位置にループやひもを付けて設置する。 ○介助者が異性の場合を考慮し、一般用の更衣室とは別に独立した室を設ける等の配慮をする。
車いす使用	<p>■不特定多数が利用する浴室等の1以上(男女の区別があるときはそれぞれ1以上)</p> <p>▼出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出入口前後に車いす転回スペース(直径 1.5m程度)を設ける。(図1、2) <p>▼設備・備品等</p> <p>①浴室</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置する。(図1、2) ○浴室に車いす使用者用洗い場を設ける場合、車いす座面と同程度の40cm程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保する。 ○座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等十分配慮する。 ○浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40cm程度とする。また、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとする。 ○車いす使用者の利用に配慮して、個室用の浴室には、浴槽の縁の1ヶ所に車いすから移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。(図2) ○移乗台下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保する。 <p>②ロッカー・収納棚</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いすでの使用に適する高さ及び位置の収納棚を設ける。 ○収納棚は、下端30cm程度、上端1.5m程度、奥行き60cm程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようスペースを確保する。 <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シャワー用の車いすを備える。 <p>▼大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保する。(図1、2) ○2方向以上から介助しやすい空間を設ける。 ○シャワーブースや更衣ブースは、車いすで回転できるスペースを確保する。(図1、2)
視覚障害	<p>▼表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湯水の別を点字等により表示する。(図1、2) ○下足や更衣ロッカーの番号は、点字表示、周囲との明度差を大きく、浮き彫り文字などで触知できるようにする。
児童、乳幼児連れ	<p>▼設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児用ベッド(ベビーベッド)等を備える。

図1 車いす使用者が利用できるシャワー室・更衣室の整備例

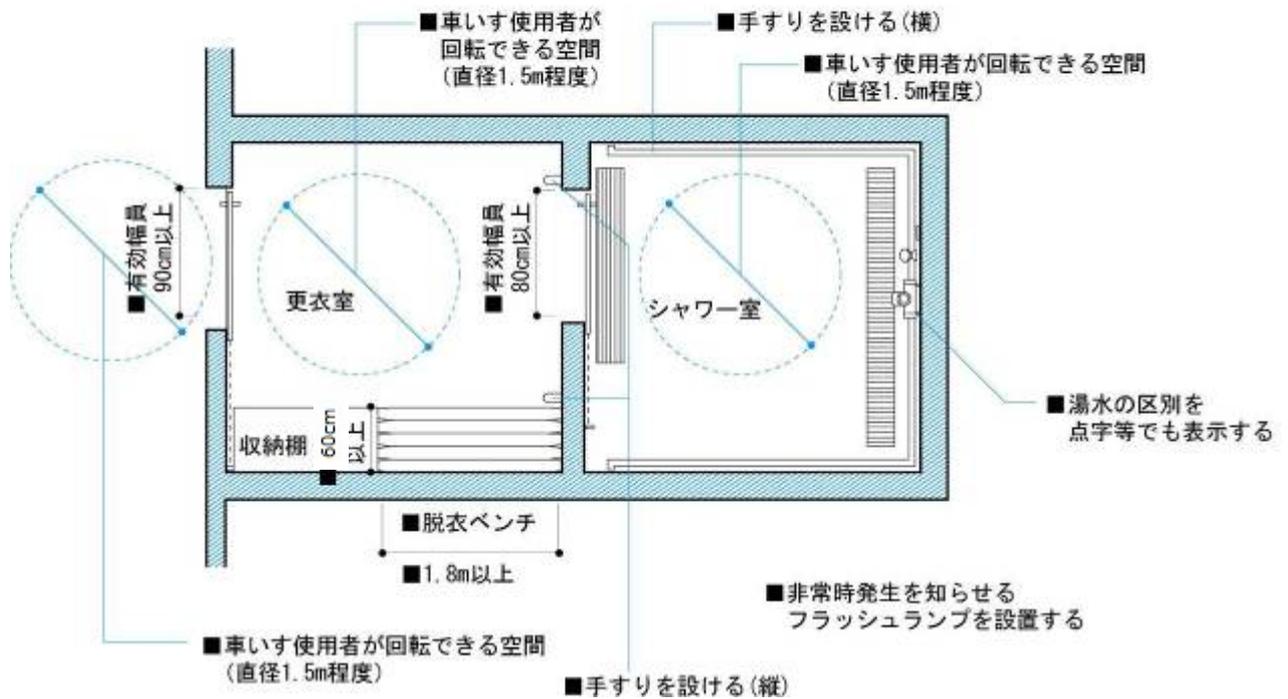
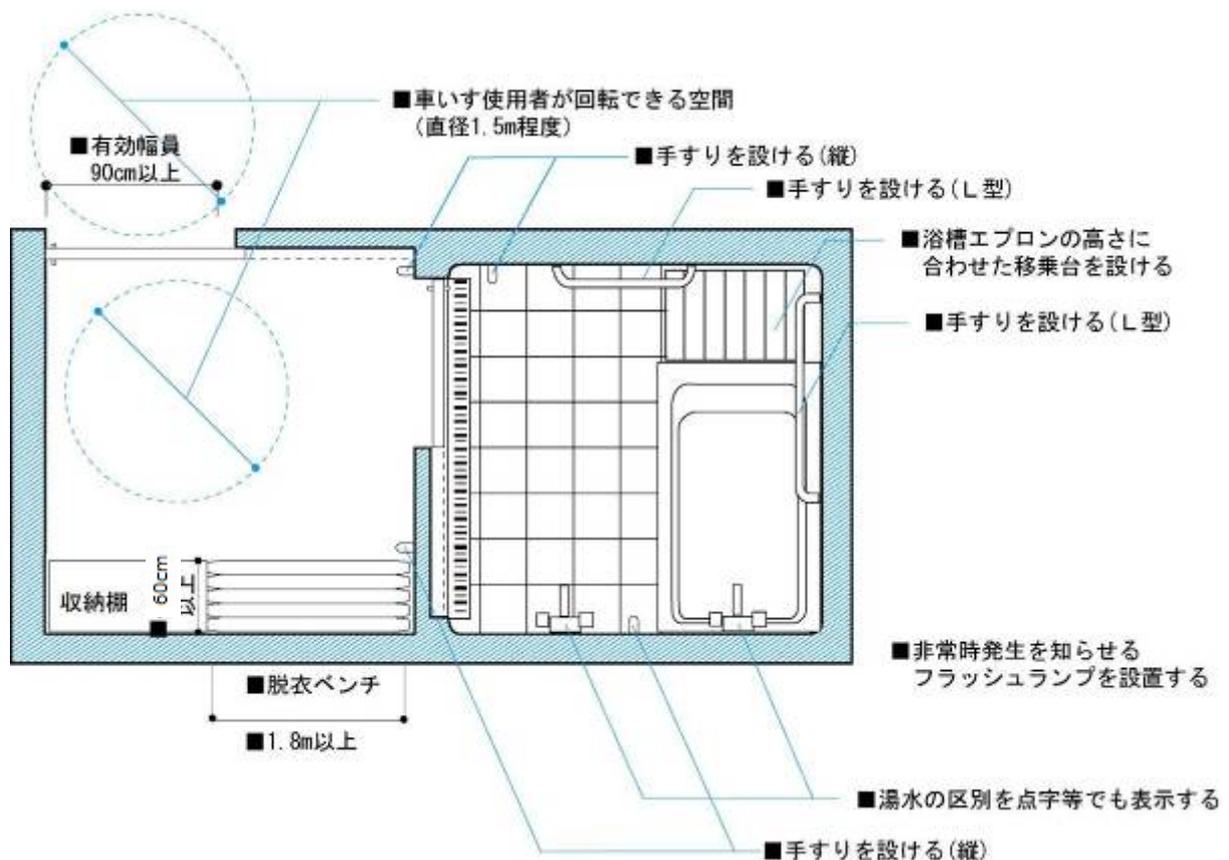


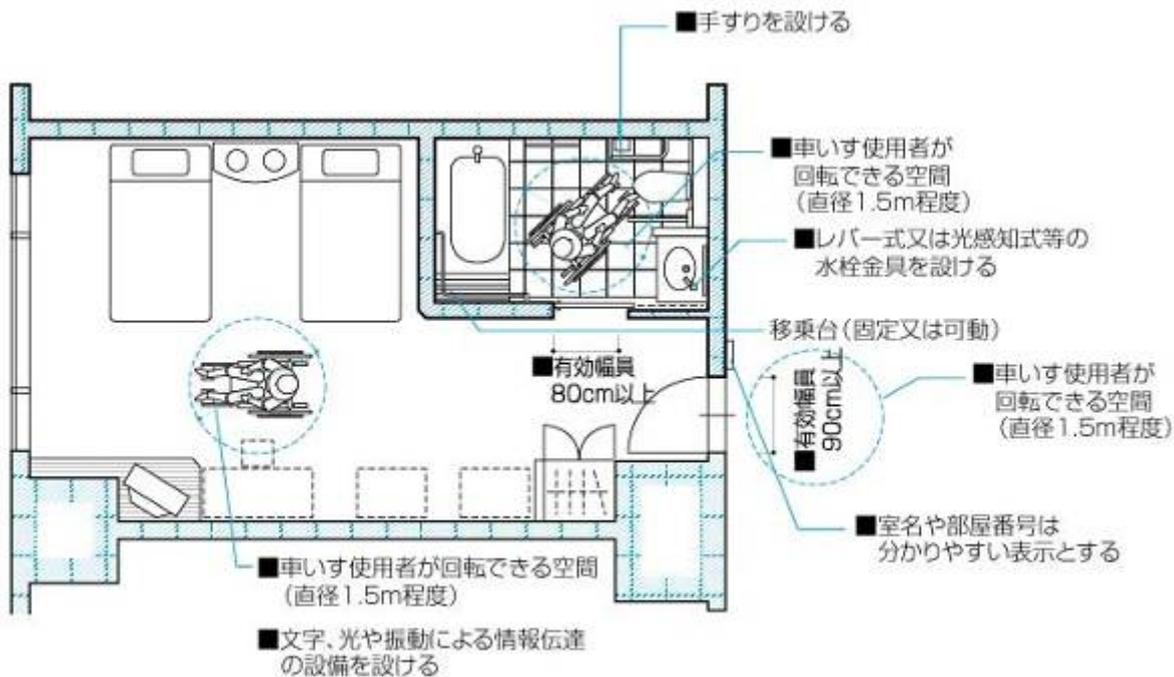
図2 車いす使用者が利用できる浴室・更衣室の整備例



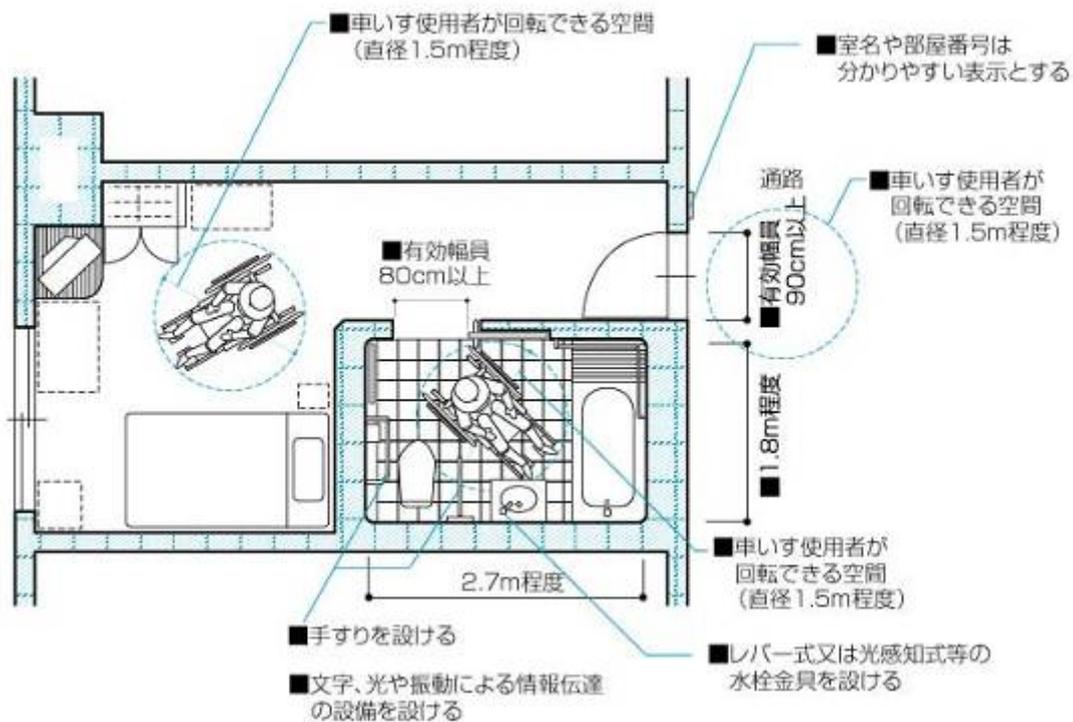
措置	
共通	<p>■すべての客室で</p> <p>▼仕上 ○浴室、便所を含み客室内に段を設けない。</p> <p>▼寸法 ◇客室の出入口の有効幅員は90cm以上とする。 ⇒●客室の出入口の有効幅員は80cm以上とする。</p> <p>▼設備・備品等 ○浴室、便所には手すりを設ける。 ○洗面台はレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えたものとする。 ○給湯管に足が直接接しないようにする。 ○操作ボタン類は1m以下の高さとする。 ○スイッチ類は形状、大きさなど操作性のよいものとする。 ○ベッドボードの高さはマットレス上面より30cm以内とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。 ○ベッドサイドキャビネットの高さはマットレス上面より10cm程度高くする。 ○クローゼットのハンガーパイプは上下移動するなど高さが選べるものとする。 ○照明は、ベッド上から操作できるものとする。</p> <p>▼表示 ○室名や部屋番号は、目線の高さで表示して近寄ってみることができ、分かりやすい表示とする（図と地のコントラスト、照明）。</p>
車いす使用	<p>■車いす使用者等に配慮した客室</p> <p>▼設置数 ◇全客室数が200室以下の場合にあっては当該客室数の1/50以上、200室を超える場合にあっては当該客室数の1/100に2を加えた数以上設置する。 ⇒●床面積が2000㎡以上でかつ客室総数が50以上のホテル・旅館に1以上設置する。</p> <p>▼寸法 ◇出入口の有効幅員は90cm以上とする。（図1） ⇒●出入口の有効幅員は80cm以上とする。</p> <p>▼出入口 ●戸は自動扉その他高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ●戸の前後には高低差を設けない。 ○出入口前後に車いす回転スペース（直径1.5m程度）を1以上設ける。（図1）</p> <p>▼仕上 ○床仕上にカーペットを使用する場合は車いすの操作に支障のない毛足長さとする。</p> <p>▼設備・備品等 ●車いす使用者用便所を設置する。（図1） ●車いす使用者用の浴室等とする。（図1） ○通路、浴室、便所、洗面所、机やベッドの脇などは、直径1.5m以上の空間を確保する。 ○浴室、便所、洗面所などには緊急通報ボタンを設置する。 ○浴槽の深さは50cm程度、エプロンの高さは車いす座面と同程度の高さ40～50cm程度とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○鍵は車いす使用者等が使いやすいものとする。 ○洗面カウンターと床の空間は高さ65 cm以上を確保しカウンター上端を70 cm程度とする。 ○コンセント、スイッチ類は高さ上限1.1 m程度と下限40 cm程度の間に設置する。 ○収納棚は下端30 cm程度と上端150 cm程度、奥行き60 cm程度で車いすのフットレストが入るものとする。 ○ベッド下に車いすのフットレストが入るものとする。 ○車いす使用者等に配慮した客室を複数設ける場合は、利き手の左右勝手を考慮して、扉の引き勝手・移乗台の方向などが逆になる部屋も設ける。
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ▼認識しやすさ <ul style="list-style-type: none"> ○通路側で扉の位置が分かりやすいデザインとする。 ○客室の鍵は視覚障害者に配慮し、分かりやすく操作しやすいものとする。 ○カード型キーの場合は、表裏を手ざわり等でわかりやすくした上で、1カ所に切り口を入れると挿入方向が確認でき使いやすい。 ○入口付近の照明スイッチ位置を分かりやすくする。 ○室内の空間、家具配置の分かりやすいデザインとする。 ○電話機やスイッチ類の位置や表示を分かりやすくする。 ○スイッチはトグル式のものは採用しない。やむをえず用いる場合は、起点で音が鳴る、リセットできるなど視覚障害者が使用しやすいものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▼仕上 <ul style="list-style-type: none"> ○床仕上に石を使用する場合は、照明が反射するような磨き仕上は避ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ▼表示 <ul style="list-style-type: none"> ○点字や浮き彫り文字で部屋番号、部屋名を表示する。
	<ul style="list-style-type: none"> ▼その他 <ul style="list-style-type: none"> ○必要な時に情報が得られるように、音声ガイドを設置する。 ○屋外に補助犬用の排泄場所を確保する。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ▼設備・備品等 <ul style="list-style-type: none"> ○文字、光や振動により、情報伝達、注意喚起、ドアロックの認知ができる設備を設ける。(図1) ○文字放送対応の客室テレビとする。 ○電話に代わる通信手段として、双方向性ファックスを設置する。 ○非常時には客室テレビ画面に強制的に緊急通報する。 ○フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置する。
内部障害	<ul style="list-style-type: none"> ▼設備・備品等 <ul style="list-style-type: none"> ○オストメイト対応設備を設置する。 ○温水及びシャワー水栓を設置する。 ○小物置きを設ける。汚物流しに落下しにくいように工夫する。(p77 図9参照)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▼設備・備品等 <ul style="list-style-type: none"> ○上肢の巧緻障害者用電話機を設置又は貸出す。

図1 車いす使用者用客室の例
○ツインルームの場合



○シングルルームの場合



13. カウンター等

措置

項目別の整備の考え方⇒42p

措置	
共通	<p>◇カウンター等は高齢者、障害者等の利用に配慮した部分を設置する。 ⇒●高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を1以上設置する。</p> <p>○立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう床及び壁にカウンターを固定し、必要に応じ手すりを設ける。</p> <p>○可動式のいすを備える。</p> <p>○受付カウンター、記載台、公衆電話、水飲み器等には車いす使用者の利用に配慮したものを併せて設置する。(子どもなど身長の高い人にも対応)</p> <p>○カウンターの高さは70cm程度とし、下部スペースは高さ65cm程度、奥行き50~60cm程度とする。</p> <p>○カウンター前面に車いす使用者が回転できるスペース(1.5m以上)を設置する。</p> <p>○カウンター周囲の床面は水平とする。</p> <p>○カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車いすで寄りつくとき等に手を掛けることができる。</p> <p>○カウンター等に操作を要する機器を置くときは、操作位置の最高高さが1m以下とする。</p>
視覚障害	<p>○視覚障害者には明るい方が見やすい人、反対に暗い方が見やすい人もいるため、机上の照度を調節できる手元照明を設ける。</p> <p>○スポットライトによる照明は避ける。</p> <p>○拡大読書器を設置する。</p> <p>○杖等を立てかける場所を設ける。</p>
聴覚障害	<p>○銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者の利用に配慮して電光掲示板、文字表示機器、振動呼び出し機器などで併せて対応する。</p> <p>○特に病院では、必要に応じてIT機器の活用を行う。</p>

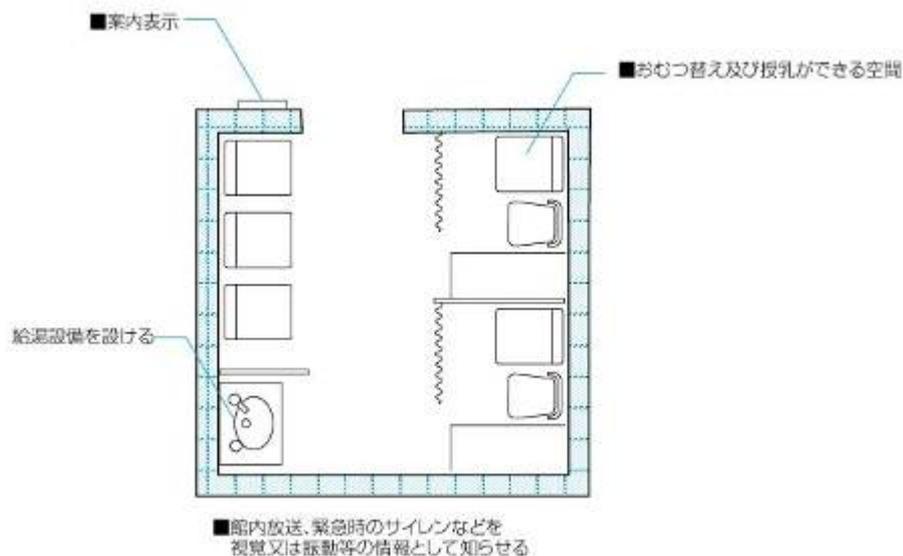
14. 授乳室等

措置

項目別の整備の考え方⇒43p

措置	
共通	<p>▼設置数</p> <p>◇官公庁、病院、物品販売店舗等乳幼児連れの利用が想定される施設では授乳室等を1以上設置する。</p> <p>→●官公庁、病院、物品販売店舗等には授乳室等を1以上設置する。(努力規定)</p>
	<p>▼設備</p> <p>○授乳専用の区画を設けてプライバシーを確保しながら複数の親子で同時に利用できるようにする。(図1)</p> <p>○世話をする人の男女の別なく共用する時は、個室として施錠できるようにする。</p> <p>○授乳もおむつ替えもできる部屋とする。(図1)</p> <p>○おむつ替えのための台等を適切に設ける。なお、配置については、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。</p> <p>○イスは授乳しやすいものとする。</p> <p>○給湯や哺乳ピンの消毒ができる設備を備えるか、それらができる場所や方法を案内する。(図1)</p> <p>○授乳のためのスペースの周辺には、荷物置き場を設ける。</p>
視覚障害	<p>▼表示</p> <p>○出入口付近には授乳のできる場所であることを表示する。(図1)</p> <p>○男性が哺乳ピンで授乳する場合もあり授乳室が女性専用であるとイメージさせないようにする。</p> <p>○授乳室等が2以上ある場合は最寄りの授乳室やおむつ替えができる場所を案内表示する。</p>
	<p>▼表示</p> <p>○利用にあたっての手引きや連絡方法、室内の配置や利用方法等を点字や触知図などにより案内する。</p>

図1 授乳室の整備例



	措置
共通	<p>▼設置場所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○形状、強度等に十分配慮する必要があるが、棚、窓の棧等を握りやすい形状とし、手すりとしても併用できるようにする方法も考えられる。 ○将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておく。 <p>▼連続性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すりは起点から終点まで連続して、壁に堅固に設置する。 ○廊下の手すりは両側に連続して設ける。柱型の突出部分についても、手すりをまわす。 ○エスカレーターや動く歩道乗降口の固定手すりは、ベルトと同じ高さ及び幅とする。 <p>▼高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すりの高さ（通路、廊下、傾斜路、階段）は以下の通りとする。（図1） （註：手すりの高さは、手すりの上端の高さを示す。） 1本の場合 H=75～85 cm程度 2本の場合 H=75～85 cm程度 H=60～65 cm程度 <p>▼移乗等動作補助用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○便所や浴室には動作に応じて水平及び垂直に適切に設ける。 ○位置が遠すぎる手すりなどは、動作の補助とならないため、適切な位置に設ける。 ○便房内の場合、手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないように注意する。 ○手すりを連続設置した場合であっても、ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておく。 <p>▼形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○断面の形状は、握りやすいことを第1の条件とし、外径3～4cm（小児用の場合3cm）程度とする。（図2） ○端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避ける等のため、曲げて納める。（図4） <p>▼壁との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○壁との間隔は、4～5cm程度とし、手すりの支持は、下側で行う。（図2） ○手すりの位置が認識できるよう周囲の壁等と識別しやすい色とする。 ○手すりがとりつく部分の壁の仕上げは、なめらかなものとする。 <p>▼材質</p> <ul style="list-style-type: none"> ○肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとする。 ○階段、傾斜路等の手すりは体重をかけた時に滑りにくいものとする。 ○金属製の手すりは、冬季になると冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とするなどの配慮をする。

	<p>○手すり及び手すりの支持で、静電気の放電が生じにくいものとする。</p>
<p>視 覚 障 害</p>	<p>▼設置</p> <p>○手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、注意が必要。</p> <p>○誘導用手すりが設置できない場合、音による案内などを設ける。</p> <p>▼表示</p> <p>○階段手すり及び廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。(図5)</p> <p>○階段手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、上端及び下端の水平部分に表示する。</p> <p>○エスカレーターや動く歩道乗降口の固定手すりの点字表示は、滞留が生じないように昇降機から離れた位置に表示する。</p> <p>○点字表示については、JIS T 0921 を参照。</p>

図1 手すりの高さの例

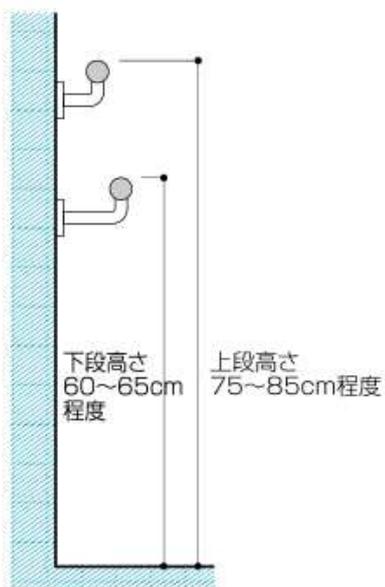


図2 手すりの位置と形状の例

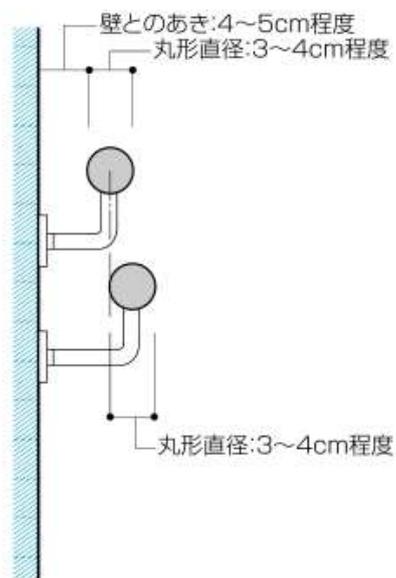


図3 傾斜路等の下端水平部分の例

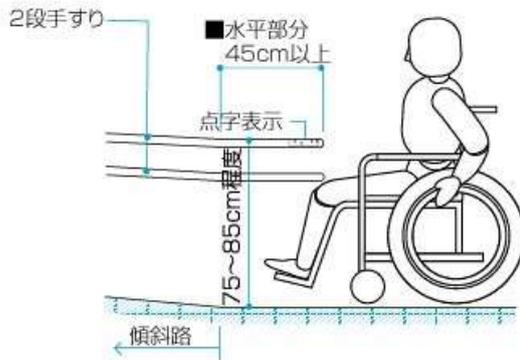


図4 手すりの端部の例

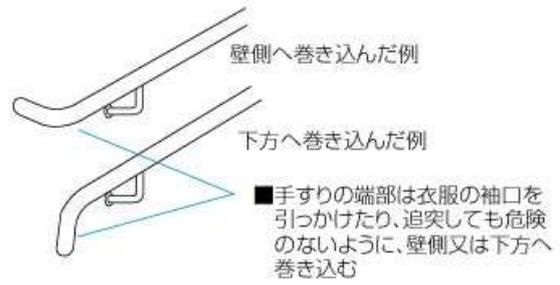


図5 点字と墨字による案内表示の例

